

広島県 薬剤師会誌

2021

隔月発行

9

No.295



〈巻頭特集〉

ヤクザイくんが行く！ Vol.6

廿日市市薬剤師会

『廿日市市五師士会の活動について』



公益社団法人
広島県薬剤師会

第41回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

広島県薬剤師会では、第41回の学術大会を「いつも誰かのそばに～地域に求められる薬剤師～」をテーマとし次の要領にて開催いたします。お誘い合わせの上、多数ご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

会期 令和3年11月7日（日）11：20～17：15（予定）

会場 広島県薬剤師会館
〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1
Zoom利用のWEB参加を原則とします。

募集開始は9月中旬を
予定しています。
FAX同報でご案内します。

主催 公益社団法人広島県薬剤師会

参加費 会員：2,000円（入金をもって受付といたします）
非会員：4,000円
学生（社会人は除く）は無料 割引コード[gakusei]をご入力ください。
※参加申し込みは、<http://gaku41.peatix.com>
あるいは右QRコードで



問い合わせ先：公益社団法人広島県薬剤師会
第41回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1
TEL：082-262-8931（代） FAX：082-567-6066
E-mail：yakuji@hiroyaku.or.jp

※日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度実施要領により、当大会参加者に3単位の受講シール申請中です。（薬剤師研修・認定システム（PECS）の本稼働が遅れておりまので現行システムでの単位付与となります。）

※お申し込みはInternet Explorerではなく、その他のブラウザ（Google Chrome、Safari、Opera、Microsoft Edgeなど）で接続してください（入力の際、文字入力ができないため）。

※WEB参加の方はログイン・ログアウトの確認のため、当日使用されるパソコンorスマートフォンから必ず一人、1台のデバイスで申し込みをしてください。

◆受講終了後はキーワードの報告（Googleフォーム）が必要です。遅刻・早退された方、キーワードのご報告がない方には、研修シールは配付できません。

広島県薬剤師会誌目次**No.295**

第41回広島県薬剤師会学術大会に参加を 2

《巻頭特集》

ヤクザイくんが行く！ Vol.6 廿日市市薬剤師会のご紹介 4

事業報告

- 退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会 6
- 日本薬剤師会改正薬機法に関する全国担当者会議 7
- 第59回広島県薬剤師会定時総会を開催 8
- 令和3年度第1回広島県循環器病対策推進協議会報告 10
- 研修シラバス検討委員会 11
- 核戦争防止国際医師会議（IPPNW）日本支部（JPPMW）総会および広島県支部総会 12
- 日本薬剤師会第98回定時総会 13
- 県民が安心して暮らせるための四師会協議会
医療・介護人材の育成・確保対策 WG 令和3年度第1回研修カリキュラム検討部会 14
- 日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師制度」における連携研修マッチングに係る全国説明会 16
- 広島県薬剤師研修協議会 18
- 令和3年度第1回広島県医師会糖尿病対策推進会議 19
- 第57回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）
中国・四国 in 福山 20

研修会報告

- 復職支援研修会 22
- 日本薬剤師会令和3年度病院診療所薬剤師研修会 24
- 第541回薬事情報センター定例研修会 25
- 健康サポート薬局研修会 27
- 令和3年度ヒロシマ薬剤師研修会 29
- 令和3年度第2回薬剤師認知症対応力向上研修 30

福利厚生 指定店一覧 31

- お知らせ 34
- 薬事情報センター 101
- 研修会のお知らせ 111
- 薬剤師の休日 126
- 薬局紹介⑧ 127
- 書籍等の紹介 128
- 編集後記・表紙写真解説 132
- 薬剤師連盟のページ 色紙

第41回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

広島県薬剤師会では、第41回の学術大会を「いつも誰かのそばに～地域に求められる薬剤師～」をテーマとし次の要領にて開催いたします。お誘い合わせの上、多数ご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

会期：令和3年11月7日（日） 11:20～17:15（予定）

会場：広島県薬剤師会館

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1

Zoom利用のWEB参加を原則とします。

主催：公益社団法人広島県薬剤師会

参加費：会員 2,000円（入金をもって受付といたします）

非会員 4,000円

学生（社会人は除く）は無料 割引コード [gakusei] をご入力ください。

※参加申し込みは、<http://gaku41.peatix.com> あるいは右QRコードで

問い合わせ先：公益社団法人広島県薬剤師会 第41回広島県薬剤師会学術大会実行委員会

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1

TEL：082-262-8931（代） FAX：082-567-6066

E-mail：yakujimu@hiroyaku.or.jp

募集開始は9月中旬を

予定しています。

FAX同報でご案内します。



※日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度実施要領により、当大会参加者に3単位の受講シール申請中です。

（薬剤師研修・認定システム（PECS）の本稼働が遅れておりますので現行システムでの単位付与となります。）

※お申し込みはInternet Explorerではなく、その他のブラウザ（Google Chrome、Safari、Opera、Microsoft Edgeなど）で接続してください（入力の際、文字入力ができないため）。

※WEB参加の方はログイン・ログアウトの確認のため、当日使用されるパソコンorスマホから必ず一人、1台のデバイスで申し込みをしてください。

◆受講終了後はキーワードの報告（Googleフォーム）が必要です。遅刻・早退された方、キーワードのご報告がない方には、研修シールは配付できません。

プログラム

（敬称略）

司会 常務理事 中川潤子

受付開始 11:20

開会の辞 11:50

副会長 谷川正之

挨拶

会長 豊見雅文

表彰式

口頭発表 12:30～14:05（発表10分+質疑3分）

座長 副会長 青野拓郎

1. 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の展開」に基づく
「ポピュレーションアプローチ事業」のアンケート調査とその解析

広島市域薬剤師会 大井健太郎

2. 広島市高齢者の保健事業と介護の一体的実施事業におけるハイリスクアプローチ
「服薬管理モニタリング・指導」に関する研究

広島市域薬剤師会 高橋 強

3. 「健康フェア（漢方）」における漢方薬局の取り組み及び
漢方的肥満体质と肥満関連遺伝子との関連性について

東広島薬剤師会 島崎一郎

座長 副会長 豊見 敦

4. 広島市域住民の考える薬局薬剤師職務及びその期待に関する意識調査

広島大学大学院 池田佳代

5. 薬局実務実習の現状と薬学生の視点による課題の検討と今後の可能性

福山大学薬学部 高根 浩

6. 広島県版トレーシングレポートに関する広島県病院薬剤師会の取組み

広島県病院薬剤師会 地域医療連携支援検討委員会 大東敏和

7. 適正使用につなげる「電子化された医薬品情報」の利活用について

広島県薬剤師会薬事情報センター 水島美代子

シンポジウム 14:10~17:15

テーマ「新型コロナウイルス感染症治療・対策において薬剤師ができること」

座長 会長 豊見雅文
副会長 松尾裕彰

基調講演 14:10~15:15

「新型コロナウイルス感染症対策について」

広島大学病院感染症科 教授 大毛宏喜

講演 15:15~15:40

「広島県における新型コロナウイルス感染症対応～こんなところにも薬剤師～」

広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 参事 岡田史恵

15:40~16:05

「新型コロナウイルス感染症治療・対策において薬剤師ができること

～病院薬剤師による入院時から退院にむけた患者支援について～」

県立広島病院 薬剤科 笠原庸子

16:05~16:30

「新型コロナウイルス感染対策において薬剤師ができること

～広島県と連携したPCR検査 薬局・薬剤師の役割～」

広島市域薬剤師会 中野真豪

16:30~16:55

「新型コロナウイルス感染症治療・対策において薬剤師ができること

～災害対策委員会としての活動～」

広島県薬剤師会災害対策委員会 串田慎也

総合討論 17:00~17:15

閉会 17:15

専務理事 野村祐仁

卷頭 特集

ヤクザイくんが行く! Vol.6

廿日市市薬剤師会のご紹介

廿日市市五師士会の活動について

廿日市市薬剤師会 渡邊 理恵子



廿日市市薬剤師会は廿日市市五師士会に参加しています。廿日市市五師士会は、2005年に医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、福祉士会（社会福祉士・精神保健福祉士）の5つの専門職が集結して、学術の向上に励み、会員間の親睦に努め、廿日市市に地域包括システムを構築するために設立しました。2011年には、理学療法士会、2012年には、介護支援専門員連絡協議会、2013年には、栄養士会、2015年には、作業療法士会と言語聴覚士会が加入し、現在は理学療養士・作業療法士・言語聴覚士の3つの職種がリハビリ士会としてまとまり、計8つの団体が所属し活動しています。

2011年には県のモデル事業を受託し、広島県内では初めて医療、介護、福祉について総合的に対応する「ちょっとひと息医療とふくしの相談室」という無料の相談室を開設し地域包括支援センターと共同で活動をしています。相談室では、廿日市市五師士会に所属する専門職が廿日市市の市民センター、集会所に直接出向き月2回各地域を巡回する形で開催しています。受付で相談事を聞き取り各ブースに振り分けをします。相談事のない方もコミュニケーションの場として来られます。例えば…“お医者さんにちょっと聞きたいことがあるけど病院に行ったほうが良いのか”“介護保険の使い方が分からない”“薬の飲み合わせが心配”“隣のおばあちゃんが心配”

“専門職の人や地域の方と話がしたい”“地域の方のお世話をする中での悩みを誰かに相談したい”とか。

薬剤師ブースには、病院で薬をもらった際に、それがどんな薬なのか、なぜ必要なのか説明を受けてもわからなかった方々や、市販薬・サプリメント、お薬手帳・現物を持参される方も来られます。服薬したかどうか判らない方には、お薬カレンダーやプラスチックケース等、薬局さながらの相談に乗っています。また、団体持ち回りで15分程度のミニ講座を開催しています。

この集まりは、相談室を開催する地域の民生委員さんや地域でお世話をされている方を招集して回覧チラシの配布、年間ポスターを病院や薬局、コンビニ、地域のゴミステーションに貼ってもらっています。開催日は、「はつかいち広報」に掲載しています。

現在は「ちょっとひと息医療とふくしの相談室」は、コロナ禍のため縮小しています。

2020年の日本人の平均寿命は、女性が87.74歳、男性が81.64歳となり、女性は世界1位、男性は2位になりました。医療・福祉・介護の専門職が連携して住民組織とのネットワークを作ることで、少しでも長く住み慣れた地域で安心・安全にくらし続けられるような取り組みの一助になれたらと思っています。



廿日市市大規模接種の報告



廿日市市よりワクチン接種体制強化のため廿日市市薬剤師会に協力要請がありました。

7月26日に廿日市市薬剤師会で新型コロナワクチン集団接種事前説明会を開催し、すでに希釈・溶解を行っている秋本伸先生の指導の下、作業を学習しました。

8月8日からグローバルリゾート総合スポーツセンターサンチェリーで大規模接種開始となりました。

コロナワクチン不足のため1000人／日で（ファイザー製）となりました。「大規模接種会場」での業

務は当初、予診票確認のみ依頼をされていたのですが、薬剤師会より市にワクチン調整業務の担当も提案致しました。

毎週日曜日調整業務1名予診票確認2名で参加しています。

現在JA広島総合病院薬剤部の先生方も出務頂いて、1日約1000人分のワクチン調整にも協力をしています。

大雨の中頑張ってこられている市民の皆様の姿を見て、業務の大切さを実感しています。



退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会



常務理事 秋本 伸

開催日：令和3年6月14日（月）

場 所：Zoom

退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会は、広島県の平成30年度地域医療介護総合確保事業の中に組み込まれた退院時カンファレンス等メンター制度を踏まえて始動しました。

当初の事業予定としては、各支部の担当者に事業内容等をレクチャーした後、退院時カンファレンスに出たことのある薬剤師と共に現場においてこれから在宅医療に取り組む予定の薬剤師へ指導を行い、在宅対応や多職種連携ができる薬剤師を育成することでした。しかしながら、薬局薬剤師が退院時カンファレンスに呼ばれることは少なく、病院薬剤師の参加も施設によって大きな差があったためメンター制度を行うにはメンターとなる薬剤師の確保が困難でした。また、多職種連携についても薬局や地域によって大きな差がありました。そこで、まずは現状の把握と、在宅医療へ参画するために必要なことを抽出するためアンケート調査を実施し、その調査結果を基に、メンター制度にこだわらず在宅医療推進に向けた取り組みを行うこととなりました。

昨年度は、呉市、東広島市、広島市安佐南区の居宅介護支援事業所及び薬局に対して在宅医療・介護連携に対するアンケート調査を実施し、在宅医療での多職種連携の要となる介護支援専門員との連携強化を目的として、「薬剤師とケアマネジャーが連携して在宅医療に取り組むには」をタイトルとした薬剤師と介護支援専門員による座談会を開催しました（コロナ禍での開催であったためWeb配信）。3つの地域から薬剤師と介護支援専門員に1名ずつと、オブザーバーとして病院薬剤師にも参加していただき、日頃の業務に関することや地域での連

携方法、双方に望むことなどについて討論していただきました。

今年度より、本事業は「在宅医療におけるチーム医療充実に向けた薬剤師の連携強化事業」として新たに始動することになりました。事業目的は、在宅医療提供体制の充実のため在宅医療に参画し多職種連携ができる薬剤師を増やし、薬剤師による在宅医療の量と質の向上を図ることであり、多職種連携の推進のための課題調査事業と、多職種連携チーム研修事業について行ってまいります。具体的な取り組み内容ですが、今年度は昨年度とは地域を変えて福山市、府中市、尾道市、廿日市市、大竹市の居宅介護支援事業所及び薬局を対象に昨年と同様のアンケート調査を実施しました（7～8月に実施済み）。現在、調査結果の解析中です。昨年度はその調査結果を基に座談会形式の研修会を開催しましたが、今年度もアンケートの結果を踏まえた研修会を開催する予定です。また、この取り組みは単発で研修会を開催するのではなく、ニーズに応じた内容で継続的な開催を検討しています。

在宅医療への参画は、薬局や薬剤師によって差があるのが現状です。薬局の勤務形態や地域の医療状況などにより参画が困難な場合もあるとは思いますが、一人でも多くの薬剤師が地域に出て薬剤師としての職能を発揮できるよう委員会として検討してまいります。今後もアンケート調査等を実施することがあるかと思いますが、その際には事業にご理解いただきご協力賜りますようお願いいたします。

日本薬剤師会改正薬機法に関する全国担当者会議



常務理事 竹本 貴明

開催日：令和3年6月19日（土）13:00～16:00

場 所：オンライン（TKP市ヶ谷カンファレンスセンター）

次 第 (敬称略)

司会：日本薬剤師会 常務理事 有澤 賢二

1. 薬機法改正を受けて

日本薬剤師会 会長 山本 信夫

2. 法改正の概要について（法改正の考え方、その後の様々な動向）

厚生労働省 医薬・生活衛生局 安川 孝志

3-1. 薬局・薬剤師を取り巻く課題と日本薬剤師会の対応

常務理事 長津 雅則

3-2. 令和3年8月1日施行事項：認定薬局等について

常務理事 豊見 敦

3-3. 令和3年8月1日施行事項：薬局における法令遵守体制の整備

専務理事 磯部総一郎

4. 質疑応答

5. 閉会挨拶 副会長 田尻 泰典

ており、多くの薬剤師・薬局が患者や他の職種から意義を理解されていないという危機感がない」など重く受け止めるべき指摘がなされました。

その指摘に対して、いまの薬剤師の業務を変えていく、患者や他の職種にしっかりと理解してもらうことが重要なミッションであり、法改正公布後に「調剤後の服薬期間中のフォローアップ」「オンライン服薬指導」「特定の機能を有する薬局の認定制度（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）」「法令遵守の整備」「緊急避妊薬の取り扱い（オンライン診療に基づく調剤対応）」「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会での議論」「電子処方箋の実現に向けた検討」など様々な観点から動いていることが説明されました。

次第3-1では健康サポート機能の充実・強化、オンライン服薬指導、再使用可能処方箋、緊急避妊薬の取り扱い（オンライン診療に基づく調剤対応）、敷地内薬局への反対、新型コロナワクチン接種に関する取組み、地域医薬品提供計画（仮称）の策定の推進について、3-2では、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）のそれぞれの認定要件、3-3では法令遵守体制の整備のために、薬局開設者、管理者が行わなければならぬことが説明がされました。

講演の中で安川孝志薬事企画官が、「これからは処方箋を受けるだけで生計が成り立つ時代は続かない、健康づくり、介護予防など地域住民のために多様な業務に如何に取り組むか、令和の時代の薬剤師・薬局の方向性は自らが考えて作り上げていっていただきたい」と叱咤激励の言葉を言われていました。その言葉に応えられるよう、今ある現状が当たり前と思わずに、常に変化する環境をしっかりと理解し、行動できるよう一層努めなければと感じました。

次第2、「法改正の概要（法改正の考え方、その後の様々な動向）」では、2015年の規制改革会議での医薬分業のあり方をはじめとし、患者のための薬局ビジョンの策定、2016年には調剤報酬改定でかかりつけ薬剤師の新設、健康サポートの届出開始、2018年には地域支援体制加算の新設、2019年には薬機法等の改正法の公布を通して、ここ数年「対人業務の充実が必要」とメッセージを発信していますが、2018年の医薬品医療機器制度部会におけるとりまとめでは、「医薬分業のメリットを患者も他の職種も実感できていない」「対物中心で業が成り立つ

第59回 広島県薬剤師会定時総会を開催

第59回広島県薬剤師会定時総会は、去る6月20日(日)午後1時から広島県薬剤師会館に於いて開催された。

総会は、吉田亜賀子常務理事の司会のもと、まず、青野拓郎副会長の開会の辞に始まり、続いて、薬剤師綱領の默読後、豊見雅文会長が挨拶された。

次に、山本信夫日本薬剤師会会长、藤井基之参議院議員、日本薬剤師連盟本田あきこ副会长からの祝電が披露された。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る各地域薬剤師会の市町等との協力体制について、各地域薬剤師会の代議員より報告された。

次に、議長の野村伸昭氏(広島)、副議長の池田和彦氏(広島佐伯)が、正・副議長席に着席、直ちに出席者数の確認があり、定款第20条の規程による定足数の2分の1(定足数41名)以上に対して、出席者数(委任状を含む)80人(うち会場26名、Zoom33名、書面表決20名、委任状1名)が確認されて、総会の成立が宣言された。

続いて、議事録署名人には藤川美幸氏(安佐)、永井清之氏(竹原)が議長から指名された。

次に、報告事項及び議案等の審議に移り、報告事項第1号から第4号までの4件を一括上程議題とし、理事者の説明が次のとおり行われた。

(報告事項の説明)

報告第1号 令和2年度業務執行(公衆衛生)
(野村祐仁専務理事、青野拓郎副会長、松尾裕彰副会長)

報告第2号 令和2年度業務執行報告(会館)
(野村祐仁専務理事)

報告第3号 令和2年度業務執行報告(薬局)
(野村祐仁専務理事)

報告第4号 令和2年度業務執行報告(共益)
(野村祐仁専務理事)

以上の報告事項の説明終了後、暫時休憩した。

<休憩 午後2時35分、再開 午後2時45分>

会議再開後、議案について理事者の説明が次の通り行われた。

議案第1号 令和2年度決算の承認について(案)

(谷川正之副会長)

令和2年度貸借対照表

(柚木りさ常務理事)

令和2年度正味財産増減計算書

(柚木りさ常務理事)

財務諸表に対する注記

(柚木りさ常務理事)

附属明細書

(柚木りさ常務理事)

令和2年度貸借対照表内訳表

(柚木りさ常務理事)

令和2年度正味財産増減計算書内訳表

(柚木りさ常務理事)

令和2年度公益目的事業会計内訳表

(柚木りさ常務理事)

財産目録

(柚木りさ常務理事)

監査報告書

(村上信行監事)

質疑応答・討議の後、各議案は承諾された。

次に、議案第2号について説明があった。

議案第2号 公益社団法人広島県薬剤師会

定款の一部改正について(案)

(豊見雅文会長)

質疑及び討議の後、承諾された。

最後に

○「地域連携薬局」等、各種薬局制度について

○各種カードについて

質疑が行われた。

以上で議事を終了し、谷川正之副会長の閉会の辞を以て閉会された。



【会長挨拶】

会長 豊見 雅文

みなさんこんにちは、広島県薬剤師会の豊見です。よろしくお願いします。

今日もこういう状況で、代議員の皆さん、後ろをご覧になってください。あれだけの理事と代議員の仲間がオンラインで参加をしております。

今日で全県下緊急事態宣言が解除になるのですが、広島市と東広島市と廿日市市の3市については、明日からもアルコール類の制限を続けまして、7時までしか供給できない・しないという状況がまだ続いて参ります。7月11日を過ぎたらどうなるかわかりませんが、かなり厳しい状況が続いていると思います。

我々薬剤師はありがたいことにワクチンを早々に打たせていただきまして、こうやって集まることができましたが、一応マスクをして密を避ける状況の中で総会を開くということになりました。

ワクチンの集団接種については、各地域でお手数をかけて募集から、研修、コーディネート、実際の分注まで、いろいろ頑張っていただいております。本当にご苦労様でございます。今日はその事を各支部からご報告いただく時間を特別に設けておりますのでよろしくお願いします。

5月中にはテレビで「薬剤師」と言う言葉がほとんど毎日のように聞かれました。というのは、薬剤師もワクチンの打ち手として、働けるのではないかということがコメントや専門家から話がでて参りました。最後の方では東京都医師会の会長までが薬剤師も接種を手伝ってもらいたいと言いだすような状況になりました。5月31日に「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏えた対応のあり方等に関する検討会」という長い名前の検討会が開かれたのはご存じのとおりです。その中で、結果として薬剤師は専門性を活かして、▲予診のサポート（問診・予診票の確認、予診票の記入の補助を含む）、▲薬剤服用歴の確認や副反応等に関する事前の説明等を行う、▲ワクチンの希釈及びシリンジへの充填をおこなう、また接種後の状態観察を行うというということが示されました。残念ながらこの検討会では、薬剤師によるワクチン接種は見送られることになりました。しかし、その検討会で「薬剤師による接種に関しては今後の接種の進捗状況を見つつ、必要に応じて検討する」と完全否定ではなかったと報道されております。

そこで、中国5県の薬剤師会会长に声をかけて日薬に要望書を提出いたしました。「日本薬剤師会にはこの際、



消極的な姿勢ではなく、『薬剤師が国民の健康増進の役に立つためにワクチンを接種することができるよう、歯科医師と同様に実質的違法性阻却による制度改正を強く希望する』と薬剤師会も表明していただきたい」という要望書を提出いたしました。その後、大阪府薬やその他の県薬からも同様な要望書が提出されたと聞いております。何年かかるか分かりませんが、諸外国の薬局と同じように薬剤師がワクチンを打てるような状態にして、職能を拡大していくということを頭の中においた上での要望書でございました。

それが実現するように頑張っていきたいと思っています。日薬もそのための研修会カリキュラムを作っている最中です。広島県薬も筋注用のシミュレーターを買いました。いつでも筋注の研修会を開催できるように準備はしております。いつのことになるかは分かりませんが、いざれそういう時代が来ることを夢見ております。

薬機法が改正されて、8月から地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の認定が始まります。これは県知事が認定するもので、1年ごとに更新しなくてはいけないと言われています。8月に始まりますので、その準備がありますが、それにもかからなくてはならない。是非とも地域連携薬局に多くの薬局が申請をしていただきたいと思っております。

これ以外に薬局の将来についていろいろ会議が開かれ示唆をされております。日薬からもデータがでておりますが、保険調剤のみに特化をするのではなくて、住民の健全般に責任がもてる薬局をつくってほしいといわれています。保険調剤のみに頼っている薬局だと将来持たないという認識なのです。例えばオンライン服薬指導、今までかかりつけ薬局として、顔を見たことのある患者さんのみオンライン服薬指導が可能という原則でしたが、規制緩和の力が強くなって最初から出来るかもしれないという話もでております。最初から出来るということは大手通信販売業の薬局が全国を席巻してしまう可能性がある訳です。すでに流通業者の倉庫の中に薬局を作っているところもあるときであります。これがどうなっていくかわからない。我々が保険調剤にだけ特化した薬局で、将来やっていけるかどうか危惧している状況です。なんとか克服して行かなければならぬと思っています。

今日は決算総会ですが、これから薬局あるいは薬剤師についてどうなっていくか議論できるような総会になればと思っています。よろしくお願いします。

令和3年度 第1回 広島県循環器病対策協議会報告



副会長 谷川 正之

開催日：令和3年6月21日（月）18：30～20：30

場 所：オンライン（広島県庁北館2階 第1会議室）

事務局（広島県健康福祉局健康づくり推進課）の豊田義政課長の司会で開会された。

開会の挨拶は、広島県健康福祉局木下栄作局長より、広島県における循環器病は、全国同様に死因の1/4を占め、心疾患の年齢調整死亡率は全国平均を上回っている状況であり、対策を強化していく必要がある。本県では昨年、第7次広島県保健医療計画の中間見直しを行い、脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患については、地域の保健医療体制を確保していくための取組を進めている。国は令和元年12月に循環器病対策基本法を施行し、昨年10月には国の循環器病対策推進基本計画の閣議決定が行われた。この国的基本計画に基づく都道府県の計画の策定と計画に基づく取組が求められている。本県においても各専門分野の委員の皆様のご参画によって、広島県循環器病対策推進計画策定に向けた検討を行い、循環器病対策を進めていきたい等であった。

議事は、

- (1) 広島県循環器病対策推進協議会について
- (2) 会長の選出、副会長の指名について
- (3) 国の循環器病対策について
- (4) 「広島県循環器病対策推進計画」の策定方針について
- (5) 循環器病対策の現状と課題について
- (6) その他

であった。

まず会長に広島大学大学院医系科学研究科循環器内科の中野由紀子教授を選出し、中野会長が副会長に広島大学大学院医系科学研究科脳神経内科学の丸山博文教授を指名された。

冒頭、国で基本法ができ、県で対策協議会を立ち上げているが、もともとの5疾病5事業の中に循環器と脳卒中があり、保健医療計画との整合性はどのようにとるの

か、と一般社団法人広島県医師会常任理事の中西敏夫委員の質問について、事務局より第1次広島県循環器病対策推進計画の期間は2年間である。令和6年度に第8次広島県保健医療計画の改正があるので、現在の第7次広島県保健医療計画との整合を図っていきたいと考えているとの説明があり協議に入った。

事務局より、資料に基づいて「国の循環器病対策について」「広島県循環器病対策推進計画の策定について」の説明があり、各委員がそれぞれの立場で意見交換がおこなわれた。

各委員の意見に対し、脳卒中については、地域連携パスを地対協で策定し、実施されているところである。本年度、広島県循環器病対策推進計画を策定し、来年度、脳卒中地域連携パスの促進に向けて、部会を設け協議を行っていきたいと考えている。心血管疾患については、広島大学で心臓いきいき推進事業を実施されているので、その中で心筋梗塞・心不全手帳の普及に努めたい。現在の第7次広島県保健医療計画に掲げている施策の方向に沿って、第1次広島県循環器病対策推進計画を策定していくこととしていると、事務局より答弁があった。

循環器病対策の現状と課題については、患者・家族の代表として参加された委員から、肉眼的には早歩きや階段を上がるのがしんどく、散歩も1日4,000歩歩けばしんどい。1,500～2,000歩程度を歩く生活しかしていない。広島県の値と全国の値を比較しているが、全国平均から良ければそれで良いとするのか、広島県がどこを目指しているのか気になる部分であるとの意見があった。

最後に豊田課長より、種々貴重な意見をいただいた。全国からずれないように広島県の特徴をどう出していくか、広島県として目標をどこに置くのか、何を目指すのかという御意見もあり、重く受け止めている。多くの御意見を踏まえた骨子案を作成していきたいと述べられ閉会となった。

研修シラバス検討委員会



常務理事 中川 潤子

開催日：令和3年6月22日（火）
場 所：Zoom・広島県薬剤師会館

日本薬剤師会は平成30年度、「患者のための薬局ビジョン」を実現し地域医療の質の向上を図るため、「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業」を実施し、「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」を作成しました。薬剤師が対人業務においてその専門性等を發揮し、かかりつけ薬剤師としての役割を果たすために、関係団体・学会等がこのシラバスを共通の指標として、必要な研修会を提供していくことが期待されています。

研修シラバスは、

- I. 倫理・社会資源の活用
 - II. 医療薬学的知識と技能
 - III. 疾病特性に基づく薬学的管理・指導の知識と技能
- から構成されており、I章は5項目、II章は16項目、III章は12項目の計33項目から成っています。

広島県薬剤師会研修シラバス検討委員会では、各地域薬剤師会で開催している研修会の実施状況についての調査・集計をし、その集計結果をもとにシラバスを網羅できるよう、研修会の内容などを検討しております。なお、集計期間は、平成31年1月1日～令和元年11月30日、令和元年12月～令和2年12月31日、令和3年1月1日～令和3年12月31日の3年間を予定しております。この集計に関してはかなり大変なことと承知しておりますが、調査の趣旨をご理解頂き、引き続きご協力をお願いいたします。

研修シラバス検討委員会の研修会は情報センターと連携しながら年間5回程度（原則第2土曜日）開催していく予定しております。

令和3年4月10日に第1回目の研修会「令和3年度介護報酬改定の概要」を開催しましたところ沢山の先生方のご参加をいただきました。

また、ご参加いただけなかった先生方からのご要望もありましたので、研修会をビデオ撮影し、ご覧いただけるように県薬HPに掲載しておりますのでご活用ください。

6月22日に開催されました委員会では、9月11日開催

予定の研修会について開催方法、研修内容、講師などの検討を行い、下記のように決定いたしました。

薬機法改正の概要

日 時：	令和3年9月11日（土）15：00～17：00
会 場：	広島県薬剤師会館 (広島県広島市東区二葉の里3-2-1)
主 催：	公益社団法人 広島県薬剤師会 研修シラバス検討委員会
開催方法：	Zoom ウェビナーでのハイブリッド開催
募集人員：	会場 70名、web 200名
会 費：	会員は無料、非会員はどちらも1,000円微収
演題	
15：00～15：30	1：薬局・薬剤師を取り巻く最近の状況 広島県薬剤師会 副会長 青野 拓郎
15：30～16：00	2：薬局における法令遵守体制の整備 広島県薬剤師会 常務理事 竹本 貴明
16：00～16：30	3：地域連携薬局と専門医療機関連携薬局 広島県薬剤師会 副会長 豊見 敦
16：30～17：00	4：地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の認定申請 方法等について 広島県健康福祉局 薬務課 薬事グループ 主任 長谷川 由貴

今後も研修シラバス検討委員会では、地域薬剤師会において実施困難と回答された内容を中心に研修会を開催していく予定にしております。

日本薬剤師研修センターの薬剤師研修・確定電子システム（PECS）への変更等により、今後の研修会への影響もあると予想されます。隨時、お知らせしていきますので、今後の案内を確認していただきますようお願いいたします。

核戦争防止国際医師会議（IPPNW） 日本支部（JPPNW）総会および広島県支部総会

副会長 谷川 正之

開催日：令和3年6月23日（水）

場 所：オンライン（広島県医師会館）

<次 第>

1. 開会
2. 日本支部代表支部長挨拶
3. 議長選出
4. 議事
 - 第1号議案 令和2年度 事業報告および収支決算書の件
 - 第2号議案 令和3年度 事業計画案の件
 - 第3号議案 令和3年度 収支予算案の件
 - 第4号議案 役員人事の件
5. その他
 - ・各支部および学生若手医師部会の近況報告
 - ・その他
6. 閉会

司会・進行は広島県医師会常任理事の大田敏之先生が務められ、開会した。今回は、Webでの会議であり、広島県薬剤師会からは、5名が傍聴した。

第1号議案は、資料に基づいて報告があり、承認された。以下、事業報告の一部を紹介する。

核戦争防止国際医師会議日本支部

令和2年度（2020年度）活動報告

• IPPNW 日本支部（JPPNW）監事会

令和2年4月23日（木）に令和元年度会計監査のため広島県医師会館3階303会議室にて監事会を開催した。日本支部収支決算について正確妥当であることが日本支部監事2名により認められた。

• IPPNW 日本支部（JPPNW）理事会および総会

令和2年4月26日（土）に広島県医師会館にて開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。各議題は後日理事会による書面決議すべて承認された。

• 第23回 IPPNW 世界大会（ケニア）

令和2年5月25日（月）～29日（金）にケニアのモンバサで開催予定であったが、新型コロナウイルス

感染症の影響で延期となっている。日本支部として「ヒロシマ・ナガサキの原爆被爆の健康影響に関する研究：最近の進展と未来について」と題するワークショップを準備中であった。

• IPPNW 国際評議員会

令和3年3月23日（火）および25日（木）にWeb会議にて開催され、60ヵ国中33ヵ国の支部から評議員および副評議員等の参加があった。日本支部からは調漸国際評議員（長崎大学副学長）、大田敏之国際副評議員（広島県医師会 常任理事）、学生若手医師部会代表の濱田祥生（和歌山県立医科大学5年）が出席した。北アジア地域・東南アジア太平洋地域の合併が承認され、合併後の地域名称は東アジア太平洋地域となった。また、田代聰日本支部事務総長の地域代表副会長選出が承認された。なお、地域代表選出については、国際評議員会開催前に、中川俊男日本支部代表支部長（日本医師会会長）の承認を受け、日本支部理事会書面決議において正式決定された。

• IPPNW 本部理事会

令和3年3月17日（水）および25日（木）にWeb会議にて開催された。第1日目は前回の世界大会（2017年9月、ヨーク）開催時に選出された旧役員が出席し、第2日目は上述の国際評議員会にて選出された新役員が出席した。田代聰東アジア太平洋地域（旧北アジア地域）代表副会長が新役員の理事会に出席した。

第2号議案は、資料に基づいて提案理由の説明があり、承認された。

第3号議案及び第4号議案は、資料に基づいて提案理由の説明があり、承認された。

その後、各支部などからの近況報告があり、閉会となった。

引き続き、広島県支部総会に移り、各議案とも同じように承認され閉会となった。

日本薬剤師会 第98回 定時総会

日本薬剤師会代議員 竹本 貴明

開催日：令和3年6月26日（土）

場 所：オンライン（ホテルイースト21東京）

3月の臨時総会に引き続き、今回の定時総会も原則、書面決議及びオンラインでの傍聴で開催されました。

日本薬剤師連盟 神谷まさゆき副会長の挨拶ののち、宮崎長一郎副会長の開会の辞により標記総会が開会致しました。その後、会長演説が行われました。

会長演説では、各都道府県及び地域薬剤師会は集団接種・個別接種の形態に関わらず、接種場所での予診票の確認や接種後の経過観察に加えて、mRNAワクチンの調整とシリンジへの充填作業等にしているところではあるが、今後の状況によっては「打ち手」としての要請も想定されることから、即応できるように準備を進めていく旨。

「規制改革推進会議」において、唐突に「調剤業務の外注や薬剤師の配置基準」の見直しを企図したヒヤリング等が行われ、「高額な医療機器の導入は経済的効率を損なう」といった理由で、一包化調剤の外注を可とする規制緩和や現行の薬剤師配置基準の緩和を求める議論がおきたことについては、効率化のために薬剤師の本質業務である調剤業務を外注することは本末転倒な議論です。あまつさえ、他の専門職種から本質業務のあり方に意見されることは看過できることではない。本会では、こうした議論が間違った方向に進まないように関係方面に働きかける一方、これまで通り、時代の要請に的確に対応できるよう、業務の見直しや改善に不断の努力を傾注する旨。

令和4年度は診療報酬の定時改定の年で、6月9日に公表された「骨太方針2021」原案では、後発医薬品の使用促進やOTC類似薬の給付の保険給付の見直し等について言及しており、昨年以降の我が国の経済状況の減衰に鑑みると、次回診療報酬改定に向けた交渉はこれまで以上に厳しくなると予想される。一方、政策提言として公表した「再使用可能処方箋の導入」について、骨太方針の原案に記載がされたことは、本会の提言が政府の方

針に採用されたものと考えている旨等が述べられました。

その後、報告1件（令和2年度会務並びに事業報告の件）、議案2件（令和2年度決算承認の件、認可特定保険業廃止認可申請の方針の件）が提出されました。

続いて、重要事項経過報告として①新型コロナウイルス感染症 ②改正医薬品医療機器法 ③ICTへの取組み ④医療制度改革 ⑤医薬品販売制度 ⑥薬局・薬剤師を巡る最近の動向 ⑦予算・税制改正 ⑧薬学教育関連事項 ⑨薬剤師の生涯学習及び研究支援 ⑩薬剤師年金 ⑪その他が報告されました。

ブロック代表質問・一般質問では中国ブロックからは代表質問を鳥取県の原利一郎代議員が行い ①新型コロナウイルスワクチン接種研修プログラムについて ②抗原検査キットの薬局での供給について ③医薬品卸への新型コロナワクチン優先接種について ④医薬品製造会社に対する注意喚起について ⑤JPALSの現状と今後の方向性について ⑥日薬会議・総会の開催方法について ⑦新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時の取り扱いについてを質問をいたしました。

他のブロックからの質問では、

- ・日本薬剤師研修センター利用者への対応について
 - ・今後の日薬eお薬手帳について
 - ・電子処方箋について
 - ・敷地内薬局への対応について
 - ・オンライン服薬指導について
 - ・日本薬剤師会館（仮称）建設および構太連盟モニュメント設置について
- などの質問が行われました。

その後、議案の採決に移り全て理事者提案の通り可決されました。

県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護人材の育成・確保対策WG 令和3年度第1回研修カリキュラム検討部会



専務理事 野村 祐仁

開催日：令和3年7月2日（金）19：30～21：00

場 所：オンライン（広島県医師会館3階 302会議室）

私を含め薬剤師会、歯科医師会、介護支援専門員協会から各1人が新委員となり、検討部会委員全14人（医師会5人、歯科医師会3人、薬剤師会2人、看護協会2人、介護支援専門員協会2人）と、第2回在宅ノウハウ連携研修の講師6人の参加で開催されました。

本検討部会は、これまで「地域医療介護総合確保基金事業」を活用して在宅ノウハウ連携研修の開催に向けて協議を行っていましたが、基金の内示等の時期が下半期以降となり、事業着手が遅れてしまうことから、広島県と調整し、今年度より広島県在宅医療推進多職種連携研修事業業務委託として実施することとなりました。

協議事項

1) 第2回在宅ノウハウ連携研修の開催について

第2回在宅ノウハウ連携研修については、令和3年3月27日（土）、3月28日（日）講義を収録し動画を作成済。

開催方法について

A案：Web開催形式

Zoomを活用し、講義（動画）とグループワークを実施

B案：配信形式

特別サイトを開設し、期間を設けて講義動画や資料を掲載の2案が提案され、協議しました。講師や委員からは、本研修については多職種連携という点に特化している研修のため、希望としては講義後グループワークを集まって開催することが良いが、新型コロナウイルスの感染防止等を考えると配信が安全ではないかといった意見や、少人数でもグ

ループに集まつていただき開催できないかといった意見がありました。

検討を重ね、A案B案を組み合わせた意見が出され、承認されました。開催はB案の配信形式とし、講義動画を配信する中で講義に対する質問等を受け付け、いただいた質問について講師からの回答をホームページ等で返答する形式となりました。本開催形式は会議内で出た新しい案のため、事務局で概要をまとめ最終的に講師、委員に確認いただくことになりました。

2) 第3回在宅ノウハウ連携研修について

第3回在宅ノウハウ連携研修の開催テーマについて検討しました。

第1回：「がん疼痛緩和」

第2回：「褥瘡」

をテーマとしましたが、本研修会は在宅医療を行う際に参考にしていただけるような実地の研修を行うこととしていたため、第3回も在宅の現場で困ることの多いテーマを選択するべきとの意見がありました。

テーマについては、酸素療法、呼吸管理、HPN（在宅中心静脈栄養療法）、TPN（中心静脈栄養法）、PICC（中心静脈カテーテル）、栄養管理等といった意見が挙がりました。委員の意見として栄養管理が多かったことから、第3回のテーマは「栄養管理」に決定しました。また、テーマの主軸と各会の話題については次回会議において検討することとなりました。

《第2回在宅ノウハウ連携研修 在宅医療はワンチームで～褥瘡～》の開催方法は下記の予定です。

第2回在宅ノウハウ連携研修 在宅医療はワンチームで～褥瘡～ 開催方法 まとめ

開催方法（配信形式）

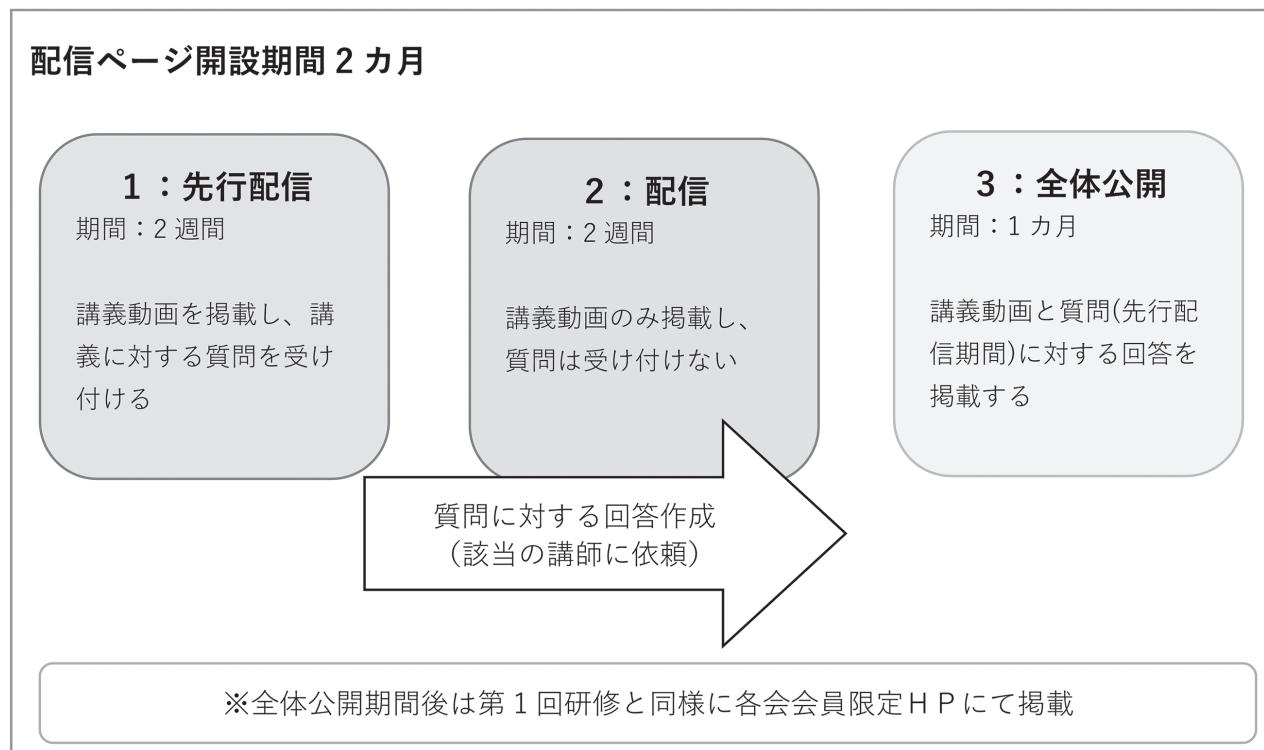
- ・講義動画を期間を設けて配信し、配信期間中に質問のあった事柄に対して講師からの回答を掲載する
- ・「ID」「パスワード」を入力いただきアクセス可能なページを作成し、閲覧できるようにする
- ・ID等については、各会からの周知時（本会であれば医師会速報等）に周知いただく

配信について

○配信期間

- ・全体で2カ月程度
- ・3つの段階に分類する
 - 1：先行配信期間（講義動画に対する質問等を受け付ける期間）
 - 2：配信期間（講義動画のみ配信する）
 - 3：全体公開期間（講義動画+質問に対する回答をページに掲載する）

<イメージ>



○先行配信時視聴者質問項目(案)

- ①講義動画の内容に対する質問 ←（講師に回答依頼）
- ②在宅医療の現場で困っていること ←（講師又は部会委員に回答依頼、もしくは第3回に持ち越し）
- ③在宅の研修会で聞いてみたいテーマや内容 ←（今後の研修の参考として）

日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師制度」における連携研修マッチングに係る全国説明会

広島市薬剤師会 三浦 常代

開催日：令和3年7月3日（土）14:00～16:00

場所：Zoom（日本薬剤師会 会議室）

プログラム

専門医療機関連携薬局が目指すもの

日本薬剤師会 常務理事 豊見 敦先生

地域薬学ケア専門薬剤師制度のマッチングに係るアンケート結果報告

日本薬剤師会 常務理事 高松 登先生

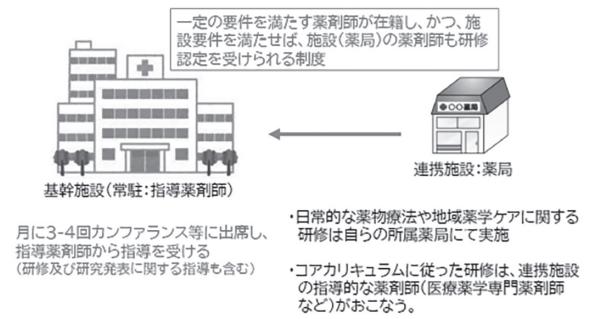
令和3年度地域薬学ケア専門薬剤師制度のマッチング調整等

日本医療薬学会 理事 出石 啓治先生

「地域薬学ケア専門薬剤師制度」の基幹施設と研修希望者のマッチング調整業務は日本医療薬学会から都道府県薬剤師会に委託されています。昨年からはじまったマッチング調整業務ですが、今年度の説明会に出席しましたので報告します。

日本医療薬学会では、「地域薬学ケア専門薬剤師」と「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の暫定認定が令和3年1月から開始されています。この専門薬剤師制度は、研修施設（基幹施設：病院）と研修施設（連携施設：薬局）が連携し、連携施設に在籍する薬剤師が基幹施設の指導薬剤師の指導の下で研修を履修する枠組みとなっています。

「地域薬学ケア専門薬剤師制度」における研修の仕組み



日本薬剤師会常務理事の豊見敦先生は、広島県薬剤師会の副会長でもあります、「専門医療機関連携薬局が目指すもの」と題して講演されました。

講演では、「患者のための薬局ビジョン」を踏まえて薬機法改正が行われ、薬局機能を明確化（見える化）し

た3つの機能の認定制度が令和3年8月1日からスタートすることについて話されました。見える化した機能の1つが専門医療機関連携薬局ですが、それらの機能を標榜する薬局になるために要件を満たすのではなく、社会や患者の求めに応じて要件を満たした結果で機能を有する薬局として認められると説明されました。

薬局の機能と目指す姿（考え方の整理）

平成27年10月「患者のための薬局ビジョン」（厚生労働省）

薬局の機能として、以下の3つの機能を整理

- かかりつけ薬局・薬剤師が持べき機能
- 健康サポート機能…国民の病気の予防や健康サポートに貢献
- 高度薬学管理機能…高度な薬学的管理ニーズへの対応

これら機能は、すべての薬局が有すべき機能

そのうえで、

- ・健康サポート機能が一定以上（=基準を満たす）→健康サポート薬局
- ・かかりつけ機能が一定以上（=基準を満たす）→地域連携薬局
- ・かかりつけ機能・高度薬学管理機能が、特定領域で一定以上（=基準を満たす）→専門医療機関連携薬局

国民が自身に適した薬局を主体的に選択するための方策

(機能の「見える化」)

19

日本薬剤師会常務理事高松登先生は、昨年度のマッチングデータや問題点をお示しくださいましたが、広島県におけるマッチング成立件数等は平均的な数値である5名でした。他県と比較して順調にマッチング作業が行われたと思っています。

日本医療薬学会理事出石啓治先生からは、「地域薬学ケア専門薬剤師制度」における研修の仕組みのおさらいの後、今後のマッチング調整業務について説明がありました。「公平、公正」を強調され、この制度の2面性（1.個人の薬剤師スキルを上げる、2.薬局の機能）の難しさについて触れられました。

■2021年度 地域薬学ケア専門薬剤師 マッチングに係るスケジュール（予定）■

時期	地域薬学ケア専門薬剤師申請・認定の動き	マッチングの動き（学会→薬剤師会）	マッチングの動き（都道府県薬剤師会）
7月上旬			・医療薬学会への連絡（必要な場合のみ） ・dropboxアカウントの登録
7月中旬	マッチング申請受付開始（7/15）	・マッチング関連情報の提供 ・DropboxフォルダのURL共有	・DropboxフォルダのURL確認
7月下旬			・調整委員会の構成決定＆規程改訂等 ・マッチング選定基準決定 ・受入予定の基幹施設への最終確認
8月初旬			
8月中旬	基幹施設追加情報の公表（8/19）	基幹施設追加情報の提供 ※該当がある場合は（8/19）	
8月下旬	マッチング申請締切（8/23）	申請書類の共有（8/20～8/31）	
9月上旬			・マッチング作業開始（9/1～）
10月中旬	暫定認定申請開始（10/12）		・マッチング調整完了 ・調整結果連絡（基幹施設＆申請者へ）（～10/14）
10月下旬			・再マッチング（※可能な範囲に限り）（～10/31）
11月中旬	暫定認定申請締切（11/14）		・調整結果の報告（医療薬学会へ）（11/14） ・委託事務手数料の請求（～11/20）

昨年に引き続き、マッチングに係るスケジュールはタイトであり、当県において次号の会誌による掲載案内は難しいので、昨年同様にHPやメールニュース、FAXでお知らせするしかない状況です。8月29日のマッチング申請締め切りより前のスケジュールは全て遅れる可能性があるとのことでした。

この記事が掲載された会誌が皆さんのお手元に届く頃には、今年度の募集は終了していると思いますが、興味を持たれた薬局と薬剤師の先生は、来年度以降に是非お申し込みいただいて、5年間の研修終了後に正式に認定を受けて、専門的な薬学ケアを広島県民に提供しご活躍いただきたいと思います。

第106回薬剤師国家試験問題（令和3年2月20日～2月21日実施）

問24 水道水の塩素消毒において、殺菌力が最も強いのはどれか。1つ選べ。

- 1 HClO
- 2 ClO⁻
- 3 Cl⁻
- 4 NH₂Cl
- 5 NHCl₂

正答は129ページ

広島県薬剤師研修協議会



副会長 松尾 裕彰

開催日：令和3年7月9日（金）19:00～

場 所：広島県薬剤師会館2階 研修室

広島県薬剤師研修協議会は広島県内薬剤師の生涯教育の推進を目的として、日本薬剤師研修センターの認定薬剤師制度に関する業務をはじめとして、各団体の研修の調整業務や研修会の主催、認定実務実習指導者養成に係わる講習会やワークショップへの協力をしています。令和3年7月9日に広島県薬剤師研修協議会を開催しましたのでその内容を報告します。

令和2年度事業執行状況報告および会計報告、令和3年度事業計画について審議しました。令和2年度事業は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用により、県内の大学薬学部が開催を予定していた卒後教育研修会、病院・薬局実務実習中四国調整機構が開催する認定実務実習指導薬剤師のためのワークショップや講習会の一部が中止となりました。また、日本赤十字社中国四国ブロック血液センター等の施設見学会も予定されていましたが、感染拡大の影響で開催できなかったと報告がありました。令和2年度収支決算書に従い会計報告がなされ、新規認定296名、更新726名の委託手数料、および研修手帳が主な収入があり、主な支出は認定証の発送料であり、収支決算書は承認されました。令和3年度事業計画については、例年と同様の事業内容が提案され承認されました。

その他、日本薬剤師研修センターの単位申請・交付方法が薬剤師研修・認定電子システム（PECS）に変更されることに伴い、PECSへの個人登録が必要となったことが報告されました。協議会後の7月13日に、日本薬剤師研修センターより、PECSの稼働日が9月1日から10月下旬に延期されることが通知されました。さらに延期される可能性もあるようなので、これから研修会を企画する場合は、日本薬剤師研修センターHPで確認してください。

また、認定実務実習指導薬剤師の先生方で令和4年3月に認定期限を迎える方の更新手続きについて、アドバ

ンストワークショップの受講時期によって更新申請期限が異なること、アドバンストワークショップ未受講者は更新講習の受講が必要であることが報告されました。更新が必要な実務実習指導薬剤師の先生におかれましては、必要な講習を受けていることを確認してください。

コロナ禍ではありますが、広島県薬剤師研修協議会は令和3年度も可能な限り認定薬剤師のための充実した研修を提供して参ります。会員の皆様のご参加、ご協力をお願い致します。

広島県薬剤師研修協議会 令和3年度事業計画

- (1) 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度への協力
- (2) 認定実務実習指導者養成ワークショップ・講習会への派遣
- (3) 認定実務実習指導者養成ワークショップの開催
- (4) 認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催（新規・更新）
- (5) 認定実務実習指導薬剤師養成フォローアップ研修会の開催
- (6) 令和3年度ヒロシマ薬剤師研修会（広島大学薬学部主催）への協力
- (7) 福山大学卒後教育研修会への協力
- (8) 広島国際大学卒後教育研修会への協力
- (9) 安田女子大学卒後教育研修会への協力
- (10) 各種学会への協力
- (11) 医薬品関連施設等の見学
- (12) 新薬剤師研修会の開催
- (13) 未就業薬剤師就業支援事業
- (14) 生涯学習支援システムへの協力
- (15) 研修会カレンダーの運営
- (16) その他研修協議会が認める研修事業

令和3年度 第1回 広島県医師会糖尿病対策推進会議

副会長 松尾 裕彰

開催日：令和3年7月12日（月）19:00～

場 所：Zoom（広島県医師会館3階 301会議室）

広島県医師会糖尿病対策推進会議は、日本医師会が日本糖尿病学会および日本糖尿病協会と合同で立ち上げた糖尿病対策推進会議の都道府県連携組織として設置されています。7月12日に令和3年度第1回広島県糖尿病対策推進会議がWEBにて開催されました。

本会議の議長は広島県医師会長の松村誠先生であり、進行は医療法人グランドタワーメディカルコート理事長の伊藤千賀子先生が務められました。2020年度の活動として、11月14日の世界糖尿病デーに合わせて11月8日～14日に、エールエールA館（広島市）、アーバンビューグランドタワー広島（広島市）、呉医療センター正面玄関「風景のリズム光・風・波のモニュメント」（呉市）、芦田川大橋（福山市）、三次ワイナリーカリオンタワー（三次市）の県内各地において、ブルーライトアップが行われました。エールエールA館には糖尿病デーの啓発懸垂幕も同時に掲示されました。また、広報活動として、基町クレドビジョンと八丁堀C-Visionの大型ビジョンにて、世界糖尿病デーの啓発VTRを同期間に放映したことが報告されました。昨年度に啓発グッズとしてマスクを作成しましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、配布は今年度に持ち越されています。

令和3年度の世界糖尿病デー事業計画について議論し、県内各地のブルーライトアップとエールエールA館における懸垂幕の掲示は昨年と同様に11月8日（月）～14

日（日）まで実施することが決まりました。大型ビジョンにおける啓発動画の放映についても、今年も実施する方向で検討することに決まりました。また、11月14日（日）に開催予定の広島医学会総会で、糖尿病啓発ポスターを掲示する予定です。

その他、世界糖尿病デー啓発事業に関するアンケート調査を基に、新型コロナウイルス感染拡大下においてどのような形態・方法で啓発活動を行うかについて議論しました。街頭活動が制限されるため、オンラインでの糖尿病講座の配信などの案が出ました。内容については、継続して検討することになりました。

その他の報告として、広島市における糖尿病腎症重症化予防プログラムの成果、および市町国保 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施状況の報告がありました。HbA1c、BMI、血圧、eGFRの検査値の推移をみると概ね維持・改善していたことから、事業実施による一定の効果が認められることが示されました。今後も保険者によるデータの収集の徹底と検査の実施、かかりつけ医からのデータの提供について協力が得られるように事業を継続する予定です。

会員の先生方も、糖尿病腎症重症化予防プログラムに協力されている先生は多いと思います。引き続き県民に糖尿病を正しく理解してもらい、重症化予防に繋がるよう世界糖尿病デーの啓発活動に是非ご協力ください。

第57回 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ (薬学教育者ワークショップ) 中国・四国 in 福山

開催日：令和3年7月22日（木・祝）・23日（金・祝）
場 所：福山大学

報告 I

広島市薬剤師会 和泉 真実

この度、2日間のワークショップを主体とした形式の研修会で、中国四国の薬局薬剤師17名・病院薬剤師15名の計32名が参加しました。1グループ5～6名の6グループに分かれて、各グループで司会進行係・記録係・発表者の役割を決めてテーマに沿って討議、作業、発表を行いました。時には議論が行き詰まったり、方向性が違っていたりすることがありました。その都度、タスクフォースの先生方に適切な助言や進行のヒントをもらい円滑な進行によりワークを進めていくことができました。グループ討議することで、今まで気付かなかった視点からの意見も多く出され活発な議論が行われ、薬剤師としての心構えやコミュニケーション術、育成を行うための技能について幅広く学ぶことができました。

臨床現場での学習に有効な手法について学びました。それでは、学んだ2つの手法をご紹介いたします。1つ目は、学習者の自発的な学習を促すのに効果的な「1分間指導法」です。具体的な手法は、

- Step 1. 学習者がどのように考えているのか聴く。
- Step 2. なぜそう考えたのか根拠を聴いてみる。
- Step 3. 一般論を示す。
- Step 4. 出来たことを取り上げ認める。
- Step 5. 誤りを正す。
- Step 6. これからどうすればよいのか具体的な学習を勧める。

このように対応することで、学習者は納得して受け入れやすくなります。

2つ目は、学習者自身が省察を行うことができる「有意事象分析：Significant Event Analysis (SEA)」という手法です。

ここでの有意事象とは学習者にとって心が動かされた出来事を示します。具体的な手法は、

- 1. 何が起きたのか？状況を比較的簡潔に記述する。
- 2. どう感じたか？最初に考えたことやそのときの感情を記述する。
- 3. うまくいったことは？うまくいかないことばか

りの事象でも必ずうまくいったことがあるはず。

- 4. うまくいかなかかったことは何か？
- 5. なぜそうなったのか？
- 6. 何を学んだのか？次はどうすべきか？

SEAには正解や誤答ではなく、学習者自身が経験を振り返ることによって自らの感情の動きに気付くことになり行動変容につながります。

この2つの手法をケースにより使い分けることで効果的に指導ができます。

薬学生を指導するためには、指導薬剤師自身も十分な知識を身につけなくてはなりません。特に薬学部では最新の情報にもとづいた教育が行われているので、最新の医薬品やガイドラインや医療体制の情報をきちんと理解していることが求められます。教えることで自分自身も改めて勉強をスキルアップに繋がります。この度の指導薬剤師養成ワークショップで学んだことを現場での学生の指導に活かし積極的に学生の教育に携わっていきます。

報告 II

福山市薬剤師会 山本 亜季

令和3年7月22・23日、福山大学にて、認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップが開催され、中四国地方の各県から合計32名が参加しました。コロナのワクチン接種が進んでいるとはいえ、まだコロナは収束していない状況ですので、マスクはもちろん、ソーシャルディスタンスの確保や手指消毒を頻回に行うなど、自分たちで行える最大限の対策を行いながらワークショップに挑みました。今回のワークショップにご尽力いただいた、運営、タスクフォースの皆様、一緒に意見交換をした薬剤師の皆様に感謝いたします。ありがとうございました。

さて今回のワークショップの開催にあたり、何年も前から希望していた私はとてもワクワクし、それと同じくらい緊張もしていました。まず印象的だったのは、教育を「学習者の行動（パフォーマンス）に価値ある変化をもたらすこと」と捉えている点です。その点を念頭に置きながら今回のワークショップに参加しました。自己紹

介の後、少人数のグループに分かれてゲームのようなスマートグループディスカッション（SGD）を行い、少し肩の力が抜けたのを感じました。このゲームのようなSGDの時にも自分が考えていなかったような意見が出ており、多面的に考える力の重要さを目の当たりにしました。その後は実務実習に関係しているテーマでSGDや発表、質疑応答、発表内容の修正を何度も繰り返し行いました。指摘を受けた点を修正し、繰り返しフィードバックしていくことの重要さ、たくさんの質問や意見が出る事のありがたさを感じました。今回ワークショップで使用していた横文字は初めて聞く言葉が多く、理解しながら討論し、時間内に発表できるところまで仕上げることはとても難しかったです。最初は緊張もあり積極的に意見を述べることができませんでしたが、うまく自分の意見を言葉として表現できなくても真剣に耳を傾けて

下さったり、グループの雰囲気も良かったため、徐々に意見や疑問も発言できるようになりました。行き詰ってしまったときタスクフォースの方の的確なアシストもあり、全員で議論の方向性をまとめ、全員が納得できる発表が行えたのではないかと思います。私は保険薬局勤務で、普段接点の少ない病院勤務の薬剤師の先生方や、他薬局勤務の薬剤師の先生方と一緒に意見交換・討議をすることができた時間はとても有意義で貴重な経験でした。

今回のワークショップで学んだ考え方や、分かりやすく具体的に的確な表現で相手に伝えることは、日々の業務にも必要なので肝に銘じながら、パフォーマンスに価値ある変化をもたらしていきたいと思います。

大変おこがましいですが、将来有望な薬剤師の育成に携われることに嬉しさを感じ、多くの方々と協力しながら学生と一緒に自分自身も成長させて頂けたら幸いです。

第106回薬剤師国家試験問題（令和3年2月20日～2月21日実施）

問42 以下の剤形のうち、薬物の肝初回通過効果を回避するのに最も適しているのはどれか。1つ選べ。

- 1 経口徐放錠
- 2 口腔内崩壊錠
- 3 腸溶錠
- 4 経口ゼリー剤
- 5 坐剤

正答は129ページ

復職支援研修会

開催日：令和3年6月22日（火）・7月19日（月）
場 所：広島県薬剤師会館・Zoom

報告Ⅰ（6月22日）

参加者

今年度初めて復職支援研修会に参加させていただいております。私は、大学卒業から結婚するまでMRをしていました。その後、病院や保険薬局に務め、出産を機に退職して10年以上が経ちます。子どもたちも大きくなり、復職を考えましたが、薬剤師としての職務経験の少なさとブランクの長さから、一歩を踏み出せずにいました。そんな折に、この研修会の存在を知り、勉強し直すチャンスだと思って受講を決めました。

4月にオリエンテーションがあり、一年間の研修スケジュールについて説明がありました。5月に予定されていた第一回目の研修会は、新型コロナの緊急事態宣言のため、6月に延期され、先日開催されました。今回のテーマは「今の薬剤師のしごと1（調剤報酬1）」で、吉田亜賀子先生に講義していただきました。

はじめに、「薬剤師をめぐるトピックス」ということで、現在の大学数や国試の合格率、薬局や病院など各職に従事している薬剤師の数、そして薬局数や処方箋受取率の推移について教えていただきました。全ての薬学部が6年制になったと思っていたので、4年制の大学もあることに驚き、4年制と6年制の違いに納得しました。

次に、「保険調剤の理解のために」という内容で、社会保障制度についての話があり、社会保険制度や医療保険制度の種類を復習しました。さらに、処方箋受付から調剤報酬の請求まで、一連の保険調剤の流れをおさらいし、保険薬局勤務当時を思い出しながら、この後の調剤報酬の講義を受けました。調剤報酬については、第2回の研修会でも取り上げてくださるそうで、今回は主に調剤基本料について詳しく解説していただきました。調剤報酬の算定について、私は今まで医療事務の方や先輩薬剤師に任せっきりでした。本来は保険薬剤師の仕事だと知り、算定要件などを勉強しておかなければいけないと感じました。

長く現場から離れていると、医療をとりまく変化も大きく、驚くことがあります。今回の講義でも、かかりつけ薬剤師指導料や在宅患者訪問薬剤管理指導料、分割調剤など初めて耳にする用語がいくつかありました。また、後発医薬品の普及が大きく進み、知らない薬も多

いので、一般名処方に対応するためにも、これらを一から勉強する必要性を感じています。一年間の研修を通じて、私の中の古い知識をアップデートし、不足している部分を勉強して、復職に向けて進んでいきたいと思います。

このような研修会を設けてください、吉田先生をはじめ、関係者の皆様に感謝いたします。次回以降も楽しみにしております。

報告Ⅱ（7月19日）

参加者

東京2020オリンピック競技大会を目前に控えた令和3年7月19日（月）に開催された復職支援研修会についてご報告いたします。4月にオリエンテーション、6月に講義が始まり、今回は本年2回目の開催です。広島県薬剤師会常務理事の吉田亜賀子先生による「今の薬剤師のしごと2（調剤報酬2）」というテーマでのご講義でした。参加人数は会場4名、Zoom4名の合わせて8名。前回Zoom参加、今回は現地参加をさせていただきました。

まずは復習から始まり、保険調剤の基本的な流れ、調剤報酬についての講義がありました。調剤報酬はいわば人件費の部分と薬剤や医療材料にかかる費用の部分に分かれます。調剤技術料や各種加算などには随所に國の方針が見える設定が為されていることを知りました。例えば後発医薬品調剤体制加算については、調剤数量が85%以上が最も高い点数ですが、現在80%を超える所が多くなってきたため今後点数等変更の可能性があるとのことでした。後発品の普及は少しづつ進んでいるイメージを持っておりましたが、欧米諸国と比較するとまだまだ低い水準であるとのことで、現状に応じ改定を行うことで水準を高める意図が伺えます。その他にも調剤技術料、各種算定、似ている名称の休日加算と夜間・休日加算の違いについて等、詳しく教えていただきました。調剤報酬の支払いを受ける条件は、保険薬剤師が算定要件を満たした上で請求を行っていることですので、これら調剤報酬について正しく理解し頭に入れておくことが必須なのだと感じました。

私事ですが、ブランクやその他色々と不安に思ってい

た中、広島県健康福祉局薬務課からの案内でこの研修会を知りました。数年前は他府県で病院勤務をしていましたが、お恥ずかしいことに保険点数に無頓着に過ごしていたと改めて感じています。講義を理解することで必死ですが、頑張ろうと思います。Zoomで参加された先生方は、適宜チャットなどで質問されています。現地参加でも質問は適宜受けて頂け、とてもいい雰囲気の研修会です。新型コロナウイルス感染症の状況次第で随時変更の可能性はありますが、月に1回90分、1講義1テー

マで開催されるということです。復職を目指すも悩んでいらっしゃる先生方はご相談されてはと思います。

日々現場で働いていらっしゃる先生方から教えていただける機会はそうありません。とても有難いことと思いながら、今後も参加したいと考えております。ご多忙中、講義をしてくださっている吉田先生、サポートをしてくださる広島県薬剤師会事務局に誌面をお借りして御礼申し上げます。今後ともどうぞ宜しくお願ひいたします。

第106回薬剤師国家試験問題（令和3年2月20日～2月21日実施）

問79 保険薬局の調剤報酬に関する記述のうち、正しいのはどれか。1つ選べ。

- 1 薬剤料は薬剤の納入価格で算定する。
- 2 調剤基本料は、全ての保険薬局で同じ点数である。
- 3 薬学管理料が含まれる。
- 4 報酬の請求は厚生労働大臣に対して行う。
- 5 薬局で自ら点数を定めて請求できる。

正答は129ページ

日本薬剤師会 令和3年度 病院診療所薬剤師研修会

広島市薬剤師会 中元 智子

開催日：令和3年7月3日（土）・4日（日）

場 所：ハイブリッド・広島国際会議場

下記の日程・プログラムで行われました令和3年度病院診療所薬剤師研修会に、オンラインで参加させて頂きましたのでその内容について報告いたします。

第1日：令和3年7月3日（土）13:30～17:15

- 高齢者のエンド・オブ・ライフケア～ACPや人生会議はどうあるべきか～
講師：公立西知多総合病院 薬剤科
土井直美先生

- 新薬の適正使用に繋げる審査報告書・RMPの利活用
講師：医療法人社団緑成会 横浜総合病院
薬剤部 科長 佐村優先生

第2日：令和3年7月4日（日）9:00～12:25

- 明日の業務に役立つ“服薬支援”
講師：昭和大学薬学部 社会健康薬学講座
社会薬学部門 客員教授 倉田なおみ先生
○薬剤師のための臨床推論「おんどばんのトリセツ」～患者さんの“何か変”に気付けるチカラ～
講師：昭和大学病院 リウマチ・膠原病内科
助教 高橋良先生

土井先生のご講演では、実際の高齢者のエンド・オブ・ライフケアについて、薬剤や人工呼吸器の調整を行って患者と家族の希望通り在宅で看取ることができた事例や、多職種チームでの介入により適切な診断・薬剤投与にて摂食拒否が改善した事例の紹介がありました。エンド・オブ・ライフケアについて改めて考えることができ、医療従事者として、患者や家族の希望に沿った医療の形を模索していく必要性を強く感じました。

佐村先生からは、医薬品リスク管理計画（RMP）お

よび審査報告書についてご講演頂きました。RMPの活用方法として、重要な潜在的リスクの有無やリスクと設定された理由を知ることで副作用の原因薬剤の特定に繋げたり、重要な不足情報に記載されている事項に対して自施設で安全対策をとることができます。審査報告書は、新薬の取扱い検討時や患者への薬学的ケア実践時に、有効性や安全性に関する検討事項について専門家の意見を参照して活用することができます。横浜総合病院薬剤部で実際に行っている取り組みも併せてご紹介があり、医薬品情報を業務に反映させていくことの大切さを学びました。

倉田先生の講義では、「服薬支援」という表現が、「薬が患者の体内に入るまでを確認し支援すること」を言い表すために倉田先生が作られたことを知りました。摂食・嚥下障害を有する患者への服薬支援として、オブラーート使用・粉碎・簡易懸濁時の注意点、トロミ剤の問題点、経管投与時の配合変化など、実務で役立つ方法や考え方をご解説頂き、患者に最適な投与経路・形態を選択し、併せて薬剤の調整を行うことの重要性を改めて感じました。

高橋先生の臨床推論の講義では、とにかくベッドサイドに行き、「患者の状態を自分の目で把握する」ということを重要視されていたのが印象的でした。検査値やカルテ上だけで患者を見るのではなく、服薬指導時は薬剤の変更点や副作用の確認に終始しないで、患者の表情や身体的機能の確認などから総合的に患者をみることの重要性を感じる一方で、日々多忙な業務のなかで、おざなりにしていることはないだろうかと自問しました。具体的なバイタルの活用法や、患者側と医療者側で起こりうる認識の違いなどについてもご紹介があり、服薬指導や在宅業務時にも実践できる考え方や方法が盛りだくさんでした。

今回の学びを明日からの業務に生かしていきたいと思います。

第541回 薬事情報センター定例研修会

開催日：令和3年7月10日（土）15:00～17:00

場 所：オンライン（広島県薬剤師会館2階 ふたばホール）より配信

報告 I

安佐薬剤師会 宮本 真希

当日の進行の順に感想と特記事項は以下の通りです。
情報提供

- ・薬事情報センターだより 新型コロナウイルス関連情報の検索などは、専門家が情報を評価し最新情報にアップデートされている情報サイトで「サイト内検索」をし、情報取得される事をお勧めする。PMDA メディナビ登録で医薬品安全性情報をタイムリーにメールで受け取れる。
- ・マリゼブ錠製品紹介 持続性選択的DPP-4阻害剤。週1回投与で患者さんの選択肢が広がる。



特別講演1 「腎臓内科医からみたDKD診療 up to date」

広島市立広島市民病院 人工腎臓センター

(兼)腎臓内科主任部長 木原 隆司先生

透析導入患者の原疾患で最も多いのは、糖尿病性腎症で41.6%になっている。糖尿病性腎症は、高血糖により糸球体過剰濾過をもたらした結果微量アルブミン尿になり、顕性アルブミン尿、GFRが低下、末期腎不全へと進行すると言う概念である。近年、微量アルブミン尿がなくとも急にGFRが低下する方がおられ、これらを含む糖尿病に関連した腎疾患を糖尿病性腎臓病DKDとして扱うようになっている。RAS阻害薬は輸出細動脈を拡張し糸球体内圧を下げることで腎保護効果があるため、糖尿病の高血圧症に使用される。SGLT2阻害剤は血糖値を改善するだけではなく、腎保護効果も示唆されている。最後に、腎臓病の進展に関与する酸化ストレス



を改善する治療薬候補の紹介があった。本剤は、酸化ストレス調節に関わる転写因子Nrf2の活性化により腎保護効果が期待されている。

特別講演2 「糖尿病の最新薬物療法—エンパワーメントを重視した選択」

内科（糖尿病）久安医院 院長 大久保 雅通先生

糖尿病診療において行われてきたエンパワーメントとは、患者が糖尿病と向き合い、治療に積極的に参加し医療者の説明に基づいて適切な選択ができるよう支援することを指している。このようにすることで行動変容が出来るとのこと。糖尿病治療ガイド2020-2021には様々な症例が記載されているので是非確認してみていただきたい。ダパグリフロジン錠を慢性心不全で投与する場合、1型糖尿病ならインスリン投与量の調整が必要な為、注意を要する。

医師との連携が必要で服薬指導時に聞き取りして、フィードバックして欲しい事として、以下の5点を挙げられていた。

- ①メトホルミン投与患者さんのアルコール摂取量。大酒飲みなど医師には言わない方が多い。
- ②腎機能のチェック、年齢的に投与量が多くならないか。いつもの薬、量を長期間投与していく、気がついたら過量になってないか。
- ③介護が必要な方、介護施設入所者さんなどは、マリゼブ錠などの週一回服用製剤が適している場合があるので、薬局で聞き取りしてみる。
- ④水疱性類天疱瘡の副作用報告が、DPP-4阻害薬投与では報告されているので、皮膚症状を確認する。
- ⑤残薬管理、注射の痛み、不具合などの確認。



講演を受けて、糖尿病治療薬服用中の方が「タンパク尿は出てないよ」と言われた時、腎機能は大丈夫と考えてしまっていたので、認識を新たに服薬指導に活かしたいと思います。

また、長期間安定して服用している患者さんでも日常

生活が変化している場合を見過ごしている服薬指導になっているのではないかと反省しました。上記の項目を参考しながらトレーシングレポートをさらに充実していきたいです。

報告Ⅱ

安佐薬剤師会 久延 ちひろ

「腎臓内科医からみた DKD 診療 up to date」

血液透析患者が増加しており、糖尿病性腎症の新規導入患者も少なくない状態。高血糖状態がつづくと、腎機能へ影響する。糖尿病性腎症が進行すると、病期の進行とともに死亡率が増加する。その原因は主に心血管死であることから腎症の進展は心血管イベントの強いリスクであることを再確認できた。

糖尿病性腎症について病態、解剖から再確認した。動脈硬化による虚血や加齢による腎症ではアルブミン尿が出ないので対し、糖尿病による腎症ではアルブミン尿が見られる。また糖尿病性腎症では糸球体内圧が著しく上昇することから、糸球体内圧を正常に保つことが重要になってくる。そこで SGLT2 阻害薬やレニン・アンジオテンシン系阻害薬を活用することで、糸球体内圧をさげ、アルブミン尿を改善することで腎保護に繋がる。

糖尿病治療薬である SGLT2 阻害薬や GLP-1 受容体作動薬において腎保護作用が報告される中、酸化ストレスをターゲットとした新たな Nrf 2 活性化薬がある。抗酸化作用と抗炎症作用から糖尿病性腎症の治療の一つと

して期待されている。

現在私自身も糖尿病患者で透析導入手前の患者を対応しており、今後少しでも透析導入を減らし、遅らせることで、健康な人と変わらない寿命の確保を治療の目標としていきたい。毎日多くの糖尿病患者が来局されるので、フォローをしていくことが大事であると再確認できた。

「糖尿病の最新薬物治療 エンパワーメントを重視した選択」

症例検討からは、患者の生活スタイルや病態などに合わせて薬剤を選択することが大事であることを学んだ。

ビグアナイド薬は治療の第一選択としてもしばしば使用され、多くの糖尿病患者に使われているが、腎機能が低下 (eGFR が $30\text{ml}/\text{min}/1.73\text{m}^2$ 未満) している場合の使用は死亡リスクが上昇する。同様に SGLT2 阻害薬も腎機能末期の患者には使えない。患者の経過を見ていきながらその病態に合わせた薬剤選択が重要であると再確認した。

また、認知機能の低下などで毎日の服用が困難な方は週に 1 回の製剤などを活用する。訪問看護やヘルパー や家族などの介入があれば週 1 回製剤を使用することで血糖コントロールが可能になってくる。

糖尿病治療薬には水疱性類天疱瘡の副作用が報告されている。主に DPP 4 阻害薬での副作用報告が多いが、これは使用されることが多いことも要因の一つと思われる。頻度は高くないが、今後外来業務の中でも副作用チェックの一つとして取り入れていこうと思う。

第106回薬剤師国家試験問題（令和3年2月20日～2月21日実施）

問 138 地球環境問題とそれに対する国際的な取組の組合せとして、正しいのはどれか。2つ選べ。

- | 地球環境問題 | 国際的な取組 |
|-----------|-------------|
| 1 オゾン層の破壊 | … ロンドン条約 |
| 2 地球温暖化 | … パリ協定 |
| 3 水銀による汚染 | … 水俣条約 |
| 4 海洋汚染 | … 京都議定書 |
| 5 酸性雨 | … ストックホルム条約 |

正答は 129 ページ

健康サポート薬局研修会

広島佐伯薬剤師会 宗 文彦

開催日：令和3年7月11日（日）・18日（日）

場 所：Zoom

この研修は、これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師を対象とするもので、健康サポート薬局の意義や基準・通知を理解し、健康サポート薬局として地域住民の健康の保持増進に貢献する意欲のある薬剤師を対象とするものです。

また、令和3年8月より、特定の機能を有する保険薬局の認定制度が導入され、条件を満たすことで、「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局」の名称表示が可能となり、患者様が、よりご自身に適した薬局を選択できるようになることが期待され、従来の「地域支援体制加算」に加え、この「地域連携薬局」「専門医療連携薬局」の新設により、今後ますます薬局に機能性・専門性が求められると考えられます。

このことを踏まえ、弊社ではこの地域連携薬局を目指すべく、この研修会参加が必須であることから、全店舗に置いて健康サポート薬局を目指そうということを決定し、この研修に参加する事となりました。

研修の種類としては、下記1～3を受講し認定を受ける必要があります。

1. 技能習得型研修（研修会A）健康サポートのための多職種連携研修 4時間
2. 技能習得型研修（研修会B）健康サポートのための薬剤師対応研修 4時間
3. 知識習得型研修（e-ラーニング）22時間

この研修会Bが7月11日（日）に先に行われ、研修会Aが7月18日（日）9:00～13:30の日程で行われました。

まず研修会Bですが、

1. 薬局・薬剤師を巡る現状と健康サポート薬局 DVDで基本理念を学習（日本薬剤師会 会長 山本信夫、副会長 田尻泰典）
2. 薬局利用者の状態把握と対応（演習）
講師 昭和大学医学部薬理学講座 医科薬理学部門 教授 木内祐二先生によるDVDを用い、ビデオ聴講を行いながら、前もってグループ分けされたグループ討議のミーティングルームで、題材：頭痛について演習を行いました。各班のファシリテータの進行のもと、まず進行役、書記、発

表者を決定、まず頭痛についての疾患を考えられるだけ列挙していく、その後、フィジカルアセスメントをして、適切な対応方法トリアージを考え、頭痛についてのアルゴリズムを作成、各班の発表、評価を行い、まとめ、レポート作成、前もってダウンロードしておいた評価表、受講前と受講後の進行度を当日の24時までにメールで報告という流れで1日目は終わりました。初日は、グループ討議参加に不慣れな方も多かったため、9:00～14:00近くまで休憩無しで行われ、その後のレポート作成等かなりハードな研修会を終える事ができました。

研修会Aは7月18日（日）9:00～13:30の日程で、健康サポートのための多職種連携研修会が行われました。

1. 健康サポート薬局の基本理念
 - 1) 健康サポートの基本理念（日本薬剤師会 会長 山本信夫、副会長 田尻泰典）
 - 2) 健康サポートの基本理念（広島県薬剤師会 副会長 青野拓郎）
 - 3) グループ討議：薬局が地域の資源とどのように繋がるのか
2. 当該地域の医療・保健・健康・介護。福祉等の資源と健康サポートの連携
 - 1) 広島県における健康作りの期待・健康サポート薬局への期待

広島県健康福祉局 健康づくり推進課
主査 藤井 浩
患者のための薬局ビジョンの推進及び健康サポート薬局制度について

- 広島県健康福祉局 薬務課
主任 長谷川 由貴
- 2) 他職種等との取り組みについて～健康サポート薬局との連携を探る
児童虐待の現状と警察への通報について

広島東警察署 山本 武司

地域包括ケアと多職種連携と薬剤師
広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会
副会長 元廣 緑
3) 広島県の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源について

広島県薬剤師会

常務理事 吉田 亜賀子先生

地域における連携体制リストの具体的な提出方法などの説明がありました。

その後、地域包括システムの中で健康サポート薬局としての役割を発揮するための各職種・機関との連携による対応等に関する演習がありました。

ケーススタディA：認知症が疑われる80歳代女性（骨粗鬆症、糖尿病、高血圧）要支援3の問題点、生活ニーズに対して、どのような解決策、またどのような職種が関わっていくかのグループ討議が行われ、私も当班の発表者として報告させていただきました。

まとめでは、私たちの目指す健康サポート薬局の姿

「健康をサポートする薬局として今私たちに何ができるか」についてグループ討議し発表、レポート作成、結びでこの研修を2日間終えることができました。

この研修を通じて健康サポート薬局としてこれからどのように関わっていくか？一般用医薬品の供給セルフメディケーションに関わり、かかりつけ薬剤師・薬局として生活習慣予防その他の疾患に対応し、地域の身近な健康ステーション健康情報拠点として、健康や介護に関する相談を受け、解決策の提案や行政、関係機関への連絡・紹介、栄養、食生活、身体活動、運動、休養、心の健康作り、飲酒、喫煙、生活習慣病に係る相談に応じることなど、地域に密着した薬局作りを目指していきたいと感じています。またこの研修会においてサポートしていただいたファシリテーターの先生方、関わられた広島県薬剤師会役員の皆様、大変お世話になりました。とても有意義な研修会に参加させて頂きありがとうございました。

第106回薬剤師国家試験問題（令和3年2月20日～2月21日実施）

問140 床面積36m²、高さ2.2mの部屋がある。1時間あたり2回の換気が行われる場合、この部屋に在室可能な人数は、最大で何名か。1つ選べ。ただし、1人あたり30m³/hの必要換気量を確保することとする。

- 1 2
- 2 3
- 3 4
- 4 5
- 5 6

正答は129ページ

令和3年度 ヒロシマ薬剤師研修会

広島大学大学院 医系科学研究科 小澤 光一郎

開催日：令和3年7月18日（日）

場 所：広島大学・オンライン

令和3年7月18日（日）に広仁会館にて「令和3年度ヒロシマ薬剤師研修会」が開催されました。本研修会は、昨年が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて不開催となったため、2年ぶりの開催となりました。広島県内の新型コロナウイルス感染は少し落ち着き、緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置は解除されましたが、新たな感染拡大を防止するために、広仁会館でのオンライン参加者は定員の半分以下の100名とさせていただき、これにオンライン配信を加えてのハイブリッド方式で実施いたしました。また、薬剤師研修シールの取得もオンライン参加のみとさせていただきました。当日は小雨混じりの天候ではありましたが、オンライン参加84名、オンライン参加39名、合計123名と、例年よりも多い参加者を得て、オンライン参加者のチャット質問ができるなどのトラブルはありましたが、盛会のうちに無事終えることができました。

研修会は、広島大学薬学部長・紙谷浩之先生のご挨拶で始まりました。今回はテーマを新型コロナウイルス感染症とし、講演Ⅰでは、広島大学大学院医系科学研究科・ウイルス学研究室・教授の坂口剛正先生をお迎えして「広島での新型コロナウイルス研究」というタイトルでご講演を賜りました。坂口先生からは、ウイルスの構造、生命の進化で果たした役割などの基礎的内容から、現在の感染状況や変異株の推移などについて幅広くお話をいただき、さらにワクチンや世界中で研究されつつある新薬についても解説していただきました。最後に、広島大学で進められている最新の新型コロナウイルス感染症

対策研究についてもご紹介いただき、薬剤師にとって非常に示唆に富んだお話を頂戴しました。

次の講演Ⅱでは、広島県薬剤師会薬事情報センター・センター長の水島美代子先生に「新興感染症がやってきたっ！ その情報どう集める？ どう伝える？～感染管理、感染予防、薬物療法等～」と題して、巷に溢れているフェイクニュースも含めた様々な情報から適切な情報を選別して理解し、患者さんを含めた一般の方へ伝える方法論についてご講演いただきました。ご講演の中で、情報を集めるに当たっては「目的・目標を明確化する」「情報の成り立ちを確認する」ことが重要であり、実際の収集に当たっては信頼できるサイトを使っての「サイト内検索」がお勧めであることも紹介されました。さらに情報を伝えるにあたっては、「事実と真実を分けること」「相手の不安を解消すること」が重要であるとの示唆もいただきました。講演中には、実際にスマホを使って検索する参加型の内容も含まれており、さらに、広島県薬剤師会薬事情報センターホームページの「お役立ち情報」や、信頼性が高く効率的に情報収集できるサイトが一箇所に纏められている「お役立ちリンク集」の紹介もあり、参加者からは「新型コロナウイルス感染症に限らず、今後の様々な医薬品情報の収集に活用できる」との声も聞かれ、大変有意義なお話でした。

最後になりましたが、本研修会を開催するにあたり広島県薬剤師会よりご支援を賜りました。この場をお借りして、深く感謝申し上げます。



令和3年度 第2回 薬剤師認知症対応力向上研修

広島市薬剤師会 松岡 恵里花

開催日：令和3年7月31日（土）

場 所：広島県薬剤師会館

今回の研修では、基本知識・対応力・制度等の3つのテーマに沿って学ばせていただきました。

認知症の方々が住み慣れた地域で自分らしく生きるために、私達薬剤師には「観察力・情報収集力・情報発信力」が必要です。そのためにも、認知症に関する正しい知識や対応力の習得が重要である事を念頭に置いて学んでいきました。

そもそも、“認知症”とは「自立した生活を送られていた人が認知機能低下により生活に支障をきたし、自立できなくなった状態」を指し、病名ではありません。また、混同されがちな“物忘れ”については正しく理解しておく必要があります。具体的には3種類あり、“うっかり”の場合はその事自体は覚えていますし、“不注意”であった場合は覚える気がない場合が多いです。しかし、認知機能が低下している場合は、上記2つとは違って記憶すること 자체が難しくなります。このように、基本知識の講座では間違った捉え方をしてしまいがちな部分をとてもわかりやすく説明していただきました。他にも、「アルツハイマー型認知症」でよくみられる“取り繕い”は、記憶障害はあるが前頭葉が働いているが故にとる行動であることや、“同じ事を何度も聞く”という行動には何か心理的な背景がある、など様々な視点から一つ一つの行動を理解することが必要であることも学ばせていただきました。認知症に使用する薬剤については、処方の際に注意している点を教えていただきました。その中でも特に“頻尿”には注意が必要であり、ドネペジル・ガランタミンの副作用としてよくみられますが、パーキンソン症状の悪化につながるため抗コリン薬は使用ができません。そのため、頻尿が見られた場合はリバースチグミンへの変更を検討することが多いそうです。



基本知識講師：戸谷先生

病態や治療について理解した上で、実際患者さんに対応していくに当たって重要なのは「早期発見・早期対応・早期治療」の3つです。実際、認知症の徵候に周り

の方が気づいてから病院に行くまでに2年以上かかっている人が多いのが現状です。対応力の講義では、認知症の診断を受ける前から治療開始後まで、それぞれの段階毎に私たちが取るべき行動や姿勢・持つべき視点について学びました。また、「DBCシート」という面白いツールも紹介していただきました。陽性症状・陰性症状・体幹バランスに含まれる各項目について点数をつけ、BPSDに対して医師が処方した薬剤のモニタリングをしていくものです。薬剤投与による変化がわかりやすく、用量変更など処方へのフィードバックがしやすいため、機会があれば使用したいなと思いました。

最後に、制度編では様々な福祉事業や介護サービスについて学ばせていただきました。認知症は他の病態に比べて、福祉と医療が連携する「介護連携」がより重要です。広島市でもいろいろな取り組みを行っており、その



制度講師1：高村先生

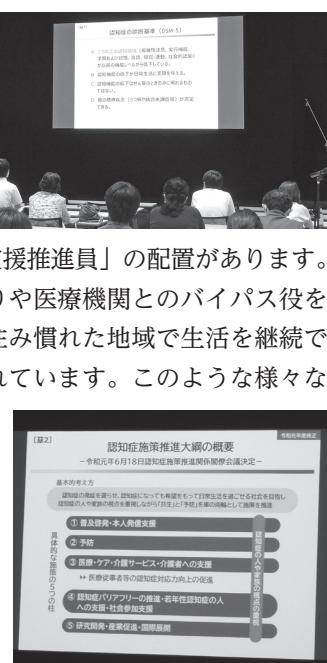


制度講師2：古味先生



中の一つに「認知症地域支援推進員」の配置があります。医療・介護連携体制づくりや医療機関とのバイパス役を担うなど、認知症の方が住み慣れた地域で生活を継続できるような取り組みをされています。このような様々な取り組みについて知っておく必要があるなと改めて実感しました。

1日を通して本当にたくさんのこと学到させていただきまして、ありがとうございました。



広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

はるかなる古伊万里 400年の物語

会 期：2021年10月8日（金）～
2021年12月5日（日）

開館時間：9:00～17:00

※金曜日は19:00まで開館

※入場は閉館の30分前まで

※10月8日（金）は10:00開場

入 場 料：一般 1,400円 → 1,200円
高・大学生 1,000円 → 800円
小・中学生 700円 → 500円

会 場：3階企画展示室



※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：社団法人 広島県薬剤師会

指 定 店 一 覧

令和3年8月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30～19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5～20%引	9:00～19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25～60%引き 赤札より10～15%	平日 8:30～18:00 年中無休	8/13～15、 12/29～1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円／月～、ホームセキュリティ4,000円／月～、保証金免除	平日 9:00～18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000～15,000円 (別途相談)、機器取付工事代 20,000～30,000円、保証金免除	(土・日曜及び 祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45～17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町 2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15～20%引(企画品、相場価格商品は除く)	10:00～19:00	毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10～20%引(一部除外品あり)	9:00～19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車 買取	(株)JCM	優遇買取価格に加え、さらに「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。ただし、買取価格5万円未満の車両は除く。	(平日) 9:30～19:00 (土) 9:30～17:30	日曜日・祝日・年末 年始	広島市中区中町8-12 広島グリーンビル4F	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)534-8011
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・ 食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中 無休9:30～19:00	日・お盆・年末 年始休業	広島市西区商工センター 7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より5%off、器材オーバーホール：通常価格より5%off	8:30～20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125
建築	大和ハウス工業(株) 広島支社	工業化住宅商品…本体価格3%割引、分譲住宅…建物価格3%割引	9:00～18:00	毎週火・水曜日	広島市西区草津新町2-21-69-11号	(082)208-5525

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	株進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送料 広島県内無料(2,000以上)の商品)	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	株玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	株三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
墓石・仏具	大日堂株	10%割引	10:00~17:00	木曜日	広島市東区温品5-10-48	0120-04-1234
旅行	株たびまちゲート 広島	自社主催旅行・本人のみ3%割引	平日 10:00~18:30	年末年始 休業	広島市中区胡町3-19	(082)543-2040
装飾	青山装飾株	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所株 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール製60%)、歩行補助ステッキ40%引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	株エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナンシャルプランニング技能士が対応	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)	(082)247-3473
引越	株サカイ引越センター	通常価格より15%割引	年中無休(但し 14~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	株福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設:約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツアーアー:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



◆ 県薬だより ◆



県薬より

各地域・職域薬剤師会への発簡

- 6月21日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.175」の提供について（通知）
- 6月21日 第59回広島県薬剤師会定時総会の報告及び決議事項について（報告）
- 6月21日 第59回広島県薬剤師会定時総会配布資料等の送付について
- 6月23日 常務理事会の開催について（通知）
- 6月28日 地域活動（医療に係る地域活動）証明書の発行について
- 6月29日 新型コロナワクチン接種に関する情報提供について
- 7月1日 応需薬局の夏季休業期間調査について（依頼）
- 7月2日 令和3年度薬事功労者及び薬事功労団体の知事表彰に係る被表彰候補者の推薦について（依頼）
- 7月5日 医療事故情報収集等事業2020年年報の公表について（通知）

- 7月12日 第54回日本薬剤師会学術大会（於福岡）への参加助成について（ご連絡）
- 7月14日 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施体制への協力の状況について（依頼）
- 7月14日 「薬と健康の週間」啓発資材の増刷申し込みについて（照会）
- 7月20日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.176」の提供について（通知）
- 7月21日 日薬情報配信システムの試行運用について（協力依頼）
- 7月26日 「薬と健康の週間」における独立行政法人医薬品医療機器総合機構の広報資料について（通知）
- 7月26日 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）中国・四国in岡山への参加について
- 7月28日 応需薬局の夏季休業表について（通知）
- 8月2日 広島県薬剤師会認定基準薬局の令和3年度第2次認定について（依頼）
- 8月2日 「薬機法改正の概要」の研修会開催について（ご案内）
- 8月3日 応需薬局リスト「ファックスをご利用ください」の確認及び必要部数について（依頼）
- 8月4日 「がん検診サポート薬剤師」による啓発活動の支部担当候補の選出について（依頼）

◆ 5月20日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和3年5月20日（木）午後7時～9時05分
 場 所：広島県薬剤師会館 2階 在宅医療研修室
 議事要旨作成責任者：二川 勝
 出席者：豊見会長、野村専務理事
 オンライン出席者：青野・谷川・豊見・松尾各副会長、
 秋本・荒川・有村・井上・小林・中川・
 二川・松村・柚木各常務理事
 欠席者：竹本・宮本・吉田各常務理事

会長挨拶：

ご存知のように、テレビでは河野大臣や加藤官房長官など、色々な方が薬剤師によるワクチン接種に関して発言をされておられます。薬剤師にもワクチンを打たせてほしいと一部の医師が要望書を提出され、国で検討されるという話が出てきています。医師会の中川会長も薬剤師をテーブルに乗せることは構わないという発言をされておられます。日薬でも、その研修プログラムを検討していくということです。現実にはそんな簡単な話ではないですが、薬剤師に対する期待が高

まっている中、できる限り協力していきたいと思っております。

現状、ほとんどの会議をオンラインで進めていかざるを得ない状況ですが、業務が滞ることの無いよう、頑張っていきましょう。

1. 審議事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連について（資料1）
 (野村専務理事)
- (2) 一般社団法人広島県介護支援専門員協会理事就任について（資料2）(野村専務理事)
 (現 在) 平 本 敦 大 副会長
 任 期 令和3年6月19日～令和5年6月17日（2年）
 有村常務理事に決定した。
- (3) 県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護人材の育成・確保対策 WG
 「在宅ノウハウ連携研修事業」について（資料16）
 (野村専務理事)
 (現 在) 平 本 敦 大 副会長

- 有 村 典 謙 常務理事
任 期：承諾の日～令和4年3月31日
回答締切：6月9日（水）
野村専務理事と有村常務理事に決定した。
- (4) 広島県地域保健対策協議会 医療情報活用推進専門委員会委員の推薦について（資料17）（野村専務理事）
(現 在) 豊 見 敦 副会長
任 期：委嘱の日～令和5年3月31日
回答締切：6月7日（月）
豊見副会長に決定した。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設への二葉の里薬局の対応について（野村専務理事）
GWにもコロナの処方箋がきて対応したが、この度も、ホテルが療養施設となり、その対応について県から協力依頼があった。業務内容としては、併用薬のチェックや在庫管理等。時間は9:00～18:00、18:00～23:00（オンライン）までで、各1名が対応することとなり、災害対策委員会やそれ以外の役員、二葉の里薬局で対応している。このような状況から、現在閉局としている土曜日を開局することとし、土曜・日曜の体制を、2名体制とすることを決定した。
- (6) 第38回広島県薬事衛生大会・薬祖神・県民公開講座の開催について（野村専務理事）
昨年度：11月19日（木）薬事衛生大会：14時～
薬祖神大祭：16時30分～
(県民公開講座：中止)
日程案：11月18日（木）又は11月25日（木）
(常務理事会)
元々は「薬と健康の週間」に合わせて開催するものであるため、本年度は10月21日（木）に開催し、常務理事会は10月28日に変更、表彰については昨年度と同様とすることを決定した。
- (7) 臨床研究・疫学研究 倫理審査申請費用について（資料3）（谷川副会長）
本年度も迅速審査かつ広島県薬剤師会会員に限り、申請費用を無料とすることを決定した。
- (8) 改正薬機法に関する担当者全国会議（仮称）の開催について（資料4）（豊見副会長）
日 時：6月19日（土）13:00～16:00（予定）
開催方法：web 開催
対 象：都道府県薬剤師会 担当役員1名
医薬分業対策委員会で対応。当日、秋本・竹本各常務理事に出席依頼しているが、委員全員が聞いておいたほうが良い内容であるため、各自で視聴できるか確認する。アカウントが一つであれば、集まって視聴することを決定した。
- (9) 日薬代議員中国ブロック協議会への質問事項について（資料14）（青野副会長）
日 時：6月5日（土）15:00～
場 所：Zoom
質問提出締切：5月19日（水）
一部削除、修正することを決定した。
- (10) 「がん検診サポート薬剤師」による啓発活動について（資料15）（野村専務理事）
県より、がん検診サポート薬剤師による従業員向けの出前講座の実施依頼があり、その対応は、がん対策委員会で検討することを決定した。

- (11) 後援、助成及び協力依頼等について（野村専務理事）
ア. 「リレー・フォード・ライフ・ジャパン2021広島」の後援について（資料5）（野村専務理事）
日 時：9月19日（日）13:00～
9月20日（月・祝）12:00
場 所：広島大学医学部 応仁会館
(毎年後援)
後援、助成及び協力について承認した。
イ. 令和3年度病院診療所薬剤師研修会【広島会場】共催依頼について（資料6）（野村専務理事）
日 程：7月3日（土）・4日（日）
会 場：ハイブリッド開催（現地及びWEB）
(現地：広島国際会議場 国際会議ホールヒマワリ（定員1,000名）)
(毎年共催)
共催を承認した。

2. 報告事項

(1) 4月7日定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

ア. 来・発簡報告（別紙2）

イ. 会務報告（別紙3）

ウ. 会員異動報告（別紙4）

(3) 委員会等報告

(豊見会長)

竹原支部の会長から、現在、竹原支部を呉支部と東広島支部に分け、竹原支部は解散する方向で動かれているとの連絡があったと報告された。

5/7 広報委員会（会誌7月号巻頭特集対談）【広島県薬剤師会館】

5/8 学校薬剤師部会 理事会【広島県薬剤師会館】

5/8 学校薬剤師部会 幹事会【広島県薬剤師会館】

5/14 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部事案対策部ワクチン接種体制整備班来会【広島県薬剤師会館】

5/15 理事会【広島県薬剤師会館】

(青野副会長)

4/23 健康サポート薬局研修担当者全国会議 [WEB]

4/27 令和3年度薬局後発医薬品使用促進事業検討会（第1回）【広島県薬剤師会館】

Webを活用した研修会を2回開催する、昨年度延期になった、ジェネリックキャンペーンについては同じ内容で実施するが、時期については県で検討中であることが報告された。

5/7 健康サポート薬局委員会【広島県薬剤師会館】（資料7）

研修Bについては、10月以降に新しいガイドラインで実施する。研修Aの受講については、8月から始まる地域連携薬局の認定要件に含まれることから、オンラインで2回開催することが報告された。

(谷川副会長)

4/30 財務担当者会議【広島県薬剤師会館】

5/13 監査会【広島県薬剤師会館】

(豊見副会長)

- 5/10 中国新聞社取材 [南海老園豊見薬局]
 (松尾副会長)
 5/14 第41回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
 [広島県薬剤師会館] (資料19)
 本年度のテーマを「薬剤師の職能を考える
 ~薬剤師がやるべきこと・できること~」
 とすると提案があり、承認された。

(野村専務理事)

- 5/17 (緊急) 災害対策委員会 [Zoom]
 診療所とみなす宿泊施設が開始されるため、
 県より協力要請があり、急遽、串田委員長
 を中心に委員会を開催したと報告された。
 5/18 広島県健康福祉局健康づくり推進課がん予
 防グループ来会 [広島県薬剤師会館]

(竹本常務理事)

- 4/25 認定基準薬局研修会 [広島県薬剤師会館・
 オンライン]
 参加者: 79名 (うちオンライン67名)
 5/18 次世代指導薬剤師特別委員会 [Zoom]
 竹本常務理事欠席のため、次回常務理事会
 にて報告することとされた。

(柚木常務理事)

- 4/26 退院時カンファレンス等メンター制度検討
 委員会 [広島県薬剤師会館]
 薬務課より、今年度の事業説明を受けた。
 今年度より、薬剤師の在宅チーム医療連携
 事業という名称に変更され、補助事業内容
 は、在宅支援薬剤師専門研修、退院時カン
 ファレンス等メンター制度、復職支援とな
 ることが報告された。
 5/11 「退院時カンファレンス等メンター制度検討
 委員会」・「在宅支援薬剤師専門研修委員会」
 合同委員会 [広島県薬剤師会館]

(横山事務局長)

- 4/26 広島県教育委員会豊田由之課長・石川清係
 長来会 [広島県薬剤師会館]

(4) 関連団体報告

(豊見会長)

- 5/12 日本薬剤師会第1回都道府県会長協議会 [東
 京 日薬・オンライン]

(青野副会長)

- 5/19 日本薬剤師会総会議事運営委員会 [東京・
 日薬]
 6月26日・27日に開催される日本薬剤師会
 第98回定期総会の議事について協議され、
 時間短縮するが、質問時間は確保する。出席
 については、質問者は現地出席、それ以外はできる限り書面での参加をお願いする
 こととなったと報告された。

(豊見副会長)

- 5/7 令和3年度第1回HMネット運営会議 [広
 島県医師会館] (資料8)
 今後のHMネットの取り組み方をメインと
 したもので、ひろしまDX構想を基とし、
 救急分野で活用していくことと、広島版
 PHR (個人が自身の医療に関わる情報や健
 康に関するデータを記録し、それを自身の
 手元で管理するしくみ) の2つの柱で進め

ていくことで議論が進んでいる。WG が作
 られて進められていくが、そのメンバーに
 薬剤師会が入っていないかったため、加えて
 いただくよう依頼したと報告された。

今後開催される、広島県循環器対策推進協
 議会の中でも、HMネットの活用を検討し
 て欲しいと谷川副会長に依頼された。

(豊見日薬常務理事)

- 4/23 健康サポート薬局研修全国会議 [TKP市ヶ
 谷カンファレンスセンター]
 4/26 地域医薬品提供体制対策委員会 [東京 日
 薬]
 4/26 全国薬剤師・在宅療養支援連絡会2021年度
 臨時理事会 [WEB]
 4/27 常務理事会 [東京 日薬] (資料9)
 4/28 薬価基準検討会 [WEB]
 4/30 日本認知症予防学会との面談 [WEB]
 5/11 常務理事会 [東京 日薬] (資料10)
 5/12 第1回都道府県会長協議会 [東京 日薬]
 5/18 第2回理事会 [東京 日薬]
 5/19 生涯学習委員会PS検討ワーキンググル
 プ [WEB]

(松尾副会長)

- 4/28 日本薬剤師研修センター薬剤師研修協議会
 総会 [Zoom]
 研修実施機関としての登録が始まったこと、
 その登録の説明があった。県薬も地域薬剤
 師会も登録をしなければならないため、そ
 の案内を検討していると報告された。
 5/19 令和3年度第1回てんかん治療医療連携協
 議会 [広島大学病院] (資料18)
 今年初めての開催。てんかんセンターセン
 ター長を中心を開催され、広島県医師会や
 広島県等も参加している。6月に薬剤師向
 けのセミナー配信を予定しており、来年3
 月にはサンフレッチェ広島とのコラボレー
 ションで、ポスターの作成を予定している。
 今後は、学校でのてんかん薬の服薬方法や、
 教員のてんかんに関する認知度向上を目指
 したいため、必要があれば講師派遣を依頼
 して欲しいという話であったと報告された。

(竹本常務理事)

- 5/15 広島県病院薬剤師会 第1回地域医療連携
 支援検討委員会 [Zoom]

(中川常務理事)

- 4/24 ATアジアトライアスロン選手権2021廿日
 市アンチ・ドーピング活動 [廿日市市]

(指導)

- 4/28 中国四国厚生局及び広島県による社会保険
 医療担当者の新規個別指導 [合同庁舎]

(青野副会長)

- 5/19 中国四国厚生局及び広島県による社会保険
 医療担当者の新規個別指導 [合同庁舎]

(有村常務理事)

5月19日の新規個別指導については、緊急
 事態宣言発令のため、延期されたことが報
 告された。

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村専務理事）
 - 6月2日（水）午後7時～
 - （議事要旨作成責任者【予定】松村智子）
 - 6月17日（木）午後7時～
 - 7月8日（木）午後7時～
 - 7月21日（水）午後7時～
 - 8月4日（水）午後7時～
 - 上記日程で開催されることが承認された。
- (2) 日本薬剤師会アニュアルレポートについて（資料11）（豊見副会長）
 - 海外の方が日本に視察に来られた時や、海外の薬剤師会と会議が開催される時などに配られる、日本薬剤師会の活動がまとめられている冊子であり、2年に1度発行されている。その薬局風景の写真に、二葉の里薬局が掲載されたと報告された。
- (3) 令和3年度自立支援多職種ネットワーク推進会議代表者の推薦について（野村専務理事）
 - 令和3年度：有 村 典 謙 常務理事

有村常務理事を推薦することが承認された。

- (4) データを活用した働き盛り世代の生活習慣改善策に係る検討会の委員就任について（資料12）（野村専務理事）
 - 松 村 智 子 常務理事
(承諾済み)
 - まだ受診に至っていない方を対象に、生活習慣の改善に向け、出前講師を依頼したいという話がきている。正式に依頼があった場合は、協力をお願いしたいと報告された。
- (5) 会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について（資料13）（野村専務理事）
 - 新型コロナにかかる処方箋も増えてきており、その対応に追われている。薬の運搬については、JTBが対応している。本業務については、県との委託契約する方向で進んでおり、薬剤師の派遣業務についても、可能な限り薬剤師会で対応していきたいと報告された。

◆ 6月2日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和3年6月2日（水）午後7時～午後9時7分
場 所：広島県薬剤師会館
議事要旨作成責任者：松 村 智 子
出席者：豊見会長、青野副会長
オンライン出席者：谷川・豊見・松尾各副会長、野村専務理事、秋本・荒川・有村・井上・竹本・中川・二川・松村・宮本・柚木・吉田各常務理事
欠席者：小林各常務理事

会長挨拶：

ご苦労様です。そろそろ常務理事会で集まれるかと思っていましたが、緊急事態宣言が延長になってしまいました。皆さん、ワクチンも打たれて、免疫がついたころかと思います。20日の総会もワクチン接種がすんで集まっていた方には集まっていたらこうと思っています。コロナ関係で動きがあり、今日もその話題がたくさんあるかとおもいますが、スムースな議事進行をお願いいたします。

1. 審議事項

- (1) IPPNW 日本支部総会および広島県支部総会の開催について（資料1）（青野副会長）
 - 日 時：6月23日（水）
 - 日本支部総会 18：30～20：00
 - 広島県支部総会 20：10～20：30
 - 場 所：広島県医師会館（Web会議）
 - 締 切：6月8日（火）
 - 豊見会長と青野副会長が出席することが決定した。
他に参加できる方は事務局まで連絡することとした。
- (2) 統一した吸入チェックシートの活用について（資料2）（竹本常務理事）
 - 参考URL：<https://pharmacy.hiroshima-u.ac.jp/community/checksheet.html>
 - 「広島大学病院薬剤部」→「地域連携」→「吸入チェックシート」

県薬ホームページ（会員向け情報ページのトレーシングレポートの運用について）に掲載することを承認した。

- (3) トレーシングレポートの広報動画の作成及びホームページ掲載について（竹本常務理事）
 - トレーシングレポートの質を高めていくために、短い動画をホームページに掲載することを承認した。
- (4) 新型コロナウイルス感染症関連について（資料3）（豊見会長・吉田常務理事）
 - 福山の大規模集団接種会場への薬剤師を広島大学から多く派遣されたことが説明された。
 - ・（略称）酸素センターの医薬品管理等業務委託について
 - 9：00～10：00 16：00～18：00の間に医薬品の管理をしている。明日以降、午前中だけに変更することを交渉すると説明され、承認された。
 - ・ワクチン接種要望書について
 - 中国5県の会長名で、薬剤師がワクチン接種できるよう制度改正の希望を表明するように、日本薬剤師会宛に要望書を提出したことが説明された。
 - ・ワクチン接種 薬剤師相談マニュアルについて
 - 接種会場で対応が出来るようにマニュアルを作成したことが報告された。
 - ・県病院では抗リュウマチ剤を服用している場合、接種前に1週間ほど休薬を勧めていると説明された。
 - ・接種会場で、予診の際に、薬剤師が患者に確認し医師に情報提供した方がよいのではという意見があり、問題点を抽出し、豊見会長と、吉田常務理事とで医師会と打ち合わせをすることを決定した。
- (5) 第38回広島県薬事衛生大会・令和3年度薬祖神大祭・県民公開講座の開催予定について（青野副会長）
 - 昨年度：11月19日（木）於 広島県薬剤師会館
 - 第37回広島県薬事衛生大会 14：00～
 - 令和2年度薬祖神大祭 16：30～
 - 県民公開講座 中 止
 - 日程案：10月21日（木）於 広島県薬剤師会館

第38回広島県薬事衛生大会 14:00～
 令和3年度薬祖神大祭 16:30～
 県民公開講座 中止
 ※10月2回目常務理事会 10月21日（木）から10月28日（木）へ変更
 薬事衛生大会・薬祖神は10月21日（木）に開催することを決定した。
 講演については、実行委員会で検討することとした。
 (6) 第54回日本薬剤師会学術大会への事前参加登録について（資料4）（青野副会長）
 会期：2021年9月19日（日）・20日（月・祝）
 会場：福岡国際会議場、福岡サンパレス、マリンメッセ福岡A館
 事前参加登録：5月20日（木）～7月21日（水）正午
 登録アドレス：<https://jpa54.com/registration.html>
 薬剤師研修・認定電子システム（PECS）にも登録する必要があるので注意が必要。各自で登録することを決定した。
 (7) 第60回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会・中国四国支部学術大会座長推薦について（資料9）（青野副会長）
 回答締切：6月25日（金）
 （昨年度：竹本・柚木各常務理事）
 竹本・柚木各常務理事を推薦することが決定した。
 (8) 健康経営の推進に向けた実証試験について（資料10）（青野副会長）
 健康診断の結果を用いて、働き盛りの世代を対象に薬剤師がサポートする。
 講演は可能なので、松村常務理事が出席予定のデータを活用した働き盛り世代の生活習慣改善策に係る検討会（第1回）で、どの程度のことを求められているのか確認することを決定した。
 (9) オンライン活用検討事業について（資料12）（青野副会長）
 対象の薬局を決めた場合でも、患者がその薬局へ行くとは限らないので、補助が受けられない薬局も出てくる可能性があるケースがある前提で選定することを決定した。
 (10) 後援、助成及び協力依頼等について（青野副会長）
 ア. 感染症と自然災害に強い社会を ニューレジリエンスフォーラムご賛同のお願いと設立総会ライブ中継のご案内について（資料5）（青野副会長）
 日時：6月8日（火）午後1時～2時
 （初めて）
 保留とした。

2. 報告事項

- (1) 4月22日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
 - (2) 委員会等報告
- （青野副会長）
- 5/28 緩和ケア薬剤師研修委員会 [Zoom]
 講師・日程を決めたことが報告された。
- （竹本常務理事）
- 4/25 認定基準薬局研修会 [広島県薬剤師会館・オンライン]
 参加者：79名（うちオンライン67名）
- 5/18 次世代指導薬剤師特別委員会 [Zoom]
- 5/29 広島県薬剤師会における薬葉連携に関する

研修会 [Zoom] 参加者：36名

(3) 関連団体報告

（豊見会長）

5/27 新型コロナウイルスワクチン接種に係る基本型接種施設及び連携型接種施設向け連絡会 [Zoom]

施設でワクチン接種をした場合の報酬についての説明があったことが報告された。

5/29 安佐薬剤師会 総会 [安佐南総合福祉センター]

（青野副会長）

5/21 令和3年度四師会協議会県民フォーラムに係る検討ワーキンググループ会議 [Zoom]
 コロナウイルスについてWEB開催することが決定したと報告された。

（豊見日薬常務理事）

5/21 厚生労働省「労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業（令和3年度）」
 第1回普及促進活動検証委員会 [WEB]

5/24 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 [WEB]

5/25 常務理事会 [東京 日薬] (資料6)

6/1 常務理事会 [東京 日薬] (資料13)
 ワクチン接種の現場で、間違いが起らないための手順書を作成していること、調製する環境が悪いので厚生労働省から、各自治体へ連絡してもらうように働きかけていること、筋肉注射のための研修会についてマニュアルを作成していることが報告された。

（野村専務理事）

5/28 令和3年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会議 [広島県庁・WEB]
 各団体からの活動報告があり、大麻の使用が拡大していることが報告された。

（竹本常務理事）

5/15 広島県病院薬剤師会 第1回地域医療連携支援検討委員会 [Zoom] (資料7)

3. その他

(1) 常務理事会の開催について（青野副会長）

6月17日（木）午後7時～

（議事要旨作成責任者【予定】宮本 一彦）

7月8日（木）午後7時～

7月21日（水）午後7時～

8月4日（水）午後7時～

8月19日（木）午後7時～

(2) 令和3年度広島県地域リハビリテーション専門職等基礎研修（オンライン研修）の開催について（資料8）（青野副会長）

日 時：第1回 7月11日（日）12:30～16:40

第2回 7月18日（日）12:30～16:40

第3回 8月22日（日）12:30～16:40

場 所：第1回・第2回はオンライン配信、第3回はオンライン配信及び広島県医師会館201会議室

申 込：第1回・第2回

5月24日9:00～6月14日17:00

第3回

- 5月24日 9:00～7月16日17:00
- (3) 夏期休業について（青野副会長）
8月13日（金）～8月16日（月）とした。
(昨年度：8月13日（木）・14日（金）)
- (4) 調剤報酬請求書等の提出について（資料11）（横山事務局長）

- (5) その他行事予定（青野副会長）
6/19 日本薬剤師会改正薬機法に関する担当者全
国会議〔広島県薬剤師会館〕Zoomで参加
できるので希望者は事務局まで連絡することとした。

◆ 6月17日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和3年6月17日（木）
午後7時00分～午後8時30分
場 所：広島県薬剤師会館 2F 在宅医療研修室
議事要旨作製責任者：宮本一彦
出席者：豊見会長、野村専務理事
オンライン出席者：青野・谷川・豊見・松尾各副会長、
秋本・荒川・井上・小林・竹本・中川・
二川・松村・宮本・柚木・吉田各常務理事
欠席者：有村常務理事

会長挨拶：

現在支部によっては新型コロナワクチン接種への協力として、薬剤師スタッフを募集して研修を行い、接種現場での希釈充填・監督業務などに出務し大変忙しい状況になられています。今後は職域接種を手伝ってほしいという話も出てきています。前回の常務理事会で、日本薬剤師会会长に中国5県で薬剤師によるワクチン接種について要望書を出した事を話しましたが、その後大阪からも要望書が出ており、今後その他の県薬からも出されると聞いています。日薬会長の記者会見の様子も消極的な姿勢が無くなり、研修会を行おうという方向で話が進んでいるようです。

本会でも上腕筋肉注射シミュレータを購入し、いつでも研修ができる準備をして日薬が研修カリキュラムを出すのを待っている状況です。研修が始まると実際に薬剤師同士で生理食塩水を注射して良いのか、練習では傷害罪にならないのか等、課題も多々ありますが、将来的な薬剤師の職能拡大を考え勉強していきたいと思います。

1. 審議事項

- (1) 令和3年度独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校安全業務運営会議の開催について（資料1）（野
村専務理事）
会議時間：14:00～16:00（予定）
回答締切：7月9日（金）
前回（平成29年）は村上専務理事（当時）が出席
竹本常務理事の出席を承認した。
- (2) 広島県医療審議会委員の推薦について（資料13）（野
村専務理事）
現 在：豊見 雅文 会長
任 期：2年
回答締切：6月22日（火）
引き続き、豊見会長を推薦することを承認した。
- (3) 広島県地域保健対策協議会 災害医療体制検討特別
委員会 委員の推薦について（資料16）（野村専務
理事）
現 在：青野 拓郎 副会長
竹本 貴明 常務理事

任 期：承諾の日～令和4年3月31日
引き続き、青野副会長と竹本常務理事を推薦することを承認した。

- (4) 地域包括ケア強化推進検討委員会委員の推薦につい
て（資料17）（野村専務理事）
現 在：平本 敦大 先生
任 期：承諾のあった日から令和6年3月31日
有村常務理事に打診することを承認した。
- (5) 新型コロナウイルス感染症関連について（資料2）
(豊見会長)
修道大学と都市学園大学が行うワクチン接種を薬剤
師に手伝ってほしいという依頼があり、広島市域で
対応する予定であると報告された。（常務理事会後、
県薬での対応に変更された）
- (6) 第59回広島県薬剤師会定時総会の質問事項につい
て（資料14）（野村専務理事）
「1.「地域連携薬局」等、○○薬局制度について」
は青野・豊見各副会長、「2.各種カードについて」
は豊見副会長が担当することとした。
- (7) 後援、助成及び協力依頼等について（野村専務理事）
ア. 日本医療薬学会第82回医療薬学公開シンポジウムの
共催依頼について（資料3）（松尾副会長）
日 時：8月28日（土）14:00～17:20
場 所：広島県薬剤師会館
(初めて)
共催について承認した。当日の運営は豊見会長が手
伝われる説明があった。
- イ. 第5回薬と健康の「やく薬フェスタ」の後援につい
て（資料4）
日 時：9月12日（日）午前10時～午後3時
場 所：広島駅南口地下広場
主 催：一般社団法人広島市薬剤師会
(毎年後援)
後援について承認した。
- ウ. 令和3年度がん征圧月間の後援について（資料18）
実施期間：9月1日～9月30日
スローガン：「コロナでも 変わらぬ習慣 がん検
診」
(毎年後援)
後援について承認した。

2. 報告事項

- (1) 5月20日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
(2) 諸通知
ア. 来・発簡報告（別紙2）
イ. 会務報告（別紙3）
ウ. 会員異動報告（別紙4）
(3) 委員会等報告
(豊見会長)

6/14 林元県議会議長来会 [広島県薬剤師会館]

6/15 正・副会長会 [広島県薬剤師会館] (資料19)

各賞受賞者を決定したと報告された。

また、6月17日に広島県歯科医師会山崎会長が会長就任挨拶で来会されたことについて報告があった。

(谷川副会長)

6/4 「AMR 対策に関する抗菌薬使用量調査の地域における検討」打合会 [広島県薬剤師会館]

日薬からの依頼内容について説明があった。薬局への調査依頼の前に、まず竹本・中川・柚木各常務理事が実際にレセコンからの情報抽出を行い課題を集めることとした。

(秋本常務理事)

6/14 退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会 [Zoom] (資料5)

薬務課参加のうえ今年度事業について検討し、昨年度実施したアンケート調査を今年度は地域を変えて実施し、研修会を行う予定であると報告された。

6/15 退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会 [Zoom]

昨年と同じアンケートを行うには地対協とHMネットとの整合性を取る必要があるため薬務課に確認すると報告された。

(4) 関連団体報告

(豊見会長)

6/8 広島県地域保健医療推進機構評議員会事前説明 [広島県薬剤師会館]

6/12 広島市薬剤師会通常総会 [広島県薬剤師会館]

6/16 IPPNW 日本支部理事会 [オンライン]

(青野副会長)

6/5 日薬代議員中国ブロック協議会 [Zoom]

日薬の定時総会は6月26日のみの開催となり、ブロック代表質問は現地で出席される鳥取県の原代議員が行い、前日の決算委員会は山口の内田代議員と岡山の高木代議員が参加することが決定したと報告された。

(青野・豊見各副会長)

6/11 オンライン診療活用検討会議 [WEB会議]

広島県による「オンライン診療を行う診療所・オンライン服薬指導を行う薬局に補助金を出して推進していく」という事業について情報共有をされた。

改正薬機法によるオンライン服薬指導と0410事務連絡によるオンライン服薬指導を同時に検討する事業となっており、提示の仕方には工夫が必要と思われる。アンケートの文面や薬局への告知文など適切な文言となるよう検討し、適切なオンライン服薬指導についての事業となるよう進めていきたいと報告された。

(豊見日薬常務理事)

6/4 第2回医療保険委員会 [東京 日薬]

6/5 日薬代議員中国ブロック協議会 [WEB]

6/8 「改正薬機法に基づく薬局の認定制度について」大塚製薬 TH&C 取材 [WEB]

6/8 常務理事会 [東京 日薬] (資料6)

6/15 日本医療薬学会2021年度第4回地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会 [東京 日薬]

6/15 常務理事会 (資料7)

(松村常務理事)

6/16 データを活用した働き盛り世代の生活習慣改善策に係る検討会 (第1回) (資料20)

[Zoom]

次回常務理事会で薬務課が説明されると報告された。

3. その他

(1) 常務理事会の開催について (野村専務理事)

7月8日 (木) 午後7時~

(議事要旨作成責任者【予定】柚木 りさ)

7月21日 (水) 午後7時~

8月4日 (水) 午後7時~

8月19日 (木) 午後7時~

9月1日 (水) 午後7時~

(2) 広島県医療費適正化計画検討委員会委員の推薦について (資料8) (野村専務理事)

青野 拓郎 副会長 (継続)

引き続き、青野副会長を推薦したことを報告された。

(3) 令和3年度ヒロシマ薬剤師研修会の共催名義の使用について (資料9) (野村専務理事)

日 時：7月18日 (日) 13:00~16:00

場 所：広島大学医学部医学科広仁会 広仁会館
大会議室

定 員：現地・100名、Web・100名

(毎年・承諾→本年度承諾済)

※広島県薬剤師研修協議会への共催名義及び研修会助成について (資料10)

(毎年・承諾、助成金10万円→本年度承諾済)

共催名義使用と助成金について承諾したことを報告された。

(4) 令和3年度広島県四師会役員連絡協議会の延期について (野村専務理事)

令和3年8月26日 (木) (延期)

※令和4年度広島県四師会役員連絡協議会 (予定)

令和4年9月8日 (木) 於 ANAクラウンプラザホテル広島

今年度は中止となり来年度へ延期されたことを報告された。

(5) 令和3年度広島県依存症治療拠点機関事業医療従事者等向け研修会 (薬物依存) について (資料11) (野村専務理事)

日 時：7月28日 (日) 14:00~16:00

開催方法：オンライン (Zoom)

定 員：70名程度

参加費：無料

申込締切：7月14日 (水) ※事務局へご連絡ください。

(6) 令和3年度地域依存症対策研修事業 (支援者スキルアップ研修) について (資料15) (野村専務理事)

日 時：7月12日 (月) 13:30~16:00

開催方法：オンライン (Zoom)

申込締切：7月2日 (金) ※事務局へご連絡ください。

(7) 会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について (資料12) (野村専務理事)

コロナ関連で下記委託事業について県と契約に向けて手続き中であると報告された。

・宿泊療養施設の医薬品利用相談等委託事業

・薬局閉局における宿泊療養施設処方箋対応業

務委託

・酸素センターの医薬品管理等業務委託

(8) その他

豊見副会長より地域連携薬局の認定要件について、薬剤師会の担う事項について確認があった。県との要件のすり合わせ、会員への周知を行っていく必要がある。無菌室の共同利用や在庫している医

薬品のデータ共有など県薬の仕組みを利用することが想定できる項目があり、活用していくことが会員のメリットに繋がるのではないかと説明された。青野副会長より無菌室の共同利用にあたっては在宅支援薬剤師研修を受けることが必須条件になっているため委員会で検討すると意見があった。

◆ 7月8日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和3年7月8日（木）

午後7時5分～午後9時3分

場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作成責任者：柚木りさ

出席者：豊見会長、松尾副会長、野村専務理事、

荒川・中川・柚木各常務理事

オンライン出席者：青野・谷川・豊見各副会長、
秋本・有村・井上・二川・松村・宮本・
吉田各常務理事

欠席者：小林・竹本各常務理事

会長挨拶：

本日は、非常に天候が不安定な中、常務理事会を開催しています。新幹線も止まっていたり、高速道路も通行止めということで、交通機関が乱れています。先般は、山陰で冠水したりしましたが、またいつ三年前の豪雨災害のような被害が出てしまうかもしれません。皆さんのことろはどうだったでしょうか。心配しています。

そのような中で、コロナワクチンの不足が生じるという話も聞いておりますが、職域接種もどんどん始まっており、カロナールが渡されているという話もあるようです。薬の管理、職域接種の場所で、企業、団体がサービスでカロナールを渡すというのは有りなのかどうなのか。法律的には、院内投薬の扱いで、カルテはどうするのか。予診票をカルテの代わりにするという言い訳をするのではないかと思いますが、そういうことはあってはならない訳です。

薬局がカロナールを売ろうとすると、住所確認から全てやって、本人がちゃんと飲むものかどうなのかという確認もし、我々は色々な制約を受けながら適正使用をしようと思っているところを、簡単に診察もなしにカロナールを渡す、或いは、保険で予防的に投与するなど、かなりデタラメな事が、まかり通っているようです。いくらコロナ禍ということであっても、そこで渡してもいいという言い訳は通らないと思います。薬の専門家としては、きちんと考えて動かなければいけません。今日もコロナ関係の話も出てくると思います。沢山、協議事項もありますが、本日もよろしくお願ひいたします。

1. 広島県薬務課より（資料20・21・22）

2. 審議事項

(1) 広島県結核予防推進会議委員の推薦について（資料

1）（野村専務理事）

現 在：中川 潤子 常務理事

任 期：2年

回答締切：7月30日（金）

中川常務理事の推薦を承認した。

(2) 広島県地域保健対策協議会 在宅医療・介護連携推進専門委員会への委員就任について（資料2）（野村専務理事）

現 在：平本 敦大 委員

任 期：承諾の日～令和5年3月31日

有村常務理事の委員就任を承認した。

(3) 第38回広島県薬事衛生大会実行委員の推薦について（資料3）（野村専務理事）

推薦人数：2名

（昨年度：谷川副会長、中川常務理事を推薦）

谷川副会長、中川常務理事の推薦を承認した。

(4) 第60回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会 薬学生対象企画展示について（資料4）（野村専務理事）

回答締切：8月31日（火）

（一昨年度・昨年度：出展なし）

荒川常務理事が主担当で、出展することが承認された。

(5) AMR 対策に関する抗菌薬使用量調査の実施について（谷川副会長）

役員の薬局も参加して欲しいと依頼され、保険薬局部会とメールニュースの両方で広報することが承認された。

(6) PMS に係る被験者募集チラシの会誌同封について（資料5）（谷川副会長）

送料等：近畿大学東洋医学研究所負担

※会誌9月号同封

県薬会誌9月号へのチラシ同封は承認されなかった。

(7) 新型コロナウイルス感染症関連について（資料6）（豊見会長）

(8) 日薬情報配信システムの試行運用について（協力依頼）（資料18）（豊見会長）

各役員は登録するよう要請され、承認した。ただし、事務局で一括登録作業ができるようであれば、行うこととした。

(9) 令和3年度「成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業」について（資料19）（豊見副会長）

本会も薬務課協力のもと申請をしたいと要望され、承認した。また、協議会の設置（人選）や、研修会の開催についても行うことし、広大薬剤部（松尾副会長）へ協力依頼も行い了承された。

(10) 後援、助成及び協力依頼等について（野村専務理事）

ア. 「オレンジリング・イベント」への後援について（資料7）

イベント名：世界アルツハイマー記念講演会
in 竹原市

日 時：9月23日（木）13:00～15:30

場 所：竹原市民館

対象者：県民（参加費：無料）
 （毎年後援）
 講演依頼を承認した。

イ. 令和3年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座及び継続研修に係る共催について（資料8）
【養成講座】
 日 時：10月16日（土）・24日（日）
 兩日とも10時～15時30分（広島）
 9月11日（土）10時～15時10分、
 9月19日（日）10時～15時45分（福山）
 場 所：広島県立総合体育館（広島）・広島県民文化センターふくやま（福山）
 参加方法：Web（Zoom）、現地参加
【継続研修】
 日 時：11月13日（土）10時～12時20分（広島①）
 11月20日（土）10時～12時20分（広島②）
 場 所：広島県立総合体育館（広島①）
 RCC 文化センター（広島②）
 参加方法：Web（Zoom）、現地参加
 （毎年共催）
 共催依頼を承認した。薬剤師研修センターの研修認定単位申請の現行のシステムが延期になったため、申請することになった。

ウ. 令和3年度広島県認知症疾医療センター合同セミナーの後援について（資料9）
 日 時：9月3日（金）19：00～20：30
 開催方法：Web 形式
 （毎年後援）
 後援依頼を承認した。

エ. ジェネリック医薬品の使用促進ツール作成に係る名義使用について（資料10）（青野副会長）
 名義使用を承認した。

オ. 広島国際大学薬学部卒後教育研修会共催・助成依頼について（資料11・12）
 日 時：11月27日（土）16：00～19：10
 場 所：広島国際大学呉キャンパス1号館7階
 「メディアホール」
 研修会テーマ：Beat Covid-19 ～今こそ医療者の力を～
 （毎年共催）
 共催・助成依頼（金額は昨年と同額）を承認した。

3. 報告事項

- (1) 6月2日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
- (2) 委員会等報告

（豊見会長）

6/20 第59回広島県薬剤師会定時総会 [広島県薬剤師会館]

（松尾・谷川各副会長）

6/30 第41回広島県薬剤師会学術大会実行委員会 [広島県薬剤師会館]

（松尾副会長）

7/6 抗HIV薬服薬指導研修会委員会 [広島県薬剤師会館]

（野村専務理事）

6/21 子育て応援団すこやか2021打合せ会 [Zoom]
 6/29 「令和3年度 薬草に親しむ会」開催打合会 [広島県薬剤師会館]

（有村常務理事）

7/1 広島県在宅支援薬剤師専門研修委員会 [広島県薬剤師会館]

（中川常務理事）

6/22 研修シラバス検討委員会 [Zoom]

7/5 広報委員会 [広島県薬剤師会館]

（吉田常務理事）

6/18 広報委員会 [広島県薬剤師会館・Zoom]

6/22 復職支援研修会 [広島県薬剤師会館]

（3）関連団体報告

（豊見会長）

6/18 新型コロナワクチン職域接種 Web 説明会 [オンライン]

6/18 新型コロナウイルスワクチン大規模接種に関する検討会 [広島県薬剤師会館]

6/23 IPPNW 日本支部総会および広島県支部総会（Web会議） [広島県医師会館]

6/26 日本薬剤師会第98回定時総会 [ホテルイースト21東京]

6/26 福山市学校薬剤師会総会 [福山大学社会連携推進センター]

7/6 日本薬剤師会第2回都道府県会長協議会 [東京・日薬／オンライン]

7/7 日本薬剤師会日薬賞等選考委員会 [東京・日薬]

7/8 社会保険診療報酬支払基金広島支部 令和3年7月支部運営委員会 [社会保険診療報酬支払基金広島支部]

（青野副会長）

6/26 日本薬剤師会総会議事運営委員会 [Zoom]

（豊見・青野副会長）

7/7 かがわ医療情報ネットワーク協議会 K-MIX 意見交換会 [広島県医師会館]

（谷川副会長）

6/21 令和3年度第1回広島県循環器病対策推進協議会 [Zoom]

（豊見副会長）

6/24 令和3年度第2回 HM ネット運営会議 [広島県医師会館]（資料13）

6/30 あじさいネット連携説明会（広島県医師会） [Zoom]

7/7 オンライン診療活用検討事業打合せ [Web]

7/7 かがわ医療情報ネットワーク協議会 K-MIX 意見交換会 [Zoom]

（豊見日薬常務理事）

6/18 日本医療薬学会地域薬学ケア専門薬剤師コアメンバー MTG [東京 日薬]

6/18 J-HOP 在宅医療研究のオペレーションチームキックオフミーティング [WEB]

6/19 改正薬機法に関する担当者全国会議 [TKP市ヶ谷カンファレンスセンター]

6/22 常務理事会 [東京 日薬]（資料14）

6/23 日本医療薬学会2021年度第3回地域薬学ケア専門薬剤師研修小委員会 [WEB]

6/25 第3回理事会 [東京 日薬]

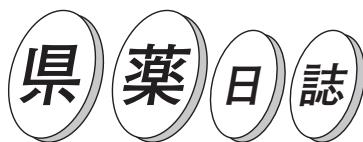
6/26 第98回定時総会 [ホテルイースト21東京]

6/28 健康サポート薬局研修委員会 [WEB]

6/29 薬価基準検討会 [東京 日薬]

6/29 「2021年8月より始まる薬局認定制度につい

- て」アルトマーク [Zoom 取材]
- 7/3 「地域薬学ケア専門薬剤師制度」における連携研修マッチングに係る全国説明会 [東京 日薬]
- 7/6 第2回都道府県会長協議会 [東京 日薬]
(野村専務理事、有村常務理事)
- 7/2 令和3年度県民が安心して暮らせるための四師会協議会医療・介護の人材育成・確保対策WG第1回研修カリキュラム検討部会 [Zoom]
(秋本常務理事)
- 6/19 日本薬剤師会改正薬機法に関する担当者全国会議 [WEB会議]
(有村常務理事)
- 7/5 広島県介護支援専門員協会第2回研修・出版部会 [Zoom]
豊見常務理事より、e薬LINKに接続できない電子お薬手帳が利用されている事例の報告が複数寄せられており問題となっていることが報告された。
調剤時に記録内容が確認できれば、e薬LINKへの接続が算定要件に関係するとは言えないが、e薬LINKに接続できない電子お薬手帳はガイドラインを逸脱しており患者に勧めるべきではないという認識であり、この件については厚生局とも共有していると報告された。
- 4. その他**
- (1) 常務理事会の開催について (野村専務理事)
7月21日 (水) 午後7時～
- (議事要旨作成責任者【予定】吉田 亜賀子)
8月4日 (水) 午後7時～
8月19日 (木) 午後7時～
9月1日 (水) 午後7時～
9月16日 (木) 午後7時～
- (2) 中国地方社会保険医療協議会委員について (野村専務理事)
青野 拓郎 副会長 (継続)
- (3) 令和3年度在宅医療トレーニングセンター研修会
Webセミナー「多職種による医療介護連携の重要性について」の開催について (資料15) (野村専務理事)
日 時：7月30日 (金) 19:00～20:30
開催形式：Webセミナー
参加対象：医療職、介護職、福祉職、行政職など
- (4) リーフレット「ウイルス性肝炎 患者さんに役立つ制度」の配布について (資料16) (野村専務理事)
配付先：会員薬局
配布数：1薬局20部
送料等：本会負担
※会誌9月号同封
- (5) 第54回日本薬剤師会学術大会 (於 福岡)への参加について (資料17) (野村副会長)
期 間：9月19日 (日)・20日 (月・祝)
場 所：福岡国際会議場、福岡サンパレス、マリンメッセ福岡
宿泊予約期間：7月21日 (水)まで
- (6) その他行事予定 (野村専務理事)
省略



日付		行事内容
6月21日		<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度第1回広島県循環器病対策推進協議会 (Zoom) 会計チェック 子育て応援団すこやか2021打合せ会 (Zoom)
22日		<ul style="list-style-type: none"> 復職支援研修会 研修シラバス検討委員会 (Zoom)
23日		IPPNW日本支部総会および広島県支部総会 (Web会議) (広島県医師会館)
24日		令和3年度第2回HMネット運営会議 (広島県医師会館)
25日		日本薬剤師会第3回理事会 (東京 日薬)
26日		<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師に向けてんかんセミナー「薬剤師が知っておきたい『てんかん』の基本」 (リッチモンドホテル福山駅前・LIVE視聴) 日本薬剤師会総会議事運営委員会 (Zoom) 日本薬剤師会第98回定時総会 (ホテルイースト21東京) 福山市学校薬剤師会総会 (福山大学社会連携推進センター)
		「令和3年度薬草に親しむ会」開催打合会
		<ul style="list-style-type: none"> あじさいネット連携説明会 (広島県医師会) (Zoom) 第41回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
7月1日		広島県在宅支援薬剤師専門研修委員会
2日		令和3年度県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護の人材育成・確保対策WG 第1回研修カリキュラム検討部会 (Zoom)
3日		日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師制度」のマッチングに係る全国説明会 (Zoom)

日付	行事内容
3日・4日	日本薬剤師会令和3年度病院診療所薬剤師研修会 (ハイブリット開催) (広島国際会議場)
5日 月	<ul style="list-style-type: none"> 広島県介護支援専門員協会 第2回研修・出版部会 (Zoom) 広報委員会
6日 火	<ul style="list-style-type: none"> 日本薬剤師会第2回都道府県会長協議会 (東京 日薬 オンライン) 抗HIV薬服薬指導研修会委員会
7日 水	<ul style="list-style-type: none"> 日本薬剤師会日薬賞等選考委員会 (東京 日薬) オンライン診療活用検討事業打合せ (Web会議) かがわ医療情報ネットワーク協議会 K-MIX意見交換会 (Zoom)
8日 木	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険診療報酬支払基金広島支部令和3年7月支部運営委員会 (社会保険診療報酬支払基金広島支部) 常務理事会
9日 金	<ul style="list-style-type: none"> 広島県薬剤師研修協議会 (オンライン) 令和3年度第1回『自立支援』多職種ネットワーク推進会議 (Zoom)
10日 土	第541回薬事情報センターワークショップ
11日 日	健康サポート薬局研修B
12日 月	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰選考専門委員会 (Zoom) オンライン診療活用検討事業打合せ (Web会議) 広島県医師会令和3年度第1回糖尿病対策推進会議 (Zoom)
13日 火	令和3年度「薬草に親しむ会」現地見学 (深入山・戸河内)
14日 水	地対協 災害医療体制検討特別委員会 (Zoom)
15日 木	倫理審査(迅速)委員会
18日 日	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度ヒロシマ薬剤師研修会 (広島大学) 健康サポート薬局研修A
19日 月	<ul style="list-style-type: none"> 復職支援研修会 広島県アルコール健康障害対策連絡協議会 (サテライトキャンパスひろしま)

日付		行事内容
20~23日		修道大学での職域接種 (広島市安佐南区大塚東)
21日	水	・HMネット打合せ (広島県医師会館) ・常務理事会
22日・23日		第57回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ (薬学教育者ワークショップ) 中国・四国 in 福山 (福山大学)
25日		第35回広島県青年薬剤師会通常総会
26日	月	・広島県健康福祉局国民健康保険課来会 ・倫理審査(迅速)委員会
27日	火	がん対策委員会
28日	水	・第1回広島県医療審議会保健医療計画部会 (Zoom) ・令和3年度第1回広島県医療審議会 (Zoom)
29日	木	Web説明会「Covid-19自宅療養者に対するオンライン診療」 (Zoom)
30日	金	・日本保険薬局協会来会 ・「第38回広島県薬事衛生大会」打合会 (県薬担当者のみ) (Zoom)
31日	土	令和3年度第2回認知症対応力向上研修 (広島市)
8月3日	火	・日本薬剤師会総会議事運営委員会 (Zoom) ・広島県医師会・広島県健康福祉局国民健康保険課との協議 (広島県適正服薬指導事業について) (広島県医師会館)

日付		行事内容
4日	水	・令和3年度第2回生涯学習部会・生涯学習制度研修単位認定審査委員会 (Zoom) ・常務理事会
5日	木	・社会保険診療報酬支払基金広島支部令和3年8月支部運営委員会 (社会保険診療報酬支払基金広島支部) ・正・副会長会
6日	金	広島県介護支援専門員協会 第3回研修・出版部会 (Zoom)
9日	月	第67回広島県女性薬剤師会総会
11日	水	・広島県商工労働局職業能力開発課計量検定グループ 来会 ・IPPNW日本支部 (IPPNW) 設立40周年記念事業実行委員会 (オンライン)
13~16日		夏期休業
18日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (RCC文化センター) ・令和3年度薬局後発医薬品使用促進事業検討会(第2回)
19日	木	常務理事会

行事予定（令和3年9月）

- 9月1日(水) 「広島版PHR」の構築に係る意見交換会(オンライン)
 // 常務理事会
- 9月5日(日) 2021年度緩和ケア薬剤師研修
- 9月6日(月) 令和3年度第2回広島県循環器病対策推進協議会(Zoom)
- 9月7日(火) 日本薬剤師会第4回理事会(東京 日薬)
- 9月8日(水) がん検診サポート薬剤師研修会(Zoom)
- 9月11日(土) 令和3年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座(広島県民文化センターふくやま)
 // 「薬機法改正の概要」の研修会
- 9月15日(水) 認定基準薬局運営協議会
- 9月16日(木) 常務理事会
- 9月18日(土) 日本薬剤師会第3回都道府県会長協議会(福岡国際会議場)
- 9月19日(日) 令和3年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座(広島県民文化センターふくやま)
- 9月19日(日) } 第54回日本薬剤師会学術大会(福岡国際会議場外)
 9月20日(月) } 第59回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ(薬学教育者ワークショップ)
 中国・四国 in 岡山(就実大学)
- 9月22日(水) 令和3年度独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議(ひろしま国際ホテル)
- 9月23日(木) 認定実務実習指導薬剤師養成講習会(更新)
- 9月26日(日) 在宅支援薬剤師専門研修Ⅲ(無菌製剤処理研修③④)
- 9月27日(月) 令和3年度在宅医療の人材確保のための推進事業における検討委員会(第1回)(Web)

行事予定（令和3年10～11月）

- 10月3日(日) 2021年度緩和ケア薬剤師研修
 // 認定実務実習指導薬剤師養成講習会(新規・更新)(まなびの館ローズコム)
- 10月4日(月) 復職支援研修会
- 10月6日(水) 常務理事会
- 10月10日(日) 令和3年度ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修(広島県民文化センターふくやま)
- 10月12日(火) 令和3年度毒物劇物取扱者試験(広島工業大学専門学校)
- 10月14日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(合同庁舎)
- 10月16日(土) 第542回薬事情報センター定例研修会
 // 日本薬剤師会中国ブロック会議(セントコア山口)
 // 令和3年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座(広島県立総合体育館)
- 10月20日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(合同庁舎)
- 10月21日(木) 第38回広島県薬事衛生大会・令和3年度薬祖神大祭
- 10月23日(土) } 10月24日(日) } 第60回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会(愛媛県)
 // 在宅支援薬剤師専門研修Ⅲ(無菌製剤処理研修⑤⑥)
 // 令和3年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座(広島県立総合体育館)
- 10月27日(水) 広島県シルバーサービス振興会2021年度キャリアパス支援研修(オンライン研修)(広島県健康福祉センター)
- 10月28日(木) 第59回(令和3年度)広島県身体障害者福祉大会(三原市芸術文化センターポップロ)
 // 常務理事会
 // 令和3年度全国学校保健・安全研究大会(岡山シンフォニーホール)
- 10月29日(金) 令和3年度全国学校保健・安全研究大会(ピュアリティまきび、ホテルメルパルク岡山、アーヴホテル岡山)
- 11月3日(水) 広島県在宅支援薬剤師専門研修会I
- 11月4日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(福山)
- 11月7日(日) 第41回広島県薬剤師会学術大会

令和3年8月11日

広 島 県 知 事

〔 〒730-8511 広島市中区基町10-52
イノベーション推進チーム 〕

薬局において使用される特定計量器に対する定期検査の受検等について（依頼）

計量行政の推進については、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

計量法は、取引又は証明に使用される計量器を「特定計量器」と規定し、法規制の対象にしています。薬局において使用されるばかりも、調剤という取引・証明行為に用いられることから、「特定計量器」に該当します。

取引・証明に使用するばかりは、その精度を保つため、**2年に一度公的な検査（定期検査）**を受けることが法律上義務付けられています。

しかしながら、薬局において調剤等に用いられるばかりが、定期検査を受けないまま使用されている実態があると考えられます。

また、これとは別に、本来取引・証明には用いることができない精度の低いばかりが使用されている事例も見受けられ、こうした状況についても速やかに改め、特定計量器の適正な使用を図る必要があります。

コロナ禍にあって、薬局及び薬剤師の皆様も、医療機関及び医療従事者の方々同様、多忙を極め大変厳しい状況にあることは十分承知しております、このような時期にこうしたお願いをすることは誠に心苦しく存じますが、本件の趣旨及び意義等を御理解いただき、何卒御協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

定期検査について

1 定期検査の概要

業務（取引又は証明）に使用する「ばかり」は、「検定認印」又は「基準適合認印」が付されているものを使用し、2年に1度「定期検査」を受けるよう計量法で義務付けられています。

広島県では、定期検査を（一社）広島県計量協会に委託して実施しています。

(1) 定期検査の対象となるばかり

商店などで販売などのために計量するばかりのほか、病院・学校などで体重測定に使用するばかりなど、取引や証明に使用されるばかりです。

家庭で自分の健康管理のために体重を測ったり料理の材料を計るためのはかりなどは、定期検査の対象外とされます。

（検査の対象となる「ばかり」に付されている認定証印等）

検定証印

基準適合証印



（家庭用の「ばかり」に付されている技術基準適合認印） ※取引・証明には使用できません。



(2) 検査の周期

2年に一度です。

2 定期検査の受検方式**(1) 集合検査**

各市町の会場（公民館や市役所など）で行われる検査です。原則として、小型はかり（はかることができる重さが1t未満のはかり）の検査はこの形で行われます。

受検には、条例で定める手数料が必要になります。

(2) 所在場所検査

はかりの台数が非常に多い場合や、自動包装装置付機等持ち運ぶことのできないはかりや大型のはかり（能力が1t以上のはかり）がある場合に、はかりが設置されている場所で受けのことのできる検査です。

所在場所検査の場合、条例で定める手数料のほか、秤（ひょう）量に応じた所定の費用が必要になります。

(3) 代検査

集合検査等のほか、国家資格を有する計量士が行う検査があります。

計量士による検査を受け、所定の届出を行うことにより、集合検査等が免除されます。

代検査を行う計量士が定める手数料が必要になります。

3 受験の手順**(1) 集合検査の場合**

- 1 会場や日程等を調整のうえ、県報等で検査の会場と日程を告示（県、市町、計量協会）
- 2 各受検者に、実施日・会場をハガキで通知（計量協会）
- 3 各会場で検査を実施（計量協会）
- 4 検査を受けていない受検者に対し、再度通知（計量協会）
- 5 県・特定市に最終的な受検状況を報告（計量協会）

(2) 所在場所検査の場合

- 1 申請書を計量協会に届出（受検者）
- 2 申請に基づき、検査日程を計画し、事前通知を行ったうえで検査を実施（計量協会）
- 3 県・特定市に最終的な受検状況を報告（計量協会）

(3) 代検査の場合

- 1 計量士に検査を依頼（受検者）
- 2 検査を実施（計量士）
- 3 県・特定市に検査を実施した旨を届出（計量士）

（問い合わせ先）

広島県商工労働局イノベーション推進チーム計量検定グループ
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 TEL : 082-513-3336
 FAX : 082-223-6314



令和3年7月7日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する 省令の制定について（通知）

このことについて、令和3年7月5日付け薬生発0705第2号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から、同日付け薬生監麻発0705第2号により同局監視指導・麻薬対策課長から別紙1・2のとおり通知がありました。

改正内容の要点については次のとおりです。

については、貴会員への周知をお願いします。

【概要】

麻薬小売業者間譲渡許可制度の運用、申請・届出について次のとおり改正する。

- ① 麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定条件の下、90日以上譲渡譲受がない場合において、許可業者間で譲渡・譲受することを可能とする。
- ② 麻薬小売業者間譲渡許可申請において、麻薬小売業者を代表する者（以下、「代表者」という。）を置く場合、その氏名（法人にあっては、その名称）を申請書に記載することとする。
- ③ 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下、「省令」という。）第9条の2第6項に規定する届出（変更届）を行う際、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることをもって足りることとする。
- ④ 省令第9条の2第7項に規定する届出（追加届）を行う際、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者と新たに追加する麻薬小売業者のみが届け出ることをもって足りることとする。

【施行日】

令和4年4月1日

【補足】

施行日以前に上記概要①に記載される運用を行った場合、麻薬及び向精神薬取締法第66条（無許可譲渡譲受等）に該当するおそれがあることに留意すること。

担当 麻薬グループ
 電話 082-513-3221 (ダイヤルイン)
 (担当者 平本)

別紙1

薬生発 0705 第 2 号
令和 3 年 7 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医療・生活衛生局長
(公 印 省 略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 118 号。以下「改正省令」という。)が公布されましたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方針御配慮願いたい。

なお、この通知は、令和 4 年 1 月から適用し、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」(平成 19 年 8 月 13 日付け薬食発第 0813001 号厚生労働省医療食品局長通知)は廃止する。

記

1 改正の趣旨

疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としてきたところである。

今回、薬局において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的として、新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件下、90 日以上譲渡譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能とした。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を行なうことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を

2 改正の概要

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

- ① 2 以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可(改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和 28 年厚生省令第 14 号)第 9 条の 2 第 2 項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。)第 24 条第 12 項第 1 号の許可をいう。以下同じ。)を申請することができる。

- ・ いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること。
- ・ 共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるととき。

- ② 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から 90 日を超えていたとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第 24 条第 11 項若しくは第 12 項の規定に基づき譲り渡した場合において、その専部であって、その譲受けの日から 90 日を超えていたものを保管しているとき。

- ③ 都道府県の区域内にあること
- なお、麻薬小売業者間譲渡許可後、イについて在庫量の不足以下の譲渡を行うこと、ロについて麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬以外の譲渡を行なうこと、譲受けの日から 90 日を経過していない麻薬の譲渡を行うこと等、上記に反する譲渡を行った場合には、法第 64 条の 2 又は第 66 条に該当することに留意すること。

- ④ すべての麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にある場合であっても、「1 改正の趣旨」にかんがみ、当該麻薬小売業者間ににおける麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものではない場合には、申請者となることが不適切な場合があることに留意すること。

- ⑤ 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可を申請する場合、以下に掲げる事項を記載した申請書を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。

- ・ 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - ・ 麻薬小売業者を代表する者（以下「代表者」という。）を置く場合は、その氏名（法人にあっては、その名称）
 - ・ 麻薬業務所の名称及び所在地
 - ・ 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
 - ・ いずれの申請者も次に掲げる場合に限り麻薬を譲り渡す旨
 - ・ 他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき
 - ・ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から 90 日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第 24 条第 11 項若しくは第 12 項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から 90 日を経過したものを作管しているとき
- (2) 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について
- ① 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、(1) ③に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付すること。
 - ② 都道府県知事は、麻薬小売業者（以下「許可業者」という。）に対する行政監査の実効性を担保する観点から、法第 59 条の 6 の規定に基づき、麻薬の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要最小限度の条件を付すことができる。
- (3) 麻薬小売業者間譲渡許可の内容について
- 次に掲げる①及び②の内容であること。なお、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内においては、譲渡の回数に制限はないこと。
- ① ある許可業者が、同一の麻薬小売業者間譲渡許可を受けている他の許可業者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡すこと。
 - ② ある許可業者が、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から 90 日を経過したものを作管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第 24 条第 11 項若しくは第 12 項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から 90 日を経過したものを作管している場合において、当該麻薬を譲り渡すこと。

- (4) 許可業者の留意事項について
- ① 許可業者は、(2) ①の麻薬小売業者間譲渡許可書を、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた日から 5 年間保存すること。
 - ② 許可業者は、法第 59 条の 6 の規定に基づき付された (2) ②の条件を遵守すること。
 - ③ 許可業者は、他の許可業者に麻薬の譲渡を行う場合には、法第 30 条第 4 項の規定により、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡を行なうことができることに留意すること。
 - ④ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名、数量等についても、法第 38 条の規定による麻薬帳簿への記載を行わなければならぬことに留意すること。
 - ⑤ 麻薬小売業者間譲渡により譲り受けた麻薬については、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管する等、識別ができる状態にすること。
 - ⑥ 許可業者は、他の許可業者と有効期限切れの麻薬を譲渡・譲受する等、本制度の趣旨に沿わない譲渡・譲受を行わないことに留意すること。
 - ⑦ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び品名及び数量として、毎年 11 月 30 日までに都道府県知事に届け出なければならないことに留意すること。
- (5) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間について
- 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の 12 月 31 日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までとすること。
- (6) 麻薬小売業者間譲渡許可の失効について
- 麻薬小売業者間譲渡許可は、(5) の有効期間が満了したときに失効すること。
- (7) 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届について

- ① 許可業者は、(5) の有効期間において、許可業者のいざれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、その麻薬事業所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならないこと。
- 許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に繼續して取得し、引き続き有効な免許を有する場合には、(1) ①に掲げるすべての要件を満たす場合には不要であるが、麻薬小売業者の許可の更新を受けず麻薬の譲渡・譲受を行った場合には、当然当該業者に係る麻薬小売業者間譲渡許可是無効であり、法第 64 条の 2 又は第 66 条に該当するおそれがあることに留意すること。
- ② 許可業者は、(5) の有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、(1) ①に掲げるすべての要件を満たす場合には限り、当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。また、本届出を行う場合には、当該許可業者と当該許可業者以外の麻薬小売業者は、(1) ③に掲げる事項を記載した届書をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。
- ③ ①の届出に際し、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることをもつて足りること。
- ④ ②の届出に際し、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者と当該許可業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることをもつて足りること。
- ⑤ 都道府県知事は、①及び②の届出があったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付すること。
- (8) 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について
- ① 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、その事由を記載し、都道府県知事に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請しなければならないこと。なお、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損したときは、当該許可書を添えて申請しなければならないこと。

- ② 許可業者は、①により許可書の再交付を受けた後に亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したときは、その発見した許可書を、速やかに都道府県知事に返還しなければならないこと。
- (9) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について
- 許可業者は、以下に掲げる事由に該当することとなつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を速やかにに都道府県知事に返還しなければならないこと。
 ・全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないことをとしたとき
 (1) を除く許可業者が全て麻薬小売業者免許を失った場合を含む。・全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。
- (10) 許可業者に対する監視について
- ① 地方厚生（支）局及びその管轄区域内の都道府県は、許可業者に対する行政監視の実効性を高める観点から、必要に応じ、情報共有を図るよう努められたいこと。
- ② 許可業者に対する立入検査を実施する際には、麻薬、麻薬の保管設備、麻薬帳簿、譲渡証、免許証及び麻薬処方せんに加え、(2) ①の麻薬小売業者間譲渡許可書等を併せて検査し、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受が適法かつ適正なものであったかが監視されたいこと。
- 3 既存の通知の改正
- 「麻薬取扱者等の指導、監督について」（平成 12 年 1 月 7 日付け医薬秘第 17 号医薬安全局長通知）の別添「麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」の「3. 麻薬小売業者に対する立入検査点検項目」中「1. 免許」の次に次のように改める。
- 1 の 2. 麻薬小売業者間譲渡許可
 1 の 2－1 麻薬小売業者間譲渡許可書を所持しているか。
 1 の 2－2 麻薬小売業者間譲渡許可書を受けた者と、麻薬小売業者の免許を受けた者は一致しているか。
 1 の 2－3 麻薬小売業者間譲渡許可是失効していないか。
 1 の 2－4 譲渡・譲受があつた場合、麻薬小売業者間譲渡許可書に記載の条件を満たしたものであるか。

- 1 の 2-5 講渡・譲受があつた場合、帳簿に適正な記録がなされているか。
 1 の 2-6 講受があつた場合（麻薬の在庫不足により、急な麻薬小売業者へ対応できない場合の譲受に限る）、不足していた麻薬の在庫を譲受後に確保しているか。（指導事項）
 1 の 2-7 講受があつた場合、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管しているか。（指導事項）
 1 の 2-8 條数回の譲渡・譲受があつた場合、一方的に譲り渡すだけの者、又は譲り受けた者の者になつてはいないか。（指導事項）
- 4 施行日
令和4年4月1日から施行すること。
改正省令による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項及び第2項の規定による申請により麻薬小売業者間譲渡許可を受けている者は、その許可の期間内において改正省令による改定後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項及び第2項の規定による申請により麻薬小売業者とみなすこと。以上

薬生監麻発 0705 第2号
令和3年7月5日

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第118号。以下「改正省令」という。）を制定するとともに、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（令和3年7月5日付け薬生発0705第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「局長通知」という。）を通知したところである。麻薬小売業者間譲渡許可（改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「規則」という。）第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第24条第12項第1号の許可をいう。以下同じ。）に係る手続の運用に当たっては、下記事項に留意されるよう、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方針を願いたい。

なお、この通知は、令和4年4月1日から適用し、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（平成19年8月13日付け薬生監麻発第0813005号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）は廃止する。

記

- 1 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について
 - (1) 局長通知「2 改正の概要」の(1)の②中「申請者となることが不適切な場合」に該当するか否かについては、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を考慮して判断すること。また、都

道府県は、必要に応じて、当該判断に必要な資料を提示又は提出させること。なお、不適切な場合に該当するか否かの判断に基づ準を設ける場合には、麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について。

(1) 規則第9条の2第3項の麻薬小売業者間譲渡許可書は、別紙(別紙様式2)に必要事項を記載の上、許可申請書の副本又はそれに準じた内容の書面を添付したものとすること。

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を申請者の数と同じ部数、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者(以下「許可業者」という。)に交付すること。

(3) 局長通知「2 改正の概要」の(2)の②中「必要最小限度の条件」については、以下に掲げる例を参考すること。

① 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し(麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡譲受に限る。)及び譲受人が作成した譲受確認書(別紙(別紙様式3))の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書(別紙(別紙様式4))を麻薬の譲受人に交付すること。

② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し(麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡譲受に限る。)及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること。

③ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと。ただし、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納した場合はこの限りではないこと。

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可をした後、求めがあったときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書の写し等により、許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部に対して情報提供を行つていただきごと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委託している場合、必要に応じて当該保健所設置市等に対して情報提供を行つていただきたいこと。

(5) 麻薬小売業者間譲渡許可の申請に当たっては、許可申請書を当該麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。(1) 許可業者は、他の許可業者との間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、法第59条の6に基づき付された条件を遵守するほか、以下に掲げる点に留意すること。

(1) 麻薬の交付を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる

3 許可業者の留意事項について

(1) 許可業者は、他の許可業者との間で麻薬の譲渡・譲受を行つては、許可申請書を提出する。

(2) 許可申請書の副本については、当該都道府県の指示に従い提出すること。

- 場所とすること。
- ② 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその業務下で業務に従事する者が行うこととし、配送業者や麻薬卸売業者等が行うことのないようになること。
- ③ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認すること。
- ④ 麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出すること。
- (2) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の④の麻薬帳簿への記載を行う際には、備考欄に以下の点を記載すること。
- ① 譲渡・譲受の相手方の名称
- ② 規則第9条の2第1項第1号又はロのいづれに該当する譲渡・譲受であるか。
- ③ 製品番号
- (3) 許可業者は、他の許可業者との間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、譲渡(譲受)確認書の備考欄に以下の点を記載すること。
- ① 規則第9条の2第1項第1号又はロのいづれに該当する譲渡・譲受であるか。
- ② 製品番号
- (4) 麻薬小売業者間譲渡により譲り受けた麻薬については、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管する等、識別ができる状態にすること。
- (5) 許可業者は、他の許可業者と有効期限切れの麻薬を譲渡・譲受する等、本制度の趣旨に沿わない譲渡・譲受を行わないと留意すること。
- (6) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の⑦の届出を行いう際に、品名ごとに、許可業者間ににおける譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記すること。
- (7) 麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡・譲受における譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方せんに基づく予製行為を行うことはできないことに留意すること。

- 4 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届及び追加届について
- (1) 許可業者は、変更届書の記載に当たっては、以下に掲げる点に留意すること。
- ① 許可業者が3以上であるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙「別紙様式5」を設けて記載すること。なお、許可業者が2の場合であっても、1の許可業者が変更届書を使用する場合には、他の許可業者が別紙「別紙様式5」を使用することは差し支えないこと。
- ② 麻薬小売業者間譲渡許可において代表者を置き代表者が届け出る場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、変更届書の同意欄にチェックをすること。
- (2) 許可業者は、変更届書の提出に当たっては、変更届書及び麻薬小売業者間譲渡許可書を当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。
- なお、変更届書の副本については、当該都道府県の指示に従い提出すること。
- (3) 許可業者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可に新たに麻薬小売業者を加える場合の追加届書(規則別記第10号の4様式。以下「追加届書」という。)の記載に当たっては、以下に掲げる事項に留意すること。
- ① 許可業者及び追加する麻薬小売業者が4以上であるため、各許可業者による記載事項を記載すること。なお、追加する麻薬小売業者が追加届書を使用する場合には、許可業者が別紙「別紙様式5」を使用することは差し支えないこと。
- ② 麻薬小売業者間譲渡許可において代表者を置き代表者が届け出る場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、追加届書の同意欄にチェックをすること。
- (4) 許可業者及び追加する麻薬小売業者間譲渡許可書を、当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。
- なお、追加届書の副本については、当該都道府県の指示に従い提出すること。
- (5) 規則第9条の2第9項の麻薬小売業者間譲渡許可書の書き替えは、

- ・変更届書又は追加届書に添付された麻薬小売業者間譲渡許可書に変更事項を真書きの上、変更届書又は追加届書の副本を添付すること
- ・変更後の許可内容を記載した許可書を新規に作成すること
- 等をいうこと。なお、変更後の許可書を新規作成することをもって書き替えする場合は、書き替え前の内容が分かること。

(6) 変更届書を受理したときは、書き替え後の許可書を、変更を届け出した許可業者の数と同じ部数、当該許可業者に交付すること。追加届書を受理したときは、書き替え後の許可書を新たに加えられた麻薬小売業者の数複数の上、追加を届け出した業者の数と同じ部数、当該業者に交付すること。

(7) 麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付した後、求めがあったときは、速やかに、変更届書の写し等により、変更を届け出た許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部に対して情報提供を行つていただきたいこと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委託している場合、必要に応じて当該保健所設置市等に対して情報提供を行つていただきたいこと。

5 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について
許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(8)の麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付申請を行つ際には、麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書(別紙(別紙様式6))によること。

6 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について
(1) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(9)の麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を行う際には、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届(別紙(別紙様式7)以下「返納届」という。)を提出すること。なお、許可業者が3以上であるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙(別紙様式5)を設けて記載事項を記載すること。なお、許可業者が2の場合であっても、1の許可業者が返納届を使用する場合には、別紙(別紙様式5)を使用することは差し支えないこと。

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けた都道府県は、当該許可書の表面に、許可が無効である旨及び返納を受けた年月日を記載するとともに、当該許可書を返納した許可業者に交付すること。

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けた後、求めがあったときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届の写し等により、当該許可書を返納した許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部に対して情報提供を行つていただきたいこと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委託している場合、必要に応じて当該保健所設置市等に対して情報提供を行つていただきたいこと。

7 許可申請書、変更届書及び返納届の記載等にかかる留意点について麻薬小売業者又は許可業者(以下「業者」という。)は、許可申請書、変更届書又は返納届(以下「許可申請書等」という。)を提出するにあたり、以下に掲げる方法によつても差し支えないこと。

- ① 許可申請書等及び各別紙(許可申請書の別紙については別紙様式1、変更届書及び返納届の別紙については別紙様式5)に記載する業者数については、記載できる最大数を記載する必要はなく、一葉に1の業者のみの記載でも差し支えないこと。
- ② ①の場合、空欄となる記載事項欄には、斜線をひくこと。
- ③ 各業者が記載した許可申請書等及び各別紙については、麻薬小売業者間譲渡許可を申請する業者のうち、代表者を置いた場合は代表者又は任意の業者がとりまとめ、代表して都道府県に提出すること。

8 その他
(1) 麻薬小売業者間譲渡許可制度に係る監視において、例えば、本許可に基づく譲渡・譲受を行つた麻薬製剤について、現在処方されている患者以外に同製剤の交付を求める患者がいる見込みがない場合には、不足していた麻薬の確保に関し、「麻薬取扱者等の指導、監督について」(平成12年1月7日付け医薬品第17号医薬安全局長通知)の別添「麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」の「3. 麻薬小売業者に対する立入検査点検項目1の2. 麻薬小売業者間譲渡許可」中「1の2-6譲受があつた場合(麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに對応できない場合の譲受に限る)、不足していた麻薬の在庫を譲受後に確保しているか。(指導事項)及び「1の2-8複数回の譲渡・譲受があつた場合、一方的に譲り渡すだけの者、又は譲り受けただけの者になつてはいなか。(指導事項)」に係る指導は要さないものとして差し支えないこと。

(2) 改正省令の施行の際現に麻薬小売業者間譲渡許可を受けている者については、その許可期限内において、改正省令の施行後の麻薬小売業者間譲渡許可

(別紙様式1)

	麻薬業務所 名称	所在地
① 以上	住所(法人にあって は、主たる事務所の 所在地) 申請者 氏名(法人にあって は、名称)	
② 譲渡人・譲渡先	麻薬業務所 名称 住所(法人にあって は、主たる事務所の 所在地) 申請者 氏名(法人にあって は、名称)	所在地
③	麻薬業務所 名称 住所(法人にあって は、主たる事務所の 所在地) 申請者 氏名(法人にあって は、名称)	所在地
④	麻薬業務所 名称 住所(法人にあって は、主たる事務所の 所在地) 申請者 氏名(法人にあって は、名称)	所在地

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 余白には、斜線を引くこと。

(別紙様式3)

麻薬譲受確認書				年月日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地 名	所在地 名	印	
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地 名	所在地 名		
品名	容量	箇数	数量	備考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 在庫の不足のために麻薬を譲り受けける場合、調剤することができなかつた処方せんの写しを添付すること。
- 4 麻薬を譲受する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設印とすること。
- 5 備考に麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロどちらに該当する譲受であるか記載すること。
- 6 備考に製品番号を記載すること。

(別紙様式2)

麻薬小売業者間譲渡許可書

発第 号

申請のあった麻薬小売業者間譲渡を、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第24条第12項第1号の規定により、申請のとおり許可する。

譲り渡しの期間
年 月 日 から
年 月 日 まで

- なお、本許可については、同法第59条の6の規定により、以下の条件を付する。
- (例)① 他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し(麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡譲受に限る)及び譲受人が作成した譲受確認書の交付を受けた後又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲受確認書を麻薬の譲受人に交付すること
- ② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し(麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡譲受に限る)及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること
- ③ 同時期に2以上上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと(ただし、本許可書を返納した場合はこの限りではない。)

年 月 日

都道府県知事

麻薬業務所名称 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)	麻薬業務所名称 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)	麻薬業務所名称 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)	麻薬業務所名称 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)
---	---	---	---

(注意)
1 用紙の大きさは、A4 とすること。
2 余白には、斜線を引くこと。
3 麻薬を譲渡する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設印とすること。
4 備考に麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロどちらに該当する譲渡であるか記載すること。
5 備考に製品番号を記載すること。

(別紙様式4)

麻薬譲渡確認書								年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所		所 名	在 地 称							印
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所		所 名	在 地 称							
品 名	容 量	箇 数	数 量	備 考						

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 麻薬を譲渡する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設印とすること。
- 4 備考に麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロどちらに該当する譲渡であるか記載すること。
- 5 備考に製品番号を記載すること。

(注意)
1 用紙の大きさは、A4 とすること。

(別紙様式 6) 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号 免許証の番号	第 号	年 月 日	許可年月日 免許年月日	年 月 日
麻薬業務所 所在地	麻薬業務所 名称	年 月 日	年 月 日	年 月 日
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。				
再交付の事由 及びその年月日		住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	麻薬業務所名称	
年 月 日		氏名 (法人にあつては、名称)	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
都道府県知事	殿	都道府県知事	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

(別紙様式 7) 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第 号	年 月 日	許可年月日	年 月 日
返納の事由		年 月 日	上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。	
麻薬業務所名称		年 月 日	麻薬業務所名称	
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		年 月 日	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名 (法人にあつては、名称)		年 月 日	氏名 (法人にあつては、名称)	
都道府県知事	殿	都道府県知事	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	

令和3年6月22日

公益社団法人広島県薬剤師会会长 様

広島県健康福祉局長
 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)
 薬務課

ウイルス性肝炎に関する啓発資材の活用について（依頼）

本県における肝炎対策の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、令和3年6月21日付けで、全国B型肝炎訴訟広島原告団代表及び同弁護団団長から、同団体が作成した啓発資材の保険薬局での活用について、別紙（写）のとおり協力依頼がありました。

本資材の活用は、県の肝炎対策を推進するために、大変効果的なものであると認識しています。

については、貴会員へ周知いただくとともに、会員薬局での配架等により、患者等への制度の周知に御協力くださるよう、お願いします。

担当 肝炎対策グループ
 電話 082-513-3078 (ダイヤルイン)
 (担当者 児玉、渥美)

別紙

令和3年6月21日

広島県健康福祉局長 殿

全国B型肝炎訴訟広島原告団・弁護団
 原告団代表 小野真紗子
 弁護団長 我妻正規
 (広島市中区基町1-20オブリビル4階)
 我妻法律事務所内

リーフレット「ウイルス性肝炎 患者さんに役立つ制度」 の配布の協力依頼について（お願い）

拝啓 梅雨の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、広島県の肝炎対策を推進していただきありがとうございます。また、当原告団・弁護団の活動にもご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当原告団・弁護団では、医療費助成制度の拡充を機に、標記リーフレットの改訂版を発行することとしております。前版では、内容の確認及び県内保健所等への配布についてご協力をいただきありがとうございました。今改訂にあたりましても、内容確認と配布のお願いを申し上げますとともに、新たに公益社団法人広島県薬剤師会を通して県内の保険薬局に配布する計画であります。つきましては、当原告団・弁護団からの配布依頼に際して、貴薬務課からも協力依頼文を発出していただきますようお願い申し上げます。ご多忙のところまことに恐縮ですが、ご協力よろしくお願いいたします。

敬具

連絡担当者
 広島原告団役員 高野和彦
 電話：090-5376-1558
 Email:pcf2929@yahoo.co.jp

令和3年7月6日

公益社団法人広島県薬剤師会会长 様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

令和3年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座の実施について（依頼）

本県における保健医療行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、広島県では、肝疾患に係る啓発活動や患者の相談対応等を行う「ひろしま肝疾患コーディネーター」を平成23年度から養成しています。この養成講座について、昨年度は新型コロナウィルス感染症の影響により中止しましたが、今年度は実施します。

については、本講座の実施の趣旨を御理解いただくとともに、貴会会員への周知をお願いします。

担当 肝炎対策グループ
 電話 082-513-3078 (ダイヤルイン)
 FAX 082-211-3006
 E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
 (担当者 湿美)

広島県からのお知らせ 令和3年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座のご案内

我が国の肝炎ウイルス持続感染者は、B型肝炎が110～140万人、C型肝炎が190～230万人と書かれています。また、広島県の肝がん死亡率は全国平均を上回り、令和元年は全国ワースト14位です。(令和元年の75歳未満年齢調整死亡率 全国4.0、広島県4.4) 肝がんの多くが肝炎ウイルス持続感染者であります。肝炎ウイルス検査結果で陽性と判定されても精密検査や適切な治療を受けていない方が多く存在していると考えられます。このような状況の中、肝炎ウイルス感染者の方が適切な医療を受けられるよう、適切なアドバイスを行うとともに、患者本人やその家族等からの肝疾患に関する相談を受けることができる、「ひろしま肝疾患コーディネーター」を養成します。

1 講座の概要

- (1) 受講対象者
 肝疾患専門医療機関等の医師・看護師・薬剤師等、保健指導を行う立場にある方 等
 ※過去に「ひろしま肝疾患コーディネーター」に認定された方を除きます。

(2) 受講料

無料 (交通費や昼食代等は受講者負担です。)

(3) 日時及び会場

会場	開催日	募集期間	定員*
広島会場 (広島県立総合体育館)	1日目：10/16 (土) 2日目：10/24 (日)	8/16 (月) ~ 9/30 (木)	130名
福山会場※ (広島県民文化センターふくやま)	1日目：9/4 (土) 2日目：9/19 (日)	7/4 (木) ~ 8/22 (月)	70名
※福山会場の申込受付は終了しました。			

(4) 参加方法

We b参加または現地参加※
 ※原則We bでの参加としますが、We bでの参加が困難な場合は、現地での参加が可能です。

(5) 講座内容

ウイルス性肝炎に関する疫学、病態、治療、相談対応、広島県の施策 等

2 お申込みについて

(1) 申込み期間

広島会場 令和3年8月16日(月)～9月30日(木)

※先着順のため、必ずこの期間中に申し込んでください。

※申込み状況により、早期締切り又は追加募集することがあります。

(2) 申込み方法

① 郵送、FAX 又は E-mail

所定の様式を県ホームページ「令和3年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座の実施について」に次元バーコードからアクセスできます(からだバンロードいただばん)、下記申込み先までご請求ください。

② 電子申請システム

上記広島県ホームページからご利用ください。

詳細についてはこちちら



＜申込み・お問合せ先＞

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局薬務課肝炎対策グループ(担当 湿美)
 電話:082-513-3078 (ダイヤルイン) FAX:082-211-3006 E-mail:fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

令和3年7月26日

公益社団法人広島県薬剤師会会长 様

広 島 県 健 康 福 祉 局 長
 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)
 薬 務 課

肝炎ウイルス検査の受検促進に向けた取組の周知について（依頼）

本県における肝炎対策の推進については、日頃から御協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県では、肝炎撲滅に向けて肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するための肝炎ウイルス検査の受検を一層促進するため、検査の必要性を周知するための薬局等で利用可能な啓発資材（ポスター、チラシ）を作成しました。

薬剤師の皆様におかれましては、これまでにも本取組や薬物治療における薬剤管理指導業務等を通じて、ウイルス性肝炎対策に御協力いただいているところですが、ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療の重要性を再認識していただくとともに、他職種の医療従事者や来局者等への本取組に関する啓発に御協力いただきたいと考えています。

については、本取組の趣旨を御理解いただくとともに、別紙「肝炎ウイルス検査の受検促進に係る資材提供について」を貴会会報に掲載し、本啓発資材を広く活用していただくよう、貴会会員への周知をお願いします。

なお、一般社団法人広島県医師会、一般社団法人広島県病院協会及び一般社団法人広島県病院薬剤師会へは、別途依頼しています。

担当 肝炎対策グループ
 電話 082-513-3078 (ダイヤルイン)
 FAX 082-211-3006
 E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
 (担当者 児玉、藤井、渥美)

別 紙

肝炎ウイルス検査の受検促進に係る資材提供について (ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療を目指した取組について)

令和3年8月10日
 広島県健康福祉局長

本県における肝炎対策の推進については、日頃から御協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。

さて、B型、C型ウイルス性肝炎については、感染しても自覚症状のないことが多い、また感染経路が不明な場合も多いことから、誰もが一生に一度は肝炎ウイルス検査を受ける必要があるとされています。

しかしながら、県内には肝炎ウイルスへの感染を認識していない持続感染者（キャリア）が16,400人（平成27年時点）存在していると推計されており、県内の肝炎ウイルス検査の受検率は6割程度と推計されていること、またウイルス性肝炎は自覚症状のないままに慢性肝炎から肝硬変や肝がんに進行しうる疾患であることから、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療が重要であると考えています。

そこでこの度、肝炎撲滅に向けてキャリアを早期に発見するため、肝炎ウイルス検査の受検を一層促進することを目的とした啓発資材（ポスター、チラシ）を作成し、広く配付することとしました。

薬局等におかれましては、本資材をぜひ御活用いただき、県民への肝炎ウイルス検査の必要性の周知に御協力くださるよう、よろしくお願ひいたします。本資材の配付を希望される場合は、別紙利用申込書に御記入の上、郵送、FAX又はメールでお申し込みください。

FAX : 082-211-3006 広島県薬務課肝炎対策グループ行

肝炎ウイルス検査受検勧奨に係る啓発資材の利用申込書

年 月 日

医療機関名		
担当者氏名		
送付先住所	〒	
電話番号		
希望部数*	A3版(ポスター) 枚	A4版(チラシ) 枚
備考		

*申し込み状況により御希望に添えない場合があります。

ポスター等の配付は9月以降を予定しています。また、県が広島大学等と締結した連携協定に基づいて行う取組のため、発送元が県と異なる場合があります。

申込先：広島県健康福祉局薬務課 肝炎対策グループ
 〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
 TEL: 082-513-3078
 FAX: 082-211-3006
 e-mail: fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

事務連絡
令和3年6月17日

公益社団法人広島県薬剤師会様
一般社団法人広島県病院薬剤師会様
広島県医薬品卸協同組合様
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会広島県支部様

広島県健康福祉局薬務課
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体等の公表について

のことについて、令和3年6月14日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から事務連絡がありました。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222
(担当者 長谷川)

別紙

事務連絡
令和3年6月14日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体等の公表について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の3第1項に規定する専門医療機関連携薬局については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第5号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第10条の3において、その基準等が規定されています。

また、同条第6項に規定する傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体の取扱いについては、「傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体の取扱いについて」（令和3年1月29日付け薬生発0129第7号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において示しているところです。

今般、同項の規定に基づく届出が行われたため、届出を受理した団体の当該団体名及び当該団体が認定する専門性の名称を別紙のとおり公表いたします。貴課におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

（別紙）

【傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体】

○傷病の区分：がん

団体名	専門性の名称	届出受理年月日
一般社団法人 日本医療薬学会	地域薬学ケア専門薬剤師（がん）	令和3年6月9日
一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会	外来がん治療専門薬剤師	令和3年6月9日

事務連絡
令和3年7月8日

各関係団体様

広島県健康福祉局薬務課
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

アセトアミノフェンを含有する解熱鎮痛薬(OTC)の需給逼迫対応について

このことについて、令和3年6月18日付けで厚生労働省医政局経済課から別紙のとおり事務連絡がありました。については、貴会(組合)会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222(ダイヤルイン)
(担当者 須山)

別紙1

事務連絡
令和3年6月18日

各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医政局経済課

アセトアミノフェンを含有する解熱鎮痛薬(OTC)の需給逼迫対応について

今般、新型コロナワクチン接種後の発熱・痛みへの対応として、アセトアミノフェンを含有する一部の解熱鎮痛薬(OTC)の需要が急激に高まっており、一部の製品の品薄が生じています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省コロナワクチン特設サイトにて掲載しているQ&Aを改訂し、市販の解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェンだけでなく、非ステロイド性抗炎症薬(イブプロフェンやロキソプロフェン)なども使用できることを明記したことについて、別紙のとおり関係団体宛に周知し、会員企業等への周知の協力を要請したところです。

貴管内関係企業等に対しても周知方御協力をよろしくお願いいたします。

別紙2

事務連絡
令和3年6月18日

日本製薬団体連合会
米国研究製薬工業協会
欧州製薬団体連合会
局方薬品協議会
日本OTC医薬品協会
(一社)日本チェーンドラッグストア協会
(公社)日本薬剤師会
(一社)日本保険薬局協会
(一社)日本薬局協議会
(一社)日本医薬品卸売業連合会

御中

厚生労働省医政局経済課

アセトアミノフェンを含有する解熱鎮痛薬(OTC)の需給逼迫対応について

医薬品の安定供給については、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナワクチン接種後の発熱・痛みへの対応として、アセトアミノフェンを含有する一部の解熱鎮痛薬(OTC)の需要が急激に高まっており、一部の製品の品薄が生じています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省新型コロナワクチン特設サイトにて掲載しているQ & Aを改訂し、市販の解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェンだけでなく、非ステロイド性抗炎症薬（イブプロフェンやロキソプロフェン）なども使用できることを明記しました。

貴会におかれましては、当該Q & Aを店頭販売等に適宜活用するなどにより、一部の解熱鎮痛剤の需給逼迫状況の改善にご協力下さるようお願いいたします。

○ 新型コロナワクチン Q & A (<https://www.covid19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0007.html>)

Q. ワクチンを受けた後の発熱や痛みに対し、市販の解熱鎮痛薬を飲んでもよいですか。

A. ワクチンを受けた後の発熱や痛みに対し、市販の解熱鎮痛薬で対応いただくことも考えられますが、特に下記のような場合は、主治医や薬剤師にご相談ください。

ワクチンを受けた後の発熱や痛みに対し、市販の解熱鎮痛薬（※）で対応いただくことも考えられますが、特に下記のような場合は、主治医や薬剤師にご相談ください。

- ・他のお薬を内服している場合や、妊娠中、授乳中、ご高齢、胃・十二指腸潰瘍や腎機能低下など病気治療中の場合（飲める薬が限られていることがあります。）
- ・薬などによりアレルギー症状やぜんそくを起こしたことがある場合
- ・激しい痛みや高熱など、症状が重い場合や、症状が長く続いている場合
- ・ワクチン接種後としては典型的でない症状がみられる場合（ワクチン接種後に起こりやすい症状や起こりにくい症状については、こちらをご覧ください。）

なお、ワクチンを受けた後、症状が出る前に、解熱鎮痛薬を予防的に繰り返し内服することについては、現在のところ推奨されていません。

(※) 市販されている解熱鎮痛薬の種類には、アセトアミノフェンや非ステロイド性抗炎症薬（イブプロフェンやロキソプロフェン）などがあり、ワクチン接種後の発熱や痛みなどにご使用いただけます。（アセトアミノフェンは、低年齢の方や妊娠中・授乳中の方でもご使用いただけますが、製品毎に対象年齢などが異なりますので、対象をご確認のうえ、ご使用ください。）

令和3年7月9日

各関係団体の長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 [薬務課
 医務課]

ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて（通知）

このことについて、令和3年6月22日付け薬生総発0622第2号及び医政総発0622第3号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び厚生労働省医政局総務課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 医務課医務グループ
 電話 082-513-3056（ダイヤルイン）
 （担当者 三村）

担当 薬務課薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 （担当者 須山）

別 紙

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

薬生総発0622第2号
医政総発0622第3号
令和3年6月22日

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)

ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて

近年、薬局開設者又は医療機関の開設者がドローンを用いて処方箋により調剤された薬剤を配送する場合（薬局開設者及び店舗販売業者が一般用医薬品を販売する場合を含む）、卸売販売業者がドローンを用いて医薬品を医療機関等に配送する場合等、ドローンを用いて医薬品を配送する実証事業が全国のへき地等において実施されています。

また、ドローン物流事業の導入時やサービス提供時の課題を整理した上で、その対処方法をわかりやすく解説することを目的として、内閣官房及び国土交通省において、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン（Ver1.0（法令編））」（令和3年3月）が公表され、ドローン物流サービスの導入にあたっての関係法令が整理されているところです。

こうした現状を受け、今般、内閣官房、国土交通省、厚生労働省において、「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」を、別添のとおり、とりまとめましたので、御了知いただくとともに、貴管内医療機関、薬局、店舗販売業、卸売販売業、関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、本ガイドラインにおいて、実証事業対象地域の自治体における医務・薬務主管課に報告することとしており、実証事業を行おうとする者から報告等があった場合には、本ガイドラインに基づき御対応いただきますよう、お願いいたします。

別 添

ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン

2021年6月
内閣官房
厚生労働省
国土交通省

第1章 適用範囲

1.1 適用範囲

本ガイドラインは、ドローンの実証事業において、薬局開設者又は医療機関の開設者がドローンを用いて処方箋により調剤された薬剤を患者に配送する場合（薬局開設者及び店舗販売業者が一般用医薬品を販売する場合を含む。）及び卸売販売業者がドローンを用いて医薬品を医療機関等に配送する場合を対象とする。

なお、本ガイドラインは実証事業の実施状況を踏まえ必要に応じて見直しを行う。

第2章 ドローン活用時の留意事項

へき地等の患者に薬剤を提供する手段については、当該へき地等における医療提供の観点から十分に検討を行うこと。具体的には、患者へ必要となる薬剤の提供方法を考えること。患者に薬剤を配送する場合、①当該薬剤の品質確保、②患者本人への速やかで確実な授与、③患者のプライバシー確保、の観点から配送手段を比較し、最も適切な手段を選択すること。また、必要に応じ、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、薬剤の性質等を踏まえ適切に対応すること。

こうした検討を踏まえた上で、最も適切な手段であるとしてドローンを用いて薬剤を配送する場合は、以下の点に留意すること。

2.1 薬局から患者への薬剤の配送

処方箋に基づき調剤された薬剤について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）（令和2年3月31日付薬生発0331第36号）」等に基づき、ドローンを用いて患者に配送する場合は以下の手順に依ることとする。また、薬局及び店舗販売業からの一般用医薬品の配送等についても以下に示す事項に準じて、対応すること。

2.1.1 事業計画の策定

医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤をドローンにより配送する場合は、2.1.2から2.1.6の内容に沿ってドローンの事業計画を策定することとし、当該事業計画の策定にあたっては、本ガイドラインに適合して実施することについて、実証事業対象地域の自治体における医務・薬務主管課に報告するとともに、当該地域の医療関係者、医師会、薬剤師会等の関係団体に事業計画を報告し、緊密に連携することとする。

2.1.2 運航主体の特定と責任主体の明確化

航空法の規定は「ドローンを飛行させる者」に対して適用されることから、薬局開設者が自らドローンを運航せず、配送を依頼する場合は、契約関係に基づき航空法上の責任主体を明確にすること。なお、運航主体者は、本実証事業を適切に行うことができる性能を有するドローンを用い、そのドローンを適切に運航する能力及び経験を有する操縦者に行わせるものである。

2.1.3 服薬指導の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第9条の3の規定に基づき、薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む。）により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならないとされている。

このため、ドローンにより薬剤を配送する場合にあっても、当該規定に基づく服薬指導を適切に行う必要がある。

また、医薬品医療機器等法に基づくオンライン服薬指導の具体的な方法については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）（令和2年3月31日付薬生発0331第36号）」に従うこと。

2.1.4 品質の確保

医薬品医療機器等法第5条第1項第2号に基づき、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年厚生省令第3号）第1条第1項第16号において、薬局開設者は医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならないとされている。また、同条第2項第5号において調剤及び医薬品の販売又は授与に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施その他必要な措置を講じなければならないとされている。

ドローンによる配送に際しては、①調剤した薬局において当該薬剤をドローンにより配送するために必要な梱包を行うこと、②梱包された薬剤をドローンの容器等に入れること、③ドローンにより対象地点へ配送すること、④ドローンが対象地点へ到着後、薬剤を患者本人に届けること等の手続が想定されることから、薬局開設者は、事業計画の内容を踏まえ、薬局で調剤してから患者の手元に届くまでの全ての過程における手順を定める必要があること。

ドローンによる配送であっても、その他の手段による薬剤の配送と同様に薬局開設者の責任の下、上記のような全ての過程において、当該薬剤の品質の保持（温度管理への対処を含む。）が担保される方法で行うこと。

なお、配送に当たっては、「医薬品の適正流通（GDP）ガイドラインについて」（平成30年12月28日付け厚生労働

省医薬・生活衛生局総務課／監視指導・麻薬対策課事務連絡) の別添 (医薬品の適正流通 (GDP) ガイドライン) における外部委託や輸送等の取扱いも参考にすること。

2.1.5 患者に対する確実な授与及び紛失の防止

ドローンによる配送に際しては、ドローンによる対象地点への配送後、配送された薬剤が患者本人に授与されるまでの間、配送事業者の従事者等を経由する場合が想定されることから、薬局開設者はその配送事業者の従業員等を特定するとともに、その配送責任を明確にすること。薬局開設者は、薬剤の発送後、患者に授与されるまでの間、当該薬剤の配送状況を把握できるようにすること。

医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤については、ドローンからの薬剤の受取や患者本人への授与はべき地診療所¹等の看護師等の医療従事者が行うことを原則とする。やむを得ず医療従事者以外の従事者を介さざるを得ない場合は、当該従事者に薬剤の内容が分からぬよう、封をするなどプライバシー確保に万全を期すこと。また、宅配ロッカー等を用いる場合や、医療従事者以外の従事者が患者本人に薬剤を渡す場合は、薬局開設者は当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話又は配達記録等により確認すること。なお、一般用医薬品を利用者に直接届ける場合については、薬局開設者及び店舗販売業者の責任の下、関係者が利用者に確実な授与を行うこと。

また、患者への授与の方法等の事業計画の内容を踏まえ、患者が服用する具体的な薬剤が他の人からわからないようにする等のプライバシーの配慮や患者に誤った薬剤が授与されることがないよう、食品や生活用品等の薬剤以外のものと明確に区別されるようにするなど、薬局での薬剤の梱包方法は留意すること。

さらに、当該薬剤の紛失等の防止や、配送事業者の従事者等が不適切な取扱いを行わないよう、2.1.4で示したとおり、調剤された薬剤の品質を確保する観点からその手順を明確にし、実証事業の実施に当たって薬局や配送業者が対応すべき業務マニュアルの作成・周知・遵守徹底を行うこと。

加えて、ドローンが墜落や不時着した場合において、確実に当該薬剤を回収できるよう、飛行状況を管理するとともに、墜落・不時着時には直ちに搜索・回収を行うこと。また、患者に迅速に薬剤を届ける必要があることから、あらかじめ墜落・不時着時の代替的な措置を検討した上で、対応できるように備えておき、このような場合には速やかに当該措置を講ずること。さらに、鍵をつけるなどの方法により拾得者が誤って開封できないような措置を講ずるとともに、「本人又は関係者以外は開封厳禁」との旨及び拾得時の連絡先を分かりやすく記載すること。

以上の事項を担保するため、薬局開設者は、薬剤の配送にあたり配送事業者を用いる場合、当該事業者との契約において明記すること。

なお、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理が必要な薬剤については、実証実験、社会実装に関わらずドローンによる配送は避けること。

2.1.6 事故発生時の対応

ドローンを飛行させる者は、ドローンの飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課、地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告すること。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行うこと。

2.2 医療機関による薬剤の配送

医療機関から患者に調剤された薬剤を配送する場合においても、2.1に準じた対応を行うこと。その際、医師等は電話や情報通信機器を利用した診療等の際に、薬剤の服用方法や保存方法等、薬剤の適正使用を確保するために必要な情報について患者に説明すること。

2.3 卸売販売業者による医薬品の配送

2.3.1 事業計画の策定

事業計画の策定にあたっては、2.1に準じた対応を行うとともに、ドローンにより配送する場合は、2.3.2から2.3.5の内容に沿ってドローンの事業計画を策定することとし、当該事業計画の策定にあたっては、本ガイドラインに適合して実施することについて、実証事業対象地域の自治体における医務・薬務主管課に報告するとともに、当該地域の

¹ 無医地区等において、地域住民の医療を確保することを目的に設置される診療所

医療関係者、医師会、薬剤師会等の関係団体に事業計画を報告し、緊密に連携することとする。

2.3.2 運航主体の特定と責任主体の明確化

航空法の規定は「ドローンを飛行させる者」に対して適用されることから、卸売販売業者が自らドローンを運航しない場合は、契約関係に基づき航空法上の責任主体を明確にすること。なお、運航主体者は、本実証事業を適切に行うことができる性能を有するドローンを用い、そのドローンを適切に運航できる能力及び経験を有する操縦者が運航を行うこと。

2.3.3 品質の確保

医薬品医療機器等法第36条の2第1項に基づき、厚生労働大臣は、厚生労働省令で、営業所における医薬品の試験検査の実施方法その他営業所の業務に関し卸売販売業者が遵守すべき事項を定めることができるとされている。

これに基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下単に「施行規則」という。）第158条において、卸売販売業者は医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならないとされている。

ドローンによる配送であっても、その他の薬剤の配送と同様に卸売販売業者の責任の下、当該薬剤の品質の保持（温度管理への対処を含む。）が担保される方法で行うこと。また、「医薬品の適正流通（GDP）ガイドラインについて」（平成30年12月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課／監視指導・麻薬対策課事務連絡）の別添（医薬品の適正流通（GDP）ガイドライン）を参考にすること。

2.3.4 医療機関等への確実な販売及び紛失の防止

卸売販売業者がドローンを用いて医療機関等へ医薬品を配送する場合は、施行規則第158条の規定に基づき、指針への位置づけを含め、品質の確保や紛失の防止に必要な措置を講じなければならない。医療機関等へ当該医薬品が確実に販売されることを確保するため、卸売販売業者は、あらかじめ配送のための手順を定め、配送の際に必要な措置を講ずることが必要である。この手順には、卸売販売業者において薬剤師等が、梱包してから、医療機関等に届くまでの全ての過程における手順を含むものである。

また、当該医薬品の紛失等を防止するため、施行規則第158条の4に基づき医薬品の購入等に関する記録に係る規定を遵守するとともに、配送事業者の従事者等が不適切な取扱いを行わないよう、業務マニュアルの作成・周知・遵守徹底を行う必要がある。

さらに、ドローンが墜落や不時着した場合において、確実に当該薬剤を回収できるよう、飛行状況を管理するとともに、墜落・不時着時には直ちに捜索・回収を行うこと。また、医療機関等に迅速に薬剤を届ける必要があることから、墜落・不時着時に速やかに代替的な措置を講ずることができるよう、あらかじめ代替的な措置を検討した上で、対応できるように備えておくこと。さらに、鍵をつけるなどの方法により拾得者が誤って開封できないような措置を講ずるとともに、「本人又は関係者以外は開封厳禁」との旨及び拾得時の連絡先を分かりやすく記載すること。

以上の事項を担保するため、配送事業者を用いる場合、当該事業者との契約において明記すること。

なお、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理が必要な医薬品については、実証実験の段階でドローンによる配送は避けること。

2.3.5 事故発生時の対応

ドローンを飛行させる者は、ドローンの飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課、地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告すること。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行うこと。

第3章 関係法令等

3.1 関係法令等

医薬品の配送については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他の関係法令の規定に加え、『ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン』に記載されている関係法令等を遵守すること。

令和3年7月5日

各関係団体の長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」について（通知）

このことについて、令和3年6月25日付け薬生発0625第13号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222
 （担当者 長谷川）

別紙

薬生発0625第13号
 令和3年6月25日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
 （公印省略）

「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」について

令和元年12月に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）により、許可又は登録を受けて医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の製造販売、製造、販売等を行う者による法令遵守体制の整備等が令和3年8月1日から義務付けられるところです。

これに伴い、別添のとおり、「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」を策定し、薬局開設者及び医薬品の販売業者による法令遵守体制の整備等に係る考え方について整理しましたので、御了知の上、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインに記載される内容の考え方については、「「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドラインに関する質疑応答集（Q & A）について」（令和3年6月25日）を適宜御参照くださいますようお願いします。

別添

薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン

第1 基本的考え方

1 薬局開設者及び医薬品の販売業者の責務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」）

という。) の許可を受けて医薬品の販売を行う薬局開設者及び販売業者（店舗販売業者、配置販売業者及び卸販売業者をいう。) (以下「薬局開設者等」という。) は、国民の生命・健康にかかわる医薬品の販売を行う事業者であり、薬局開設者等に薬事に関する法令¹の違反があった場合には、品質、有効性又は安全性に問題のある医薬品の流通や、医薬品の不適正な使用等により、保健衛生上の危害が発生又は拡大するおそれがある。

薬局開設者等は、このような生命関連製品を取り扱う事業者として、高い倫理観をもち、薬事に関する法令を遵守して業務を行う責務がある。

2 法令違反の発生と法令遵守に向けた課題

近年発生している薬局開設者等による薬機法違反の事例（別添1「法令違反事例」参照）は、薬局開設者等の役員の法令遵守意識の欠如や、法令遵守に関する体制が構築されていないことが原因と考えられるものが見受けられる。

こうした法令違反の発生を防止し、薬局開設者等が法令を遵守して業務を行うことを確保していくに当たって、以下のような課題が挙げられた。

- ・ 薬機法に基づき薬局開設者等が置くものとされている薬局、店舗、区域、営業所等（以下「薬局等」という。) の管理者（以下「管理者」という。) と役員のそれぞれが負うべき責務や相互の関係が薬機法上明確でないことにより、管理者による意見申述が適切に行われない状況や、役員による管理者任せといった実態を招くおそれがあり、法令遵守のための改善サイクルが機能しにくくなっているのではないか。
- ・ 薬局開設者等の業務は薬機法を遵守して行われなければならないが、法令遵守や、そのための社内体制の構築・運用等に責任を有する者が、薬局開設者等において不明確となっているのではないか。
- ・ 同一法人が複数の薬局等を開設している場合等において、管理者と薬局開設者等（実質的には法人の役員）の間の組織的な隔たりが大きく、薬局等の業務に関する薬局開設者等と管理者の責務の明確化や、その責務を果たすことを促すための措置が十分ではなかったのではないか。
- ・ 卸販売業者については、医薬品を中心とした流通における品質管理の観点から、医薬品営業所管理者が適切な機能を発揮することが重要であり、「物の出入り」のみならず全体業務の把握と管理を医薬品営業所管理者の業務として業務手順書に位置付けるとともに、業務を遂行するための勤務体制、管理者の不在時の連絡体制の確保等を卸販売業者の義務として明確化すべきではないか。

3 薬機法が求める法令遵守体制

こうした課題を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）において、薬局開設者等の法令遵守体制等に関する規定の整備がされた（以下「本改正」という。)。

本改正においては、薬局開設者等に対し、薬事に関する法令を遵守するための体制を構築することを義務付けた。これは、法令遵守を重視する統制環境を構築した上で、薬局開設者等が策定し周知徹底された規範に基づき業務の遂行がなされ、業務の監督を通じて把握した問題点を踏まえた改善措置を行うという法令遵守のためのプロセスを機能させることを求めるものである。

また、薬局開設者等において法令遵守体制を構築し、薬事に関する法令を遵守するために主体的に行動し、薬局開設者等による法令違反に責任を負う者として、薬局開設者等の役員のうち、薬事に関する業務に責任を有する役員（以下「責任役員」という。) を薬機法上に位置づけ、その責任を明確化した。

さらに、薬局開設者等の法令遵守のためには、薬局開設者等の根幹である業務を管理する責任者である管理者の役割が重要であることから、そのような業務の管理を行う上で必要な能力及び経験を有する者を管理者として選任することを薬局開設者等に対して義務付けた。

加えて、現場における法令遵守上の問題点を最も実効的に知り得る者である管理者の意見は、薬局開設者等の法令遵守のために重要であることから、薬局開設者等は、管理者の意見を尊重し、法令遵守のために必要な措置を講じなければならないものとした。

本ガイドラインは、薬局開設者等が、こうした法令遵守体制を構築するための取組みを検討し、実施するに当たっての指針を示したものである（本改正により整備された薬局開設者等の法令遵守体制等に関する規定は別添2参照。)。なお、具体的な取組みについては、薬局開設者等の業態や規模に応じて実施することが想定される。

¹ 「薬事に関する法令」とは、薬機法、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の3各号に規定する薬事に関する法令（薬剤師法、覚醒剤取締法及び大麻取締法を含む。) をいう。以下同じ。

第2 薬局開設者等の法令遵守体制（薬機法第9条の2、第29条の3、第31条の5、第36条の2の2関係）

1 法令遵守体制の整備についての考え方

薬局開設者等は、薬事に関する法令の規定を遵守して医薬品の販売に関する業務を行わなければならない。薬局開設者等が薬局等における法令遵守を確保するためには、責任役員及び従業者（以下「役職員」という。）により法令を遵守して適正に業務が行われるための仕組み（法令遵守体制）を構築し運用する必要がある。責任役員は、薬局開設者等の法令遵守について責任を負う立場にあり、法令遵守体制の構築及び運用は、責任役員の責務である。

法令遵守体制の基礎となるのは、薬局開設者等の全ての役職員に法令遵守を最優先して業務を行うという意識が根付いていることであり、こうした意識を浸透させるためには、責任役員が、あらゆる機会をとらえて、法令遵守を最優先した経営を行うというメッセージを発信するとともに、自ら法令遵守を徹底する姿勢を示すことが重要である。そのため、薬局開設者等ひいては責任役員は、従業者に対して法令遵守のための指針を示さなければならず、具体的には、法令遵守の重要性を企業行動規範等に明確に盛り込むことや、これを従業者に対して継続的に発信すること等が考えられる。

また、薬局開設者等の業務に関して責任役員が有する権限や責任範囲を明確にすることは、責任役員が法令遵守の徹底に向けて主導的な役割を果たして行動する責務を有することを深く自覚するために重要であり、法令遵守について責任役員が主体的に対応するという姿勢を従業者に対して示すことにもつながる。そのため、薬局開設者等は、社内規程等において責任役員の権限や分掌する業務・組織の範囲を明確に定め、その内容を社内において周知しなければならない。

その上で、責任役員には、以下に示すような法令遵守体制の構築及びその適切な運用のためにリーダーシップを発揮することが求められる。

また、こうした法令遵守体制の構築に関する措置が不十分であると認められる場合は、改善命令（法第72条の2の2）の対象となりうることに留意されたい。

2 薬局開設者等の業務の適正を確保するための体制の整備（薬機法第9条の2第1項第2号、第29条の3第1項第2号、第31条の5第1項第2号、第36条の2の2第1項第2号関係）

（1）薬局開設者等の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制

① 役職員が遵守すべき規範の策定

薬局開設者等の業務が法令を遵守して適正に行われるためには、薬局開設者等の役職員が遵守すべき規範を、社内規程において明確に定める必要がある。

まず、適正に業務を遂行するための意思決定の仕組みを定める必要がある。これには、意思決定を行う権限を有する者及び当該権限の範囲、意思決定に必要な判断基準並びに意思決定に至る社内手続等を明確にすることが含まれる。

次に、意思決定に従い各役職員が適正に業務を遂行するための仕組みを定める必要がある。これには、指揮命令権限を有する者、当該権限の範囲及び指揮命令の方法並びに業務の手順等を明確にすることが含まれる。

これらの意思決定や業務遂行の仕組みについては、業務の監督の結果や法令の改正等に応じて、隨時見直しが行われなければならない。

② 役職員に対する教育訓練及び評価

役職員が法令を遵守して業務を行うことを確保するため、法令等及びこれを踏まえて策定された社内規程の内容を役職員に周知し、その遵守を徹底する必要がある。そのためには、役職員に、計画的・継続的に行われる研修及び業務の監督の結果や法令の改正等を踏まえて行われる研修等を受講させることや、法令等や社内規程の内容や適用等について役職員が相談できる部署・窓口を設置すること等が考えられる。

また、役職員が法令を遵守して業務を行うことを動機づけるため、役職員による法令等及び社内規程の理解やその遵守状況を薬局開設者等として確認し評価することも重要である。

③ 業務記録の作成、管理及び保存

役職員による意思決定及び業務遂行の内容が社内において適切に報告され、また、意思決定及び業務遂行が適正に行われたかどうかを事後的に確認することができるようにするため、その内容が適時かつ正確に記録さ

れる体制とする必要がある。そのためには、業務記録の作成、管理及び保存の方法等の文書管理に関する社内規程を定め、その適切な運用を行う必要がある。また、事後的に記録の改変等ができないシステムとする等、適切な情報セキュリティ対策を行うことも重要である。

(2) 役職員の業務の監督に係る体制

薬局開設者等の業務の適正を確保するためには、役職員が法令等及び社内規程を遵守して意思決定及び業務遂行を行っているかどうかを確認し、必要に応じて改善措置を講じるための監督に関する体制が確立し、機能する必要がある。そのためには、責任役員が、役職員による意思決定や業務遂行の状況を適切に把握し、適時に必要な改善措置を講じることが求められるため、役職員の業務をモニタリングする体制の構築や、役職員の業務の状況について責任役員に対する必要な報告が行われることが重要となる。

こうした体制としては、業務を行う部門から独立した内部監査部門により、法令遵守上のリスクを勘案して策定した内部監査計画に基づく内部監査を行い、法令遵守上の問題点について責任役員への報告を行う体制とすることや、内部通報の手続や通報者の保護等を明確にした実効性のある内部通報制度を構築すること等が考えられる。また、監査役等による情報収集等が十分に行われる体制とし、監査の実効性を確保することも重要である。

加えて、下記第4の2のとおり、薬局等の管理に関する法令遵守上の問題点を最も実効的に知り得る者である管理者による業務の監督及び意見申述が適切に行われる体制とすることも、業務の実効的な監督を行うために重要な要素である。

(3) その他の体制

薬局開設者等全体としての法令等の遵守（コンプライアンス）を担当する役員（コンプライアンス担当役員）を指名することは、全社的な法令遵守についての積極的な取組みを推進し、法令遵守を重視する姿勢を役職員に示す等の観点から効果的である。

また、薬局開設者等の部署ごとの特性を踏まえた法令遵守について中心的な役割を果たす者として、各部署にコンプライアンス担当者を置くことが望ましい。

加えて、薬局開設者等の規模に応じ、法令遵守に関する全社的な取組みが必要と判断する場合は、コンプライアンス担当役員の指揮のもと、法令遵守についての取組みを主導する担当部署としてのコンプライアンス統括部署を設置することも有用である。

薬局開設者等が社外取締役を選任している場合は、社外取締役に薬局開設者等の法令遵守体制についての理解を促すほか、法令遵守に関する問題点について従業者や各部署から社外取締役に対する報告が行われる体制とするなど、その監督機能を活用することが重要である。

3 管理者が有する権限の明確化（薬機法第9条の2第1項第1号、第29条の3第1項第1号、第31条の5第1項第1号、第36条の2の2第1項第1号関係）

薬局開設者等において、管理者の業務を、薬局等に関する業務に従事する者の理解の下で、円滑かつ実効的に行わせるためには、以下のような管理者が有する権限の範囲を明確にし、その内容を社内において周知することが必要である。

- ・ 薬局等に勤務する薬剤師その他の従業者に対する業務の指示及び業務の監督に関する権限
- ・ 医薬品の試験検査及び試験検査の結果の確認、帳簿の記載その他の薬局等の管理に関する権限
- ・ 薬局等の設備、医薬品その他の物品の管理に関する権限

なお、薬局等においては、薬機法に基づく管理者とは別に、「店長」「薬局長」「支店長」等の名称・肩書きを付した者を配置していることがある。このような場合であっても、薬機法上の薬局等の管理に関する権限はあくまで管理者にあることに留意し、その権限や薬局等ごとの業務管理の指揮命令系統を明確にしておく必要がある。

4 その他の薬局開設者等の業務の適正な遂行に必要な措置（薬機法第9条の2第1項第3号、第29条の3第1項第3号、第31条の5第1項第3号、第36条の2の2第1項第3号関係）

薬局開設者等は、上記1のとおり、法令遵守のための指針を従業者に対して示すこと、責任役員の権限及び分掌する業務を明らかにすることに加え、上記2に従い構築した法令遵守体制を実効的に機能させるために必要な措置を講じなければならない。

また、第1の2（別添1）のような法令違反事例の発生を踏まえ、同様の事例が再度発生する事がないよう、薬局開設者等においては、以下の措置を講じなければならない。

（1）薬局開設者等が2以上の許可を受けている場合の必要な措置

同一法人において、複数の薬局等の許可を受けている場合も、その全ての薬局等において法令遵守体制が確保され、その状況を確認できる必要がある。そのための措置としては、例えば、一定の範囲に所在する複数の薬局又は店舗販売業の店舗についてその法令遵守体制を確保するために、薬局開設者等（薬局開設者等が法人である場合は、責任役員。以下本（1）において同じ。）を補佐する者（いわゆるエリアマネージャー等と称する職員。以下「エリアマネージャー等」という。）を配置するといったことが考えられる。

エリアマネージャー等を配置する場合は、まずは当該者が薬局開設者等の業務を補佐する者という役割であること及び薬機法上の責任が、あくまで薬局開設者等と管理者にあることをよく認識する必要があり、その上で、当該者が行う業務の範囲や担当する薬局等を明確にする必要がある。

その上で、薬局開設者等は、エリアマネージャー等が薬局開設者等と管理者との間の情報連携の「橋渡し役」としての機能を発揮すべく、

- ・ エリアマネージャー等が管理者から必要な情報を収集し、当該情報を薬局開設者等に速やかに報告するとともに、当該薬局開設者等からの指示を受けて、管理者に対して当該指示を伝達するための措置
- ・ 薬局開設者等がエリアマネージャー等から必要な情報を収集し、エリアマネージャー等に対して必要な指示を行うための措置

を講じる必要がある。

薬局開設者等が薬局等における法令遵守上の問題点を認知していない、又は、エリアマネージャー等が薬局開設者等の指示なく管理者に指示を出しているなどの状況が見受けられる場合には、法令と社内の責任体制の乖離を生み、薬機法違反の発生につながることを役職員全員が深く認識し、上記の措置を講ずることによってこのような状況が生まれることを防がなければならない。

また、エリアマネージャー等は、薬局開設者等が法令に違反する行為を指示していると考えられる場合には、これを拒否し、それが法令違反する行為を指示するものであることを薬局開設者等に伝達し、その記録を残すことが重要である。

エリアマネージャー等の不適切な行為によって薬局等が法令違反を起こした場合には、当該エリアマネージャー等のみの責任ではなく、上記で記載したエリアマネージャー等に関する体制やエリアマネージャー等の業務に対する監督体制等の適切な法令遵守体制の整備が十分ではなかったことに対する薬局開設者等ひいては責任役員の責任が問われ得ることを理解する必要がある。

さらに、薬局開設者等が2以上の許可を受けている場合であって、複数の法人が一つの法人に合併された場合など社内体制に変更があった場合には、社内でも法令遵守体制に係る考え方方に相違が見られることなどから、法令遵守上のリスクが高まっている可能性がある。このような薬局開設者等は、形式的に手順書等の社内規程や社内組織を整えるだけでなく、法令遵守確保のための仕組みが、社内全体で適切に運用されるよう留意しなければならない。例えば、役職員の意識や起り得る事象を念頭においたケーススタディ等を含めた実効的な研修の実施、管理者が法令違反の事象について意見を述べやすい環境の整備、薬局開設者等が管理者の意見を受け入れて適切な措置を講じる体制となっていることの社内での十分な周知等を、より徹底して行うことが重要である。

（2）医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に関する業務、医薬品の購入等に関する記録が適切に行われるための必要な措置

薬機法施行規則²第14条、第146条、第149条の5及び第158条の4の規定等により医薬品の偽造品の流通防止のために次の措置が講ずることが義務付けられている。

- ・ 取引相手の名称、所在地、連絡先を確認するために提示を受けた資料を帳簿に記録すること
- ・ 追跡可能性の確保の観点から、同一の薬局開設者等の事業所間での医薬品の販売等に係る事業所ごとの記録・保存を行うこと
- ・ 製造販売業者により販売包装単位に施された封を開けた状態での医薬品の販売等について、当該医薬品を

² 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）。

販売等する場合、開封した者の名称、所在地等を表示すること

したがって、薬局開設者等は、法令遵守体制を整備するにあたっては、特に上記規定について引き続き遵守される体制を整備することを念頭に置く必要があり、例えば、役職員に対し計画的・継続的に行われる研修の項目に、上記規定に関する事項を追加するなどの対応を行うことが重要である。

第3 薬事に関する業務に責任を有する役員（薬機法第4条第2項第5号、第26条第2項第5号、第30条第2項第3号、第34条第2項第3号関係）

1 責任役員の意義

薬局開設者等の代表者及び薬事に関する法令に関する業務を担当する役員は、薬局開設者等による薬事に関する法令の遵守のために主体的に行動する責務があり、これには、上記第2に示す法令遵守体制の構築及び運用を行うことも含まれる。これらの役員がその責務に反し、薬局開設者等が薬事に関する法令に違反した場合には、当該役員は法令違反について責任を負う。

薬局開設者等が法人である場合、これらの役員は、薬機法上、責任役員として位置付けられ、薬局等の許可申請書にその氏名を記載しなければならない。

他方、薬局開設者等の役員であっても、薬事に関する法令に関する業務を担当しない役員（その分掌範囲に薬事に関する法令に関する業務を含まない役員）は、薬機法上の責任役員には該当しない。また、いわゆる執行役員は、薬機法上の責任役員には該当しない。

薬事に関する法令に関する業務とは、薬局等に係る申請等、調剤、医薬品の販売及び広告等、薬機法やその他の薬事に関する法令の規制対象となる事項に係る業務をいい、薬事に関する法令の遵守に係る業務を含む。

なお、令和3年8月1日施行の薬機法改正において従前の「業務を行う役員」が「業務に責任を有する役員」（責任役員）に改正された本旨は、薬事に関する法令に関し、社内でどの役員がどのような責任を有しているのかを明確にすることで、法令遵守体制を実効あるものにするために行われたものである。このため、「各責任役員の権限及び分掌する業務」を社内で周知しておくことが重要である。

2 責任役員の範囲

上記の責任役員の意義を踏まえ、責任役員の範囲は以下のとおりとする。

株式会社にあっては、会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、代表執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役。

持分会社にあっては、会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員。

その他の法人にあっては、上記に準ずる者。

第4 管理者（薬機法第7条、第8条、第9条、第28条、第29条、第29条の2、第31条の2、第31条の3、第31条の4、第35条、第36条、第36条の2関係）

1 管理者の選任

管理者は、薬局等の管理を統括する責任者であり、薬事に関する法令を遵守して当該業務が遂行されることを確保するための重要な役割を有している。

薬局開設者等は、そのような重要な役割が十分に果たされるよう、薬局等の従業者を監督し、薬局等の構造設備及び医薬品等の物品を管理し、その他薬局等の業務について必要な注意を払うなどの業務を遂行することができる能力及び経験を有する者を、管理者として選任しなければならない。

そのためには、薬局開設者等は、薬機法等に基づき管理者が遵守すべき事項及び管理者に行わせなければならないとされている事項を前提として、上記第2の3のとおり、管理者にどのような権限を付与する必要があるかを検討し、その権限の範囲を明確にした上で、当該権限に係る業務を行うことができる知識、経験、理解力及び判断力を有する者かどうかを客観的に判断しなければならない。

薬局開設者においては、こうした管理者の選任義務を適切に果たすため、原則として、管理者は薬局における実務経験が少なくとも5年あり、中立的かつ公共性のある団体（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等）により認証を受けた制度又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師であることが重要である。店舗管理者、区域

管理者及び医薬品営業所管理者が薬剤師の場合についても、上記と同様である。

また、店舗管理者及び区域管理者が登録販売者の場合については、薬機法施行規則第140条第1項第2号及び第149条の2第1項第2号により一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務に従事した期間が過去5年間のうち2年以上であることが求められているが、その期間のみをもって店舗管理者及び区域管理者に選任されるべきものではなく、薬機法第29条第1項及び第31条の3第1項におけるその店舗等の従業者を監督し、その他店舗等の医薬品等の物品を管理し、その他店舗等の業務につき必要な注意を払うなどの業務を遂行することができる能力及び経験を有している者が選任されることが求められる。なお、登録販売者の質の向上を図る必要があるため、研修の専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、外部の研修実施機関が行う研修を継続的に受講することが重要である。

さらに、下記2のとおり、責任役員に対して忌憚なく意見を述べることができる職務上の位置付けを有するかどうかについても、十分に考慮しなければならない。

2 管理者による意見申述義務

管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように薬局等の業務を行うために必要があるときは、薬局開設者等に対し、意見を書面により述べなければならない。

管理者は、薬局等の業務に関する法令及び実務に精通しており、また、当該業務の総括的な管理責任を負う者として、薬局等の業務に従事する者と密接な連携を行い、それらの者から各種の報告を受ける立場にあることから、薬局等の業務に関する法令遵守上の問題点を最も実効的に知り得る者である。

したがって、薬局開設者等が薬局等の業務に関する法令遵守上の問題点を適切に把握するためには、管理者が、自ら又は薬局等の業務に従事する者からの報告により認識した問題点について、薬局開設者等に対して適時に報告するとともに、必要な改善のための措置を含む意見を忌憚なく述べることが求められる。

管理者は、自ら主体的かつ積極的に法令遵守上の問題点の把握に努めなければならず、また、薬局等の管理について広く法令遵守上の問題点を把握できるよう、薬局等の業務に従事する者と密接な連携を図らなければならない。

意見申述は、意見の内容が薬局開設者等に明確に示されるとともに、意見申述があったことが記録されるよう、書面により行わなければならない。もちろん、緊急を要する事項についての報告が、一次的に口頭等で行われることを否定するものではない。

3 薬局開設者等による管理者の意見尊重及び措置義務

薬局開設者等は、管理者の意見を尊重し、法令遵守のために措置を講じる必要があるかどうかを検討しなければならず、措置を講じる必要がある場合は当該措置を講じなければならない。また、講じた措置の内容については記録した上で適切に保存しなければならず、管理者から意見が述べられたにもかかわらず措置を講じない場合は、措置を講じない旨及びその理由を記録した上で適切に保存しなければならない。

薬局開設者等は、管理者の意見を尊重するための前提として、意見を受け付け、意見を踏まえて措置を講じる必要があるかどうかを検討する責任役員・会議体や、当該措置を講じる責任役員を明示する等、管理者が意見を述べる方法及び薬局開設者等において必要な措置を講じる体制を明確にする必要がある。

第5 卸売販売業者における法令遵守体制の構築に当たっての留意点

卸売販売業者については、「営業所の管理に関する業務その他の卸売販売業者の業務の遂行が法令に遵守することを確保するための体制」として、医薬品を中心とした流通における品質管理の観点から、医薬品営業所管理者が適切な機能を発揮することが必要であり、具体的には「物の出入り」のみならず全体業務の把握と管理を医薬品営業所管理者の業務として業務手順書に位置づけるとともに、管理者が適切に業務を遂行するための勤務体制、管理者が不在時に確実に連絡が取れる体制の確保等が求められる。

別紙 1

法令違反事例

類型 1 違法状態にあることを役員が認識しながら、その改善を怠り、漫然と違法行為を継続する類型

(具体的な事例)

- ・ 役員が認識しながら、薬剤師でない者に販売又は授与の目的で調剤させていた事例
- ・ 必要な薬剤師数が不足していることを役員が認識しながら、薬局の営業を継続していた事例
- ・ 役員が認識しながら、医師等から処方箋の交付を受けていない者に対し、正当な理由なく処方箋医薬品を販売していた事例

類型 2 適切な業務運営体制や管理・監督体制が構築されていないことにより、違法行為を防止、発見又は改善できない類型

(具体的な事例)

- ・ 医薬品の発注、仕入れ、納品、保管等の管理を適切に行う体制が構築されていなかったために、偽造医薬品を調剤し、患者に交付した事例
- ・ 適切な業務運営体制が構築されていなかったために、薬局の管理者が、他の薬局において業務を行っていた事例
- ・ 処方箋により調剤した薬局において、調剤済みとなった処方箋を当該薬局で保存せず、さらには調剤録への記入をせずに、別の薬局で調剤したように見せかけていた事例（役員が認識、又は直接指示していた事例では類型 1 に分類）

別紙 2

本改正により薬局開設者等の法令遵守体制等に関する規定

(抜粋、下線は改正部分)

【薬局】

(開設の許可)

第四条

(略)

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(略)

五 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

(略)

(薬局の管理)

第七条

(略)

3 薬局の管理者は、次条第一項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

(略)

(管理者の義務)

第八条

(略)

2 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき、薬局開設者に対し、必

要な意見を書面により述べなければならない。

- 3 薬局の管理者が行う薬局の管理に関する業務及び薬局の管理者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

(薬局開設者の遵守事項)

第九条

(略)

- 2 薬局開設者は、第七条第一項ただし書又は第二項の規定によりその薬局の管理者を指定したときは、第八条第二項の規定により述べられた薬局の管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存しなければならない。

(薬局開設者の法令遵守体制)

第九条の二

薬局開設者は、薬局の管理に関する業務その他の薬局開設者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 薬局の管理に関する業務について、薬局の管理者が有する権限を明らかにすること。
- 二 薬局の管理に関する業務その他の薬局開設者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該薬局開設者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督に係る体制その他の薬局開設者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、薬局開設者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその他の薬局開設者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置

- 2 薬局開設者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

【店舗販売業】

(店舗販売業の許可)

第二十六条

(略)

- 2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書をその店舗の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(略)

五 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

(略)

(店舗の管理)

第二十八条

(略)

- 3 店舗管理者は、次条第一項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

(略)

(店舗管理者の義務)

第二十九条

(略)

- 2 店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗の業務につき、店舗販売業者に対し、必要な意見を書面により述べなければならない。

3 店舗管理者が行う店舗の管理に関する業務及び店舗管理者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

(店舗販売業者の遵守事項)

第二十九条の二

(略)

2 店舗販売業者は、第二十八条第一項の規定により店舗管理者を指定したときは、前条第二項の規定により述べられた店舗管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存しなければならない。

(店舗販売業者の法令遵守体制)

第二十九条の三

店舗販売業者は、店舗の管理に関する業務その他の店舗販売業者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 店舗の管理に関する業務について、店舗管理者が有する権限を明らかにすること。

二 店舗の管理に関する業務その他の店舗販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該店舗販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督に係る体制その他の店舗販売業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。

三 前二号に掲げるもののほか、店舗販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその他の店舗販売業者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置

2 店舗販売業者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

【配置販売業】

(配置販売業の許可)

第三十条

(略)

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を配置しようとする区域をその区域に含む都道府県知事に提出しなければならない。

(略)

三 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

(略)

(都道府県ごとの区域の管理)

第三十一条の二

(略)

3 区域管理者は、次条第一項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

(区域管理者の義務)

第三十一条の三

(略)

2 区域管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その区域の業務につき、配置販売業者に対し、必要な意見を書面により述べなければならない。

3 区域管理者が行う区域の管理に関する業務及び区域管理者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

(配置販売業者の遵守事項)

第三十一条の四

(略)

- 2 配置販売業者は、第三十一条の二第一項の規定により区域管理者を指定したときは、前条第二項の規定により述べられた区域管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存しなければならない。

(配置販売業者の法令遵守体制)

第三十一条の五

配置販売業者は、区域の管理に関する業務その他の配置販売業者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 区域の管理に関する業務について、区域管理者が有する権限を明らかにすること。
 - 二 区域の管理に関する業務その他の配置販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該配置販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督に係る体制その他の配置販売業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、配置販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその他の配置販売業者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置
- 2 配置販売業者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

【卸売販売業】

(卸売販売業の許可)

第三十四条

(略)

- 2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書をその営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(略)

- 三 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

(略)

(営業所の管理)

第三十五条

(略)

- 3 医薬品営業所管理者は、次条第一項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

(略)

(医薬品営業所管理者の義務)

第三十六条

(略)

- 2 医薬品営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所の業務につき、卸売販売業者に対し、必要な意見を書面により述べなければならない。

- 3 医薬品営業所管理者が行う営業所の管理に関する業務及び医薬品営業所管理者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

(卸売販売業者の遵守事項)

第三十六条の二

(略)

- 2 卸売販売業者は、第三十五条第一項又は第二項の規定により医薬品営業所管理者を置いたときは、前条第二項の規定により述べられた医薬品営業所管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存しなければならない。

(卸売販売業者の法令遵守体制)

第三十六条の二の二

卸売販売業者は、営業所の管理に関する業務その他の卸売販売業者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 営業所の管理に関する業務について、医薬品営業所管理者が有する権限を明らかにすること。
 - 二 営業所の管理に関する業務その他の卸売販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該卸売販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督に係る体制その他の卸売販売業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、卸売販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその他の卸売販売業者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置
- 2 卸売販売業者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

【共通事項】

(改善命令等)

第七十二条の二の二

厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対して、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に対して、その者の第九条の二（第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第二十三条の二の十五の二（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第二十三条の三十五の二、第二十九条の三、第三十一条の五又は第三十六条の二の二の規定による措置が不十分であると認める場合においては、その改善に必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

事務連絡
令和3年7月5日

公益社団法人広島県薬剤師会様
広島県医薬品卸協同組合様
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会広島県支部様
広島県医薬品配置協議会様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会様
広島県富山配置薬業協議会様

広島県健康福祉局薬務課
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドラインに関する質疑応答集（Q&A）」について

このことについて、令和3年6月25日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課及び同局総務課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
(担当者 長谷川)

別紙

事務連絡
令和3年6月25日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関する ガイドラインに関する質疑応答集（Q&A）」について

令和元年12月に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）において、医薬品等の製造販売、製造、販売等を行う者による法令遵守体制の整備等が令和3年8月1日から義務づけられます。

本改正に伴い、薬局開設者及び医薬品の販売業者が、法令遵守体制を構築するための取組みを検討し、実施するに当たっての指針となる「「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」について」（令和3年6月25日付け厚生労働省医薬・生活局長通知）を策定しました。

今般、本ガイドラインに記載される内容に関する質疑応答集（Q & A）を別添のとおり、取りまとめましたので、御了知の上、業務の参考として、貴管内関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

(別添)

薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関する ガイドラインに関する質疑応答集（Q&A）

用語集

用語	意味
「薬機法」又は「法」	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
規則	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）
体制省令	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）
「本規定」	本ガイドライン別添2に示す製造販売業者等の法令遵守体制等に関する薬機法上の規定及びそれに基づく薬機法施行規則の規定
「責任役員」	薬事に関する業務に責任を有する役員
「薬事に関する法令」	薬機法、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の3各号に規定する薬事に関する法令

Q1 薬機法の規定と本ガイドラインの関係を教えて欲しい。

A1 本ガイドラインは、薬局開設者及び医薬品の販売業者が、本ガイドライン別添2に示した薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守体制等に関する薬機法上の規定及びそれに基づく規則の規定（以下「本規定」という。）に基づく措置を講じるに当たっての基本的な考え方、実施が求められる措置の内容及び実施することが望ましい事項等を示す指針として策定するものです。

ただし、本ガイドラインにおいて、薬局開設者及び医薬品の販売業者が遵守しなければならない事項（下記A2の①）として示した内容は、本規定に定められた事項についての解釈を示したものです。

また、参考までに、本ガイドライン第2以下の各見出しと薬機法及び規則の条項との主な対応関係について、別紙において示していますので適宜参照してください。

Q2 本ガイドラインにおいて、「…しなければならない」「…する必要がある」「…することが重要である」「…することが望ましい」などの表現がされているところ、それぞれの表現の意味を明確にして欲しい。

A2 本ガイドライン第2以下においては、以下の①～③の事項について、それぞれ以下の表現を用いています。

① 本規定及び本規定に基づく政省令に基づき遵守しなければならない事項

- 「…なければならない」
- 「…必要がある」
- 「…求められる」

② ①の事項の例示

- 「…が考えられる」

③ ①の事項を遵守するために推奨される事項

- 「…重要である」
- 「…有用である」
- 「…望ましい」

Q3 薬機法を中心とした薬事に関する法令に規定された業務に関わる役員は、全て本ガイドラインでいう責任役員であるとの理解でよいでしょうか。

A3 薬局開設者等において、各役員が分掌する業務の範囲を決定した結果、その分掌する業務の範囲に、薬事に関する法令に関する業務（薬事に関する法令を遵守して行わなければならない業務）を含む役員は、薬機法上の責任役員に該当します。

なお、医薬品等の製造販売業者及び製造業者向けに策定された「製造販売業者及び製造業者の法令遵守に関するガイドライン」について（令和3年1月29日付け薬生0129第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）及び「製造販売業者及び製造業者の法令遵守に関するガイドラインに関する質疑応答集（Q & A）」について（令和3年2月8日付厚生労働省医薬・生活衛生局麻薬・指導対策課事務連絡）も適宜併せて参照してください。

この他、本ガイドラインに記載される内容の考え方については、同様に製造販売業者及び製造業者向け上記通知等を適宜参照してください。

Q4 本ガイドライン第4の2に管理者の意見申述義務に関して記載されているが、薬局開設者等が法令に違反する行為を指示していると考えられる場合、管理者としては具体的にどのように対応すべきでしょうか。

A4 管理者は自らが当該薬局等の管理責任者であることを深く自覚するとともに、薬局開設者等が法令に違反する行為を指示していると考えられる場合には、保健衛生上支障を生ずるおそれがないようにするため、当該指示の実行を拒否し、それが法令に違反する行為を指示するものであることを薬局開設者等に伝達し、その記録を残さなけ

ればいけません。また、管理者が薬局等における法令違反の事実を認知した場合も同様に、保健衛生上支障を生ずるおそれがないようにするため、その認知した事実が法令違反であることを薬局開設者等に伝達し、その内容等の記録を残さなければいけません。

Q 5 店舗販売業において、店舗管理者を補佐する者が、例えば要指導医薬品及び第一類医薬品の販売やその医薬品の説明を登録販売者又は一般従事者が行っていることを認識した場合、具体的にどのように対応すべきでしょうか。

A 5 第一類医薬品を販売する店舗販売業者において、規則第141条第1項に基づき、店舗管理者が登録販売者であって、店舗管理者を補佐する者として薬剤師を置いている場合には、規則141条第2項の規定により、保健衛生上支障を生ずるおそれがないようにするため、店舗管理者を補佐する者から店舗販売業者及び店舗管理者に書面により必要な意見を述べなければならないとされています。

したがって、店舗管理者を補佐する者から意見があった場合には、店舗管理者は、当該意見を尊重し、店舗管理者としても店舗販売業者に対し必要な意見を書面により申述し、当該書面を保存することが求められます。

また、店舗販売業者としても、このような意見申述が適切になされる体制を構築しておく必要がある。そのほか、上記事例においては、当然ながら、当該意見を受けて、要指導医薬品・第1類医薬品の販売やその医薬品の説明については、薬剤師に行わせることを店舗内で徹底するために必要な措置を講じる必要がある。

Q 6 本ガイドライン第5「卸売販売業者における法令遵守体制の構築に当たっての留意点」において、特に卸売販売業者については「営業所の管理に関する業務その他の卸売販売業者の業務の遂行が法令に遵守することを確保するための体制」として、「全体業務の把握と管理を医薬品営業所管理者の業務として業務手順書に位置づけるとともに、業務を遂行するための勤務態勢、不在時の連絡体制の確保等が重要である」とされているが、具体的には、どのような措置を講ずることが考えられるのでしょうか。

A 6 卸売販売業者において、以下のような措置を講ずることが想定されるので、参考にしてください。

- ① 医薬品営業所管理者は、卸売販売業者との間で直接の雇用関係があること。
- ② 医薬品営業所管理者は、営業所を離れている場合でも管理を行う必要があることから、営業所を離れている場合を含め必要な場合に適切な指示を行うことができるよう営業所における構造設備及び業務状況を把握していること。
- ③ 医薬品営業所管理者は、営業所外にいる場合には営業所に連絡担当者を配置し、連絡担当者から報告があった際にはその報告内容、当該報告に対する措置内容（指示内容及びその履行状況を含む）等について記録すること。同様に、連絡担当者は、医薬品営業所管理者への報告内容を記録すること。また、いずれの記録についても、あらかじめ、記録の方法や頻度等を含め、業務手順書に定めておくとともに、業務手順書に基づく適切な業務が実施されるよう、従前から従業員への教育訓練等を通じ、以下の体制を確保すること。
 - ア) 医薬品営業所管理者は、業務実施に支障を及ぼさない範囲において他の者に業務を実施させる場合は、あらかじめ、その業務の範囲及び担当する者を業務手順書で定めること。
 - イ) 医薬品営業所管理者は、緊急時等に備え、常時、連絡担当者が連絡を取り、必要な対応を取ることのできる体制を整えておくこと。
 - ウ) 連絡担当者は、緊急時等に医薬品営業所管理者に連絡をするほか、一日一度を目途に適正な頻度で日常業務の状況を報告すること。
 - エ) 医薬品営業所管理者は、連絡担当者からの連絡を踏まえ、適切な者に必要な指示をする他、緊急の対応が必要な場合は、自ら営業所にて対応する体制を整えておくこと。
 - オ) 休日夜間においても、緊急時には、営業所から医薬品営業所管理者に連絡を取ることのできる体制を整えておくこと。
 - カ) 営業時間内において、薬事監視員等から問い合わせがあった際には、医薬品営業所管理者が電話等の手段を使うなど、直接問い合わせを受け、説明ができる体制を整えておくこと。
- ④ 卸売販売業者は、②から③までの具体的な業務手順、業務内容についてあらかじめ業務手順書に定めておくこと。

Q7 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者の業務の適正を確保するために必要なものとして整備すべき体制については、体制省令に基づき作成する手順書に盛り込む必要があるのでしょうか。

A7 薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者が整備している法令遵守に関する体制について、体制省令に基づき作成する手順書とともに作成して差し支えありませんが、必ずしも同手順書に盛り込むことまで求められているものではありません。

Q8 卸売販売業者は、規則第158条に基づく医薬品の適正管理を確保するための指針を作成運用していますが、本ガイドライン第2の1で求められている従業者に対する法令遵守のための指針は、医薬品の適正管理を確保するための指針とは別に作成する必要があるのでしょうか。

A8 法令遵守のための指針は、必ずしも今回の法改正に際して新たな社内規程を作成することを求めるものではなく、卸売販売業者を含め、許可等業者において、薬事に関する法令又は会社法その他の法令等を踏まえ、既に構築している体制を活用してもらうことも想定されます。

Q9 管理者の不適切な行為により薬局等に法令違反が生じた場合、薬局開設者等には行政処分が行われるという理解でよいのでしょうか。

A9 薬局等において、責任役員を中心として適切な法令遵守体制の整備が義務化されることを踏まえ、薬局開設者等の責任は単に管理者を置くことで尽きるものではありません。

管理者の不適切な行為によって薬局等に法令違反が生じた場合には、当該管理者のみの責任ではなく、管理者の業務に対する監督体制を含め、本ガイドラインで求める適切な法令遵守体制の整備が十分でなかったことの責任や管理者の選任責任に関して、薬局開設者等ひいては責任役員の責任が問われ得ることとなります。

Q10 卸売販売業者のうち、いわゆる「小規模卸」、「特定品目卸」、「サンプル卸」等であっても、本ガイドラインは適用されるのでしょうか。

A10 本ガイドラインは、薬局開設者及び医薬品の販売業者を対象としているため、卸売販売業者であれば適用となります。

Q11 本ガイドライン第2の4（1）においてエリアマネージャーに関する記載があるが、薬局開設者及び店舗販売業者にのみ適用される内容であり、卸売販売業者に対しては適用されないと理解してよいか。

A11 本ガイドライン第2の4（1）は、薬局開設者等を補佐する者の典型的な一例として、薬局及び店舗販売におけるいわゆるエリアマネージャーを挙げて説明しているものの、配置販売業者及び卸売販売業者に対しても同様に当てはまるものです。

配置販売業者及び卸売販売業者に対しても、規則において「配置販売業者を補佐する者」（規則第149条の15第3号二）、「卸売販売業者を補佐する者」（規則第156条の2第3号二）を置く場合に必要となる措置が定められていますので、二以上の区域又は営業所の法令遵守体制を確保するためにこれらの者を置く際には、本ガイドライン第2の4（1）の記載を参考にしてください。

本ガイドラインの見出しと法令との対応表

本ガイドラインの項目		薬局	店舗販売業	配置販売業	卸売販売業
第2	薬局開設者等の法令遵守体制	法第9条の2 法第29条の3	法第31条の5	法第36条の2の2	法第36条の2の2
1	法令遵守体制の整備についての考え方				
2	薬局開設者等の業務の適正を確保するための体制の整備	法第9条の2 第1項第2号 規則第15条の11の2 第2号	法第29条の3 第1項第2号 規則第147条の11の2 第2号	法第31条の5 第1項第2号 規則第149条の15第2号	法第36条の2の2 第1項第2号 規則第156条の2 第2号
(1)	薬局開設者等の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制	規則第15条の11の2 第2号イ	規則第147条の11の2 第2号イ	規則第149条の15第2号イ	規則第156条の2 第2号イ
(2)	役職員の業務の監督に係る体制	規則第15条の11の2 第2号ロ	規則第147条の11の2 第2号ロ	規則第149条の15第2号ロ	規則第156条の2 第2号ロ
(3)	その他の体制	規則第15条の11の2 第2号ハ	規則第147条の11の2 第2号ハ	規則第149条の15第2号ハ	規則第156条の2 第2号ハ
3	管理者が有する権限の明確化	法第9条の2 第1項第1号 規則第15条の11の2 第1号	法第29条の3 第1項第1号 規則第147条の11の2 第1号	法第31条の5 第1項第1号 規則第149条の15第1号	法第36条の2の2 第1項第1号 規則第156条の2 第1号
4	その他の薬局開設者等の業務の適正な遂行に必要な措置	法第9条の2 第1項第3号 規則第15条の11の2 第3号	法第29条の3 第1項第3号 規則第147条の11の2 第3号	法第31条の5 第1項第3号 規則第149条の15第3号	法第36条の2の2 第1項第3号 規則第156条の2 第3号
(1)	薬局開設者等が2以上の許可を受けている場合の必要な措置	規則第15条の11の2 第3号 ハ及び二	規則第147条の11の2 第3号 ハ及び二	規則第149条の15第3号 ハ及び二	規則第156条の2 第3号 ハ及び二
(2)	医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に関する業務、医薬品の購入等に関する記録が適切に行われるための必要な措置	規則第15条の11の2 第3号ホ	規則第147条の11の2 第3号ホ	規則第149条の15第3号ホ	規則第156条の2 第3号ホ
第3	業務に関する業務に責任を有する役員	法第4条第2項第5号	法第26条第2項第5号	法第30条第2項第3号	法第34条第2項第3号
1	責任役員の意義				
2	責任役員の範囲				
第4	管理者	法第7条第3項	法第28条第3項	法第31条の2 第3項	法第35条第3項
1	管理者の選任	法第8条第2項	法第29条2項	法第31条の3 第2項	法第36条第2項
2	管理者による意見申述義務	法第9条第2項	法第29条2項	法第31条の4 第2項	法第36条の2 第2項
3	薬局開設者等による管理者の意見尊重及び措置義務	—	—	—	—
第5	卸売販売業における法令遵守体制の構築に当たっての留意点				

令和3年7月5日

各関係団体の長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行について（販売制度関係）（通知）

このことについて、令和3年7月1日付け薬生発0701第15号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222
 （担当者 長谷川）

別紙

薬生発0701第15号
 令和3年7月1日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
 （公印省略）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行について（販売制度関係）

「当面の規制改革の実施事項」（令和2年12月22日規制改革推進会議決定）において、一般用医薬品の販売時間規制（一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の一週間の総和の2分の1以上）を廃止するとされたところ、本日付けで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第116号）を公布し、令和3年8月1日から施行することとしたところです。

当該改正の内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

記

第1 改正の内容

1 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号。以下「体制省令」という。）について

- (1) 要指導医薬品又は一般用医薬品（以下「要指導医薬品等」という。）を販売し、又は授与する薬局又は店舗にあっては、要指導医薬品等を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、当該薬局又は店舗の開店時間の一週間の総和の2分の1以上であることとする規定を削除する。
- (2) 要指導医薬品を販売し、又は授与する薬局又は店舗にあっては、要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、要指導医薬品等を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の2分の1以上であることとする規定を削除する。

- (3) 第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局又は店舗にあっては、第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、要指導医薬品等を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の2分の1以上であることとする規定を削除する。
- (4) 要指導医薬品等を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務について、要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書に含めることなどを明確化する。
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。）について
- (1) 店舗販売業において、開店時間のうち要指導医薬品等を販売し、又は授与する時間を当該店舗内の見やすい場所及び当該店舗の外側の見やすい場所に掲示することとする規定を新設する。
 - (2) その他所要の改正を行う。

第2 施行期日

令和3年8月1日から施行する。

第3 留意事項

- 1 開店時間の確保について

今般の改正により店舗において要指導医薬品等を販売し、又は授与する開店時間に係る規定は廃止されるが、要指導医薬品等の販売に当たっては、地域における店舗の利用者の利用状況を考慮し、薬剤師、登録販売者（以下、「専門家」という。）が店舗で従事している時間は開店するなど、開店時間を一定時間確保することが望ましい。
- 2 店舗における掲示について

既に店舗に掲示している、営業時間、営業時間外で相談を受ける時間、相談時及び緊急時の連絡先については、利用者が理解できるよう、わかりやすく提示するとともに、第1の2（1）に従い、あらかじめ要指導医薬品等を販売する時間を店舗内の見やすい場所及び当該店舗の外側の見やすい場所への掲示を適切に行い、利用者が要指導医薬品等を販売している開店時間を確認できるようにすること。
- 3 要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の整備等について
 - (1) 開店時間以外における対応について、利用者の相談内容に応じて医療機関への受診勧奨や近隣の薬局等を紹介すること、専門家の不在時に利用者からの相談があった場合の対応について従業者と共有しておくこと等を手順書に記載すること。また、店舗販売業において、薬剤師が不在であり登録販売者が一般用医薬品（第二類医薬品及び第三類医薬品）を販売する時間に、要指導医薬品及び第一類医薬品の使用等に係る相談がある場合において、薬剤師に相談できる体制を店舗において構築しておくこと等を記載すること。
 - (2) 利用者が副作用等に関する相談をしようとする際に困ることのないよう、手順書に記載した内容を従業者と共有し、利用者に対して懇切丁寧な対応を行うこと。
 - (3) 従来どおり、要指導医薬品等の販売は専門家が適切に実施する必要があること。
- 4 その他

薬局の開店時間内は、常時、当該薬局において薬剤師が勤務していることから、本改正により薬局の開店時間の取扱いに変更はないこと。

令和3年8月3日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局長
 [〒730-8511 広島市中区基町10-52]
 薬務課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

このことについて、令和3年7月30日付け薬生発0730第12号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとお

り通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222
(担当者 須山)

別紙

薬生発0730第12号
令和3年7月30日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第132号。以下「管理者省令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第133号。以下「研修省令」という。）が公布され、それぞれ令和3年8月1日、令和4年4月1日から施行される予定です。管理者省令及び研修省令の改正内容等は下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

記

第1 管理者省令関係

1 管理者要件の一部見直し

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第140条第1項及び第149条の2第1項の規定により、登録販売者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業（以下「店舗販売業等」という。）において一般従事者（その薬局、店舗又は区域（以下「店舗等」という。）において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。以下同じ。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者（以下「店舗管理者等」という。）としての業務を含む。以下同じ。）に従事した期間（以下「従事期間」という。）が通算して2年に満たない場合は、店舗管理者等になることができないこととしているところ、これに加えて、過去5年間のうち従事期間が通算して2年に満たない登録販売者であって、従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合には、店舗管理者等になることができる。

2 実務又は業務経験を証明する書類

店舗販売業等はその店舗等において一般従事者として薬剤師若しくは登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者又は登録販売者として業務に従事した者から、過去5年間においてその実務又は業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならないとしており、店舗販売業又は配置販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、店舗管理者等が登録販売者である場合には、当該証明書を都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）に提出することとしているところ、これに加えて過去5年間のうち従事期間が通算して2年に満たないが、従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある登録販売者を店舗管理者等にしようとする場合には、店舗販売業又は配置販売

業の許可の申請や変更の届出を行う店舗販売業者又は配置販売業者の責任の下、当該登録販売者の実務又は業務の経験及び店舗管理者等の経験を確認し、当該店舗販売業者又は配置販売業者が確認書を作成のうえ、当該確認書を都道府県等に提出すること。

3 経過措置等

(1) 相当程度の従事経験等がある者の取扱い

店舗管理者等としての業務の経験がない者であっても次の全てに該当する登録販売者は、当分の間、規則第15条第2項ただし書に規定する登録販売者とみなすこととし、店舗管理者等になることができる。その際の、実務又は業務経験を証明する書類については2の確認書を準用すること。

- ① 従事期間が通算して5年以上であること
- ② 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号に規定する一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するために必要な研修を通算して5年以上受講していること。なお、当該研修は第2に規定する研修、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知。以下「研修通知」という。）等に基づく、外部の研修実施機関が行う研修（外部研修）を受講していることが適当であること。また、研修通知の発出前の研修においてもこれに準じた研修を受講していることが望ましいこと。

(2) 従事期間について

登録販売者に係る従事期間については、登録販売者制度が導入された薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成21年6月1日）以降の以下の期間についても通算できることとすること。

- ① 改正法附則第2条に規定する既存一般販売業者の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した期間
- ② 改正法附則第5条に規定する既存薬種商の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した期間
- ③ 改正法附則第10条に規定する既存配置販売業者（以下「既存配置販売業者」という。）において、既存配置販売業者の配置員として実務に従事した期間

なお、改正法附則第8条に規定する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間、継続して当該許可（その更新に係る同法第1条による改正前の法第28条第1項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した期間については、引き続き、上記①から③までと同様に通算できること。

4 施行期日

管理者省令は令和3年8月1日から施行すること。

5 留意事項

令和3年8月1日に施行する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第28条第3項及び第31条の2第3項の規定により、店舗管理者等は必要な能力及び経験を有する者でなければならないこととしており、「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」について（令和3年6月25日付け薬生発0625第13号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）のガイドラインの第4の1に規定する事項を踏まえ、店舗販売業者及び配置販売業者は適切に管理者を選任する必要があること。

また、店舗管理者等として従事させるに当たっては、当該店舗又は区域に勤務する登録販売者その他従業者に対する業務の指示及び監督等の店舗又は区域の管理に係る業務を適切に行うため、直近において一定の実務又は

業務経験及び外部研修の受講実績があることが望ましいこと。

6 関連通知の改正

管理者省令を踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知)を別紙のとおり一部改正し、令和3年8月1日から適用すること。

第2 研修省令関係

1 店舗販売業者等における登録販売者の継続的研修

店舗販売業者等は、その店舗等において業務に従事する登録販売者に、研修を毎年度受講させなければならぬことを店舗販売業者等の遵守事項として明確化したこと。

2 継続的研修を実施しようとする者による届出

継続的研修を実施しようとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならないこととしたこと。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 研修の実施場所（都道府県名）

3 研修実施機関の基準

2の届出を行った者（以下「研修実施機関」という。）が行う研修の実施の基準は、次のとおりとすること。

- (1) 研修は次に掲げる事項について講義により行うものとし、総時間数が12時間以上であること。

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品との関係
- ③ 主な一般用医薬品とその作用
- ④ 薬事に関する法規と制度
- ⑤ 一般用医薬品の適正使用と安全対策
- ⑥ リスク区分等の変更があつた医薬品
- ⑦ 店舗及び区域の管理に関する事項（店舗販売業及び配置販売業の場合）
- ⑧ その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

- (2) (1)に掲げる事項を教授するのに適当な講師を有すること。
- (3) 正當な理由なく受講を制限するものでないこと。

4 研修実施機関の遵守事項

- (1) 研修実施機関は、研修の修了者に修了証を交付すること。
- (2) 研修実施機関は、研修の実施に必要な経費に充てるため、受講者から負担金を徴収することができる。この場合、負担金は実費に相当する額でなければならないこと。
- (3) 研修実施機関は、2に掲げる事項に変更が生じたときは、その変更が生じた日から30日以内に厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
- (4) 研修実施機関は、研修の実施に関する業務の全部又は一部を廃止し、休止し、又は休止した業務を再開しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

5 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

6 留意事項

登録販売者に対する研修の実施については、研修通知等で示しており、研修省令が施行されるまでの間は従前のとおりの対応が必要であること。

7 関連通知の改正

研修省令を踏まえた研修の取扱いの詳細については別途通知する予定であること。

行政だより 参考サイト一覧

	タイトル	別紙	URL
01	麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について（通知）	令和3年7月5日付け薬生発0705第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知 令和3年7月5日付け薬生監麻発0705第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知	—
02	ウイルス性肝炎に関する啓発資材の活用について	—	—
03	令和3年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座の実施について	—	—
04	肝炎ウイルス検査の受検促進に向けた取組の周知について	—	—
05	傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体等の公表について	令和3年6月14日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18356.html
06	アセトアミノフェンを含有する解熱鎮痛薬（OTC）の需給逼迫対応について	令和3年6月18日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡	https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000795897.pdf
07	ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて	薬生総発0622第2号及び医政総発0622第3号令和3年6月22日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び同省医政局総務課長通知	—
08	薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン	令和3年6月25日付け薬生発0625第13号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知	https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000812083.pdf
09	薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドラインのQAについて	令和3年6月25日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課及び同局総務課事務連絡	https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000812094.pdf
10	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行について（販売制度関係）	令和3年7月1日付け薬生発0701第15号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082514.html
11	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について	令和3年7月30日付け薬生発0730第12号厚生労働省医薬・生活衛生局長	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082514.html

諸団体だより

広島県青年薬剤師会

会長 石本 新



令和3年7月25日（日）薬剤師会館にて
第35回通常総会を開催しました。

令和2年度収支決算、令和3年度収支予算案をはじめ、これらにかかる報告・議案をご承認いただき、令和3年度事業計画案も議案通りご承認いただきました。また、こうして無事に1年終えた事は理事をはじめ皆様方の会に対するご理解や支援によるものと深く感謝致しております。



私が会長となり2年が経ちます。新型コロナウイルスの影響で、思うような活動ができない状態が今も続いており、大変もどかしく思っております。

ただ、その中でも先日開催した青葉初となるオンラインの勉強会は80名以上の大変多くの方にご参加頂き、今までにない大盛況でした。

初めてのことなので、不安と戦いながらでしたが、無事に終わった時の達成感を味わえたこと、またそれが自信となったこと、PC操作にも慣れてきたことなどコロナ禍ならではの経験を得ることが出来たと思います。

制限がある中でも成長はできると思いますので、これからも色々と模索し挑戦していくと考えております。

今年は役員改選もあり、再度会長の職を務めさせていただける事となりました。

色々とご迷惑おかけすることも多々あると思いますが、引き続き青年薬剤師会をよろしくお願ひいたします。

広島県青年薬剤師会 勉強会のお知らせ

○知っピン月イチ勉強会

日 時：9月9日（木）

会 場：Zoom

テーマ：精神科の視点で考える便秘の問題

講 師：草津病院 宇治 宏美さん

参加費：青葉会員（準会員・学生会員を含む）：500円

非会員：1,000円

学生（社会人入学は除く）：無料

※申し込みの詳細はFAXもしくはメールをご確認ください。

広島県青年薬剤師会では、今後も「あっ、これ気になる！」と思っていただけるような勉強会やイベントを企画します。青葉入会の有無や年齢は問わずどなたでも参加していただけますが、青葉会員になると勉強会費は500円！正会員（40歳未満の会員）のみではなく、準会員（40歳以上の会員）も500円となりますので断然お得に参加できます！会員募集は随時していますので、興味のある方はお気軽にホームページやFacebook分室等からお問い合わせください！

広島県女性薬剤師会

理事 安井 友子

第49回研修会を7月10日に広島県薬剤師会館において開催いたしました。8日の断続的な激しい大雨で道路が冠水し特別警報が発令される中、開催が危ぶまれましたが、70名の方に参加して頂き無事終了することができました。会場での開催はご不便をおかけしたと思いますが、皆様の熱意とご協力に感謝いたします。

今回の研修会は、パーキンソン病 経腸治療薬「デュオドーパ」について、アップヴィ合同会社の大林裕二先生より講義を受けました。

デュオドーパは胃ろうから直接空腸にレボドーパ、カルビドーパの2つのドバミン製剤を16時間継続してポンプ注入し、パーキンソン病特有のウェアリングオフを改善する画期的なバイオ製剤です。胃ろうという侵襲的な施術も必要なため、まだ広島県内での症例も少なく初めて聞かれる方も多いかったのではないでしょうか。携帯用バッグにポンプを入れて身に着けるのでADLも確保され、朝からスムーズに動くことができます。オンオフを繰り返していた患者さんが頻回の服薬も必要なく、とても喜ばれている製剤です。

講義の中では導入過程や、患者さんの1日の生活状況など、数種類のビデオでの説明もあり、口頭だけではわかりにくい部分も視覚から伝わり理解しやすい内容でした。服薬指導での生活上の注意事項の説明もあり、今後

いきなり処方箋が来ても慌てることなくしっかり対応できるのではないかと思います。

この講義は会員専用の『すすめ勉強会』で行う予定だったのですが、covid-19の影響で6月に予定していた研修会の代替えとして急遽変更しました。

これからも一般公開の研修会のみならず、すすめ勉強会も好奇心をかきたてる面白い題材を選定していくので、是非多くの方が女性薬剤師会に登録して頂ければ幸いに存じます。

8月9日は、総会及び特別講演『子宮頸がんの現状』広島市民病院 産科・婦人科部長 依光正枝先生の講義を予定しています。急速にコロナの感染が拡大してきたので、いつも以上に気を引き締めた感染対策で臨みます。(8月1日時点での計画)

今後の予定です。

すすめ勉強会

日時：令和3年10月16日 19時～21時

場所：広島県薬剤師会館 2階 在宅医療研究室

演題：「局所製剤と全身製剤の貼付剤の特徴と構造」

講師：久光製薬 西村 栄記 先生

9月に予定していたすすめ勉強会は
10月16日に変更になりました。

広島漢方研究会

第62回広島漢方研究会総会報告

理事長 鉄村 努

研究会発足以来62年を迎えた広島漢方研究会総会が、去る7月11日（日）に広島県薬剤師会館において約30名が出席して開催されました。



催されました。会員発表では最初に下本順子会員が『たなべや薬と金瘡薬』と題して、戦国時代に確立された金瘡（刀瘡や矢瘡）治療の基本形である山田流振り薬が、女性の妙薬として発展していく経過についてとてもわかりやすく説明されました。次は2名で発表『末期がんの一症例』と題して、最初に鉄村が腫瘍マーカー数万・腹水と足の浮腫みが顕著で衰弱して食事もとれない患者様に、抗がん剤・分子標的薬と共に漢方薬（煎剤）を併用した症例を報告されました。服用して腹水が消失、食事もとれるようになり全



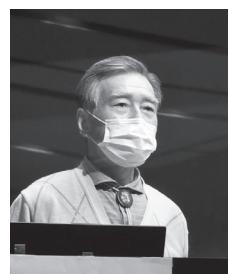
下本順子会員

身状態が改善、腫瘍マーカーが大幅に低下してガンが縮小しました。藤本枝里会員は患者様に定期的に提供した体調に合わせた食養スープについて紹介しました。最後に吉本悟先生が『消風散料の治験例』と題して、外科正宗に記載された処方を解説、若い頃勤務さ



藤本枝里会員

れていた大塚医院での症例と経営する薬王堂での皮膚病に対する消風散料の有効例を報告された。総会のうち特別講演として、広島国際大学薬学部生薬漢方診療学教授中島正光先生に「書を読み、法を用い、未だ方を守らず、心を得るとなす」という演題でご講演頂きました。講演では、尋常性乾癬患者に四物湯合荊芥連翹湯、ヘルペスで三叉神経痛を訴える患者に加味逍遙散合抑肝散加陳皮半夏、両側頸関節症患者に苓桂朮甘湯合半厚朴湯が有効だった症例を報告されました。また「薬を効かすことは大切」だが「聞くことも大事」、病気に至るまでの患者さんの背景を問診のなかで聞き取ることが大切であるとお話されました。



吉本悟先生



特別講演 中島正光先生

原稿を書いている7月末現在、全国及び広島県内の新規感染者が急激に増加しています。今後も可能な限り薬剤師会館での会場開催を考えていますが、8月以降の月例会が開催できるか心配しています。開催の場合も当面の間、感染防止・三密を避けるため参加は広島漢方研究会会員及び日本生薬学会会員のみ、時間短縮（9時30分から12時30分の2時限制・薬剤師研修シール2単位）で行う予定です。感染状況によっては直前での中止も考えられますので、参加予定の方は前日まで広島漢方研究会ホームページをご確認ください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL：082-285-3395

広島県医薬品卸協同組合
<日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>

株式会社エバルス広島 ALC 薬事グループ
 副管理薬剤師 末田 まどか

本原稿を書いている7月の末、梅雨も明けて一気に夏真っ盛りとなった日差しを感じながら日々通勤しています。ひとたび外を歩けばすぐにだらだらと汗が垂れる酷暑の中、マスクを着けて過ごす夏は今年で最後になればいいと願うばかりです。

さて、私は今年の4月より安佐南区の伴南に所在地を置く広島ALC（高機能物流センター）へと赴任して参りました。4月以前はどちらかといえばこぢんまりとした規模の営業所にて勤務しておりましたので、こちらに赴任してすぐの頃は、扱う商品の物量も働く人の人数もなにもかもが大規模な環境に目を白黒とさせるばかりがありました。

初めての業務や慣れない環境にしばらくは右往左往する日々でしたが、じめじめとした暑さが蒸し始めた梅雨頃にもなるとようやく主たる業務の流れは掴めてきました。ふう、と一息つきかけたそんな最中、青天の霹靂のように社内で突然持ち上がったのが、新型コロナウイルスワクチンの職域接種でした。その時世間では企業による職域接種の申請受付が始まった事がニュースで取り沙汰され始めた頃で、弊社でもその例に倣って、広島と岡山のセンターを接種会場として職域接種を進めるという事のようでした。

そうと決まるとなれば社内では急ピッチで準備や調整が進められていき、やがてワクチンのシリンジへの充填は社内の薬剤師が行うという話も降りてきました。卸に就職してシリンジに触る機会に巡り合うとはまさか思っておりませんでしたが、こんな機会もなかなかありませんので全体のうち微々たる部分ではありますがお手伝いさせて

もらうこととなりました。

とはいってもシリンジを扱うのは病院での実務実習以来2年ぶりでしたので、ひとまず本棚の奥ですっかり眠ってしまっていた実技教本を引っ張り出してきて読み返してみることにしました。目的のページを開くとOSCE対策の練習中に書き込んだ走り書きのメモが残っていました。当時「ここが苦手だったな」とか「そういうえば実習に行く前もこの本見返したな」というような事を懐かしく思い出しつつ、けれど肝心の手順はおぼろげに忘れ始めていたのでしっかりと熟読して確認しました（けれど実際のところ、学生時代は専ら陰圧操作による調製方法しか習った記憶がなくこの教本に載っていた手順も当然陰圧操作によるものだった訳ですが、実際にワクチンを充填する際は陽圧操作で行うようにとの指示だったので、結局のところはこの時確認した手順と実際の手順とは少し違っていたのでした）。

そうこうしている間に暦は7月になり、ついに職域接種はスタートを切りました。接種にご協力頂いている医師・看護師の皆様をはじめとして社内外の多くの方々の尽力により、接種は日々着々と進んでいます。本原稿を書いている現在は8月に差し掛かろうとしていますが広島会場での接種スケジュールはようやく折り返し地点に入りつつあり、順調にいけば私自身も8月初旬には2回目のワクチン接種を受けることができる予定です。

今回私が関わった事は全体のうちの微々たるものに過ぎない事ではありますが、4月にこちらに異動して来ていなければ、今回のような機会には巡り合っていなかつたのではないかと思います。来年の今頃、コロナウイルスの猛威はすっかり収束して流行は過去の物となっているのか、それともまだまだニューノーマルが続いているのか、先行きが見えない現状からは見当もつきません。私自身も来年の今頃はどうしているのか先のこととはわかりませんが、その時自分自身が置かれている立場からその時できることをきちんとできていればいいなと思います。

令和3年度 くすりと健康に関する啓発事業実施一覧表

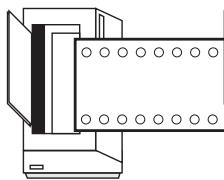
公益社団法人 広島県薬剤師会

月 日	薬剤師会名	場 所	備 考
10月3日（日）	広 島	広島市中区地域保健センター	中区健康よろず相談会
9月16日（木） 未 定	安 佐	安佐南区総合福祉センター	オアシスあさみなみ
11月18日（木）		安佐医師会館（予定）	安佐地区地域ケアフォーラム2021
3月17日（木）		安佐北区総合福祉センター	スマイルあさきた「育児講座」
		安佐南区総合福祉センター	オアシスあさみなみ
10月初旬頃予定	廿日市	ウッドワンさくらピア 市民ホール	廿日市市みんなの健康展
11月7日（日）	東広島	東広島市総合福祉センター	第23回東広島市健康福祉まつり
10月23日（土） ～24日（日）	呉	広島国際大学 呉キャンパス	広島国際大学 学園祭
11月7日（日）		呉市蔵本通一帯	くれ食の祭典2021
10月3日（日）	竹 原	竹原市保健センター	竹原市健康ふくし祭り

【開催予定なし】安芸薬剤師会・広島佐伯薬剤師会・大竹薬剤師会・福山市薬剤師会・尾道薬剤師会・三原薬剤師会

【開 催 未 定】三次薬剤師会

※ 8月19日現在



薬事情報センターのページ



薬事情報センター長
水島 美代子

“新しく”、“正しい”医薬品等情報の入手と提供（第12回）

～「最新」の医薬品情報を電子的に入手し、患者フォローに活用しましょう～

薬事情報センターWeb
サイトは、スマートフォン
でも閲覧可能です。



近年、新規作用機序や従来とは異なる起源の医薬品等が次々と製造販売承認されてきております（新有効成分だけでも、2019年度36、2020年度43、2021年度7月までで16成分）。頭の中で知っているつもりでは、安全で有効な適正使用が推進できない時代となっていました。

そのような環境変化を踏まえ、医薬品情報は、いよいよ本年8月1日から改正薬機法施行に伴い、従来の紙媒体に代わり、電子的な方法での情報提供が基本となりました。名称も「添付文書」から「注意事項等情報」に変更され、皆様におかれましては、既に、「添文ナビ」をダウンロードされ、活用を始められていることと存じます。

そこで、今回は、日々更新される情報に対応し、新しく・正しい医薬品等情報を入手できる関連資料について、ご紹介します。

※本情報は、2021年8月2日現在の知見に基づいております。

※各サイトは、2021年8月2日に確認。

■医薬品等情報〈電子化の背景・目的〉

医薬品等の有効性及び安全性については、国内外で常に検証、UPDATEされています。それら情報は、情報通信技術を利用し、早期に共有化することで、患者利益に繋げることができます。そこで、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（「薬機法」）の改正に伴い、2021年8月から、これまで医薬品等の製品と一緒に同梱されていた紙の添付文書は原則^{*}として廃止され、電子的な方法で閲覧することが基本となりました。

※一般用医薬品等の消費者が直接購入する製品については、引き続き、紙の添付文書が同梱される。

参考：添付文書の電子化について（PMDA）<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/0003.html>

■医薬品等情報〈関連資料〉（表、図1）

注意事項等情報（添付文書）やインタビューフォームはご覧になられる一方、他の医薬品関連資料は、活用される機会が少ないかもしれません。実は、これら関連資料は、安全性や有効性情報の“宝の山”です。ご存知の通り、新たに承認された医薬品や新規作用機序の医薬品では、治験段階で顕在化していなかった有害事象が、製造販売後に明らかになることがあります。

そこで、必要事項が集約されている注意事項等情報（添付文書）の元資料である各種関連資料に、何が書かれているかを知って、患者フォロー等に活用しましょう。

表 医薬品等情報 関連資料の種類

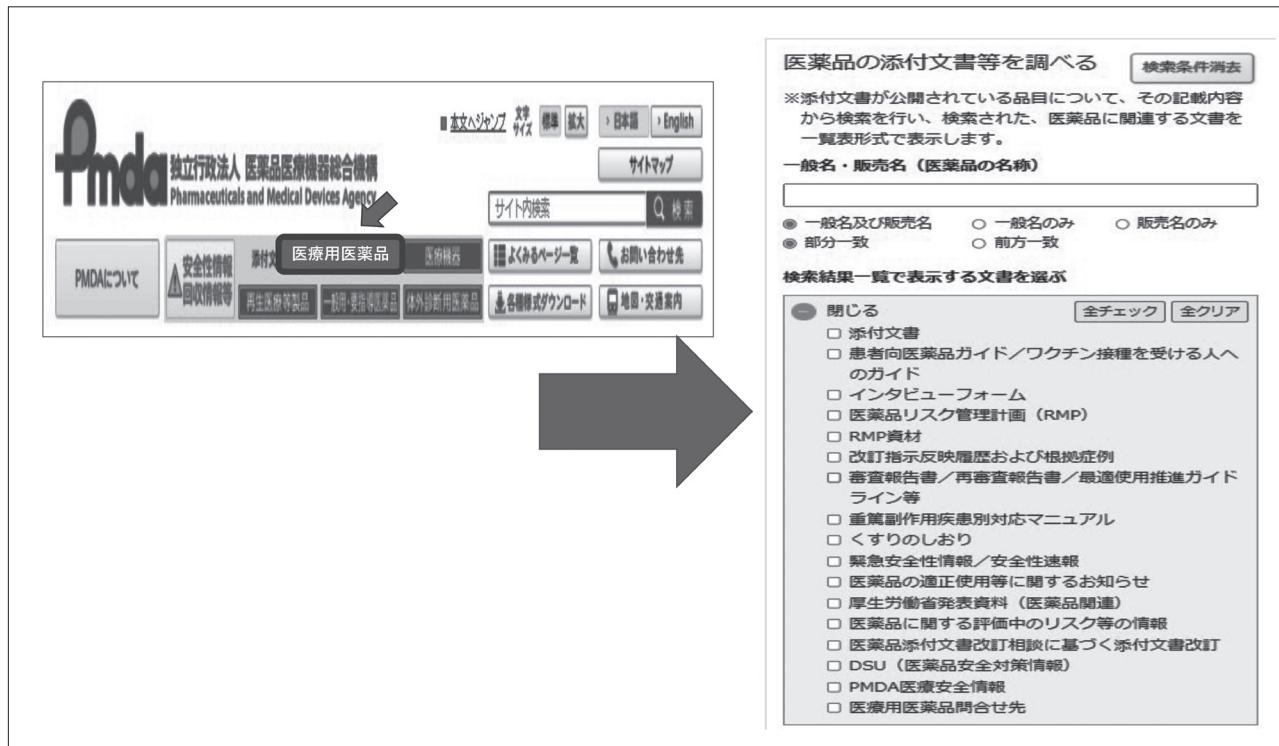
関連文書	分類	医療用医薬品	再生医療等製品
注意事項等情報（添付文書）	○	○	
患者向医薬品ガイド／ワクチン接種を受ける人へのガイド	○		
インタビューフォーム	○		
医薬品リスク管理計画（RMP）	○		
RMP 資材	○		
改訂指示反映履歴および根拠症例	○	○	
審査報告書／再審査報告書等	○	○	
最適使用推進ガイドライン	○	○	
重篤副作用疾患別対応マニュアル	○		
くすりのしおり	○		
緊急安全性情報／安全性速報	○	○	
適正使用等に関するお知らせ	○	○	
厚生労働省発表資料	○	○	
PMDA 医療安全情報	○	○	
その他	○	○	

加えて、「体外診断用医薬品」、「医療機器」においても、電子化された情報を掲載している。

参考サイト：情報提供業務 <https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/0001.html>

医薬品に関する情報 <https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/0001.html>

再生医療等製品に関する情報 <https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/ctp/0005.html>

図1 医療用医薬品 検索画面 <https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>

■各資料の位置づけ、特徴と活用のコツ

それぞれの資料は、概ね図2に示す通り、医薬品毎に「新発売時の情報」、及び「製造販売後の情報」の資料として位置づけられます。また、医薬品全般の「安全性に関する情報」として、重篤副作用対応マニュアルがあります。

図2 各資料の位置づけ

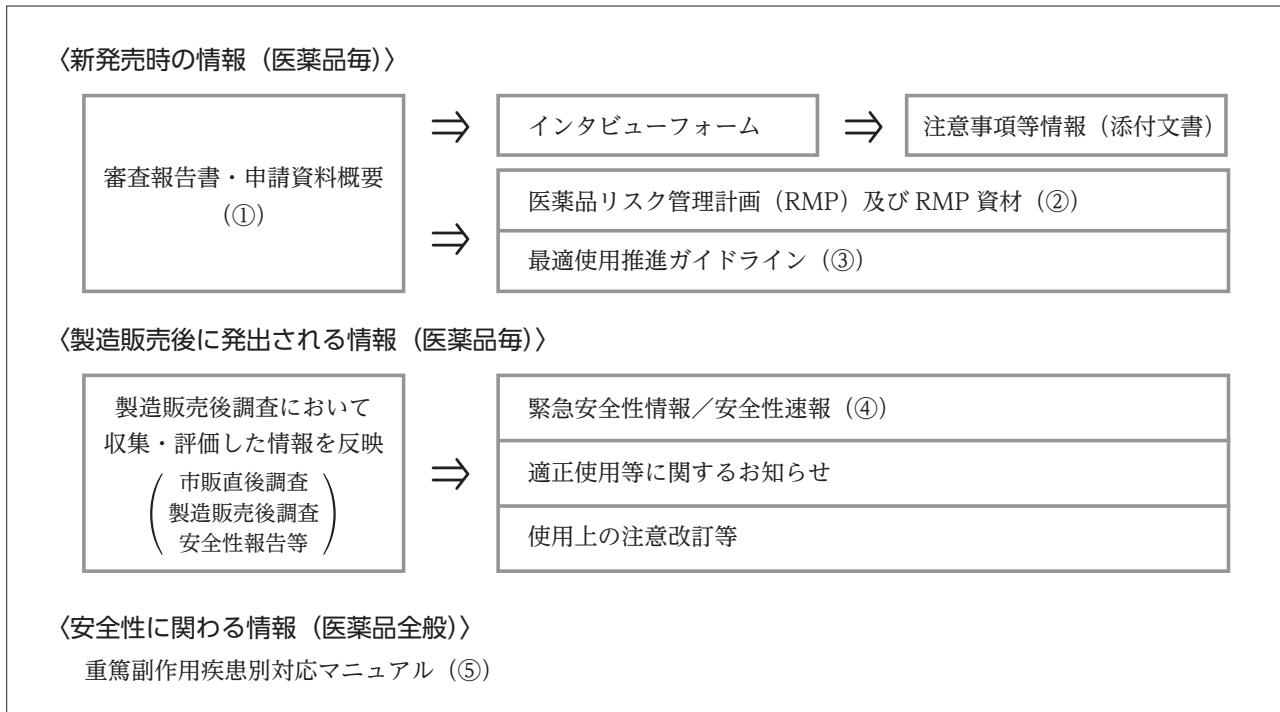


図2に示した資料のうち、是非活用いただきたい資料①～⑤について、概説します。

①審査報告書・申請資料概要

<https://www.pmda.go.jp/review-services/drug-reviews/review-information/p-drugs/0020.html>

「審査報告書」（「審議結果報告書」を含む）は、当該医薬品の審査経過、評価結果等を取りまとめたものです。承認後、速やかに掲載されます。

「申請資料概要」は、申請資料の最終版を承認取得者（企業）が取りまとめたものです。物性、薬理、薬剤学的な見地及び非臨床試験から第三相臨床試験まで等、海外データも含め、インタビューフォームより詳細な情報を確認できます。承認後、3か月以内をめどに掲載されます。

〈活用のコツ〉

効能・効果や用法用量の設定、海外含む治験データの詳細、及び、それらの設定根拠等が確認できます。臨床現場で直面する課題に対しても、検討された内容が確認できます。例えば、腎機能障害患者での用量設定根拠、或いは、感染症用薬の耐性に対する懸念や製造販売後に行われる監視活動の設定経緯等、臨床応用上の疑問に対し、当局と製造販売会社とのやり取りやデータ詳細が確認できるので、安全性や有効性について疑問が生じた際に参考になります。



②医薬品リスク管理計画（RMP）及びRMP資材

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/items-information/rmp/0002.html>

医薬品の開発から製造販売後まで一貫したリスク管理をひとつの文書に分かり易くまとめ、調査・試験やリスクを低減するための取り組みの進捗に合わせて、または、定期的に確実に評価が行われるようにするための計画書です。「安全性検討事項」では、【重要な特定されたリスク】【重要な潜在的リスク】【重要な不足情報】に分類し、リスクが明確化されています。また、これらに基づく安全性監視のための活動、及びリスク最小化のための活動も明示しています。



〈活用のコツ〉

製造販売後、早期に顕在化する副作用の中には、既にこれらリスクのいずれかに規定されていることもあります。従って、新薬の採用後は、「安全性検討事項」の各リスクと設定された理由を医療関係者と共有することで、重篤な副作用の未然回避に有効活用できます。

③最適使用推進ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-jouhou-11120000-iyakushokuhinskyoku/0000162318.pdf>
(医薬品・医療機器等安全性情報 No.342 (2017年4月) に詳記)



革新的な新規作用機序を有する医薬品が承認される中で、これらの医薬品を真に必要とする患者に適切に提供するため、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図るためのガイドラインです。

新規作用機序を有する医薬品は、有効性の発現の仕方や安全性プロファイルが既存の医薬品と明らかに異なることがあります。このため、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積されるまでの間、当該医薬品の恩恵を強く受けすることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用することが重要です。そのため、医学薬学的・科学的見地に基づき、最適な使用を推進する観点から必要な要件、考え方及び留意事項が示されています。

④緊急安全性情報（イエローレター）／安全性速報（ブルーレター）

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/calling-attention/esc-rsc/0001.html>



緊急に安全対策をとる必要があると判断された場合に、厚生労働省から配布が指示される情報です。より早期に対応できるよう国民（患者）向けの資材も掲載しています。

⑤重篤副作用疾患別対応マニュアル（医療関係者向け）

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/adr-info/manuals-for-hc-pro/0001.html>



医薬品等の副作用を「早期発見・早期対応」するために、重篤度等から判断して必要性の高いと考えられる副作用について、患者及び臨床現場の医師、薬剤師等が活用する治療法、判別法等を包括的にまとめたものです。更に、関係学会の協力を得て、最新の知見を踏まえた改定・更新等を実施しています。

では、これら資料を、事例を交えて活用してみましょう。患者さんからのお問合せに対して、上記資料から参考情報を入手してみましょう。

尚、これら資料は、文書内検索が可能です。（資料をダウンロードし）調べたいキーワードを例えば、「妊婦」といってみると、当該箇所を速やかに検索することができます。

■事例 コミナティ筋注（トジナメラン）～コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）～

① 「妊婦又は妊娠している可能性のある女性」への接種について

② 1回目と2回目の「接種間隔」は、通常、3週間。

1回目の接種から2回目が3週間を超える場合について

① 「妊婦又は妊娠している可能性のある女性」への接種について

妊婦に対する安全性については、関心も多く寄せられ、相談される機会も多いのではないでしょうか。

注意事項等情報（添付文書）及びインタビューフォームでは、「妊婦に対する使用経験は少なく、安全性は確立していないため、妊婦又は妊娠している可能性のある女性には予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種すること。」と記載されています。

そこで、まず、『審査報告書』で、その背景を確認してみます。

〈申請者意見 抜粋〉

本剤の（国内）臨床試験では、妊婦は除外基準に規定されていたが、海外 C4591001試験の第Ⅱ／Ⅲ相パートで、23例に妊娠が報告され、そのうち9例は妊娠を理由に治験中止された。これらの被験者の妊娠の転帰については現時点では情報は得られておらず、引き続き追跡する。

海外での使用許可後又は製造販売後の自発報告（報告対象期間2020年12月1日～同年12月31日）において妊婦への投与は28例に確認され、特段の懸念は認められていない。妊婦28例のうち、26例で妊娠中のワクチン曝露が報告され、そのうち9例で臨床症状を伴う非重篤な事象（ワクチン接種部位疼痛4件、頭痛及び四肢疼痛各2件、血性分泌物、筋肉痛、疼痛及び鼻漏）が報告された。

なお、生殖発生毒性試験では特段の懸念は認められていないことから、妊婦に対しては予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合に接種することは可能と考える。

〈PMDA 見解 抜粋〉

申請者の説明を了承した。臨床試験で本剤接種された妊婦の妊娠の転帰や製造販売後の情報から、新たな知見が得られた場合には、追加の注意喚起の要否を検討する等、適切に対応する必要があると考える。

上記を踏まえ、『医薬品リスク管理計画（RMP）』では、次のように設定されています。

安全性検討事項における【重要な不足情報】：妊婦または授乳婦に接種した際の安全性

【医薬品安全性監視活動】の内容及びその選択理由：

〈内 容〉

- ・通常の医薬品安全性監視活動
- ・追加の医薬品安全性監視活動として、以下を実施する。
 1. 使用成績調査（一般使用成績調査および特定使用成績調査）
 2. 妊婦対象海外第2/3相試験

〈選択理由〉

- ・通常の医薬品安全性監視活動により、妊婦または授乳婦に接種した際の副反応発現状況を把握するため。
- ・使用成績調査および海外臨床試験において情報収集を行うため。

インタビューフォームの記載だけでは、理由を訊かれても回答できなかったことも、これら資料を参考にすることで、具体的な数値データを交えながら回答できます。

②1回目と2回目の「接種間隔」は、通常、3週間。
1回目の接種から2回目が3週間を超える場合について

実際の臨床現場では、3週間を超えて2回目を接種することがあると存じます。

本剤の注意事項等情報（添付文書）では、用法・用量、用法用量に関する注意では、次のように記載されています。
〈用法及び用量〉 日局生理食塩液1.8mLにて希釈し、1回0.3mLを合計2回、通常、3週間の間隔で筋肉内に接種する。
〈用法及び用量に関する注意—接種間隔〉 1回目の接種から3週間を超えた場合には、できる限り速やかに2回目の接種を実施すること。

インタビューフォームには、「接種間隔を24日以上に延長した場合の有効性については十分に確立していないため、1回目の接種から3週間を超えた場合には、できる限り速やかに2回目の接種を実施すること。」と記載されています。

そこで、『審査報告書』を確認すると、その背景が確認できます。

〈申請者意見 抜粋〉

1回目接種と2回目接種の間隔について、第Ⅱ/Ⅲ相パートでは21日間隔（許容期間は19~23日）として設定していたが、有効性の解析は1回目接種から19~42日後に2回目接種された被験者も含む集団で解析を行うことと事前に規定しており、当該集団で本剤のCOVID-19の発症予防効果が示された。有効性評価可能集団のうち、1回目接種から24~42日後に2回目接種された被験者は、本剤群18,198例中616例、プラセボ群18,325例中659例が含まれていた。これらの集団における2回目接種後7日目以降のCOVID-19確定例は本剤群1例、プラセボ群4例であり、VE [両側95%CI]（治験薬接種前から2回目接種後7日以前にSARS-CoV-2感染歴がない被験者）は73.3 [-170, 99.5] %であった。例数が少なく、確定的な評価は困難であるが、接種間隔が24~42日間であった集団でも有効性は期待できると考える。

〈専門協議見解 抜粋〉

本剤の1回目接種から3週間隔で2回目接種されなかった人への対応について情報提供する必要がある。

〈PMDA 見解 抜粋〉

海外C4591001試験における接種間隔は19~23日と設定され、一部の被験者で42日までの間隔での接種経験はあるが、接種間隔を24日以上に延長した場合の有効性は十分に確立していない。また、本剤1回接種のみでの有効性も確立していない。したがって、本剤は3週間隔で2回接種することが適切と考える。一方で、使用実態下においては、3週間隔での接種ができない場合も想定され、その場合は、できる限り速やかに2回目接種を実施するよう促す必要がある。

以上の専門委員の意見及び機構の検討結果について、機構は申請者に伝達し、申請者は、臨床試験での接種間隔の情報及び2回目接種の必要性を、医療従事者及び被接種者に情報提供することについて、適切に対応する旨を回答した。

RMPで規定されている医薬品安全性監視活動から、本課題に対する有効性、安全性情報が集積された結果、適切な接種間隔が、今後、用法・用量に反映されていくことがわかります。

最後に

薬事情報センターでは、新たに臨床で使用可能となった新医薬品や効能効果追加情報等も、隨時発信しています。また、薬事情報センター定例研修会においては、それらの中から、トピックスを取り上げ解説しております。是非、お役立て下さい。

〈新たに使用可能となる医薬品等情報 項目〉

- ・薬価基準収載医薬品（新医薬品、後発医薬品等）
- ・効能・効果等の追加
- ・医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて
- ・薬事・食品衛生審議会において公知申請に係る事前評価が終了し、薬事承認上は適応外であっても保険適用の対象となる医薬品、等

〈掲載場所〉：薬事情報センターWebサイト > お役立ち情報 <http://hiroyaku.jp/di/useful/>



お薬相談電話 事例集 No.131



薬情報センター

禁煙補助薬について

Q. タバコをやめようと思い、禁煙外来でチャンピックスが1ヶ月分出された。これはどのように飲むのか？最初の1週間はタバコ吸っていいのか？どのような副作用があるか？

A. チャンピックスは、ニコチンを含まない禁煙補助薬で、通常、成人には、1～3日目は0.5mgを1日1回食後、4～7日目は0.5mgを1日2回朝夕食後、8日目以降は1mgを1日2回朝夕食後に服用することとなっており、12週間続けることとなっています。また、報告されている主な副作用としては、吐き気、不眠症、異常な夢、頭痛、鼓腸、便秘、胃炎、嘔吐などで、このような症状が出たら主治医や薬剤師に相談して対処してもらってください。禁煙開始日は、通常、飲み始めてから1週間後に設定されるのが一般的ですが、主治医の指示に従ってください。^{1, 2)}

※ 注意！※チャンピックス錠 自主回収（クラスII）について

2021年7月に、チャンピックス錠について、他国で主成分由来のニトロソアミンが検出されたことを受け、全ロットでの試験結果が得られるまでの予防的措置として出荷保留されていましたが、7月29日現在、日本向けに出荷されたチャンピックス錠1mgの中で、社内基準値を超えるN-ニトロソバレニクリンが検出された品があったため、当該製造番号品について自主回収（クラスII）が開始されています。詳細は以下をご参照ください。³⁾

https://pfizerpro.jp/documents/osip/OSIP2107002.pdf?aid=DI_newAnnouncement

◆解説

○チャンピックスの禁煙開始日について

この薬は、医師と相談して禁煙開始日を設定し、禁煙開始日の1週間前から服用を開始することとなっています。これは、主な副作用である嘔気を抑えるために漸増投与して、禁煙開始日までに本剤の血漿中濃度を定常状態とするためです。以下のサイトにチャンピックスに関するQ&Aがまとまって掲載されていますので、ご確認ください。⁴⁾

チャンピックス Q&A（登録会員専用コンテンツ）

<https://pfizerpro.jp/cs/sv/champix/product/faq.html> →



○禁煙補助薬一覧

禁煙補助薬として健康保険適用されているものには、前述のチャンピックスの他、貼付薬のニコチネルがあります。また、市販薬としてはニコチンガムとニコチンパッチがあります。⁵⁾簡単に表にまとめました。詳細はそれぞれの製品添付文書をご参照ください。⁶⁾

製品名	チャンピックス錠0.5mg チャンピックス錠1mg	ニコチネル TTS10 ニコチネル TTS20 ニコチネル TTS30	ニコチネルパッチ10 ニコチネルパッチ20	ニコチネルミント ニコチネルスペアミント ニコチネルマンゴー
分類	医療用医薬品		第1類医薬品	指定第2類医薬品
効能・効果	ニコチン依存症の喫煙者に対する禁煙の補助	循環器疾患、呼吸器疾患、消化器疾患、代謝性疾患等の基礎疾患を持ち、医師により禁煙が必要と診断された禁煙意志の強い喫煙者が、医師の指導の下に行う禁煙の補助	禁煙時のイライラ・集中困難・落ち着かないなどの症状の緩和	禁煙時のイライラ・集中困難・落ち着かないなどの症状の緩和
成分	バレニクリン		ニコチン	
剤形	錠剤	経皮吸収型の貼付剤	経皮吸収型の貼付剤	ガム製剤
特徴・作用機序・薬効薬理等	ニコチンを含まない経口禁煙補助薬、 $\alpha_4\beta_2$ ニコチン受容体の部分作動薬。 ・拮抗作用：本剤が脳内の $\alpha_4\beta_2$ ニコチン受容体に結合→ニコチンを遮断し喫煙による満足感を抑制。 ・刺激作用：ニコチンの作用で放出されるよりも少量のドバミンを放出させ、禁煙に伴う離脱症状やタバコに対する切望感を軽減。	タバコ中に含まれるニコチンを経皮的に吸収させ、禁煙時の離脱症状を軽減することを目的とした禁煙補助剤。	禁煙時のイライラ・集中困難などの症状を緩和し、禁煙を成功に導くことを目的とした禁煙補助薬。TTSにより、禁煙に必要なレベルのニコチンを安定して皮膚へ放出。	禁煙時のイライラ・集中困難などの症状を緩和し、禁煙を成功に導くことを目的とした禁煙補助薬。

【参考資料】※3)以外の各サイトはいずれも2021-7-7確認

1) チャンピックス錠添付文書、くすりのしおり

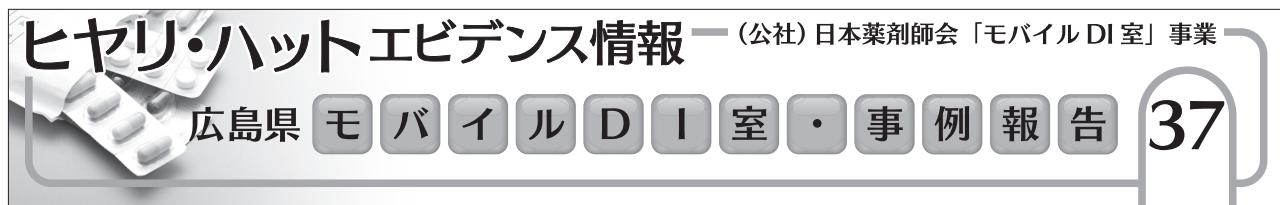
2) PfizerPRO（ファイザーサイト）チャンピックス https://pfizerpro.jp/cs/sv/champix/index.html?aid=top_main_product

3) チャンピックス錠 自主回収（クラスII）のお詫びとお願い https://pfizerpro.jp/documents/osip/OSIP2107002.pdf?aid=DI_newAnnouncement (2021-7-29確認)

4) 製品情報 チャンピックス Q&A <https://pfizerpro.jp/cs/sv/champix/product/faq.html>

5) eヘルスネット（厚生労働省） <https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/tobacco/t-06-006.html>

6) 各製品添付文書



広島国際大学薬学部 医療薬学研究センター
横田 沙和、覚前 美希、三宅 勝志
(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター
永野 利香、水島 美代子
東京大学大学院薬学系研究科(育薬学講座)
佐藤 宏樹、澤田 康文

【事例】

粉碎調剤された薬剤を施設在宅で保管していたところ、薬剤が変色していた

■処方内容は 70歳代 男性 施設在宅、診療科（総合内科）

<処方1>

・マグミット®錠 330mg	3錠	粉碎指示	1日3回	毎食後	14日分
・シグマビタン®配合カプセル	3カプセル	粉碎指示	一包化	1日3回	毎食後
・メキシレチン塩酸塩カプセル 50mg	3カプセル	粉碎指示	一包化	1日3回	毎食後
・エビプロスタッフ®配合錠 DB	3錠		一包化	1日3回	毎食後
・アムロジピンOD錠 5mg	2錠	粉碎指示	一包化	1日1回	朝食後
・デュタステリド錠 0.5mg	1錠	粉碎指示	一包化	1日1回	朝食後
・バファリン配合錠 A81	1錠		一包化	1日1回	朝食後
・イミダブリル塩酸塩錠 5mg	1錠	粉碎指示	一包化	1日1回	朝食後
・グラクティブ®錠 50mg	1錠	粉碎指示	一包化	1日1回	朝食後
・ジソピラミドカプセル 50mg	4カプセル	粉碎指示	一包化	1日2回	朝夕食後
・ファモチジンOD錠 20mg	2錠	粉碎指示	一包化	1日2回	朝夕食後
・シナール®配合錠	3錠	粉碎指示	一包化	1日3回	毎食後

<処方2>

・マグミット®錠 330mg	3錠	粉碎指示	1日3回	毎食後	14日分
・ビタメジン®配合散	0.75g		1日3回	毎食後	14日分
・メキシレチン塩酸塩錠 50mg	3錠	粉碎指示	一包化	1日3回	毎食後
・エビプロスタッフ®配合錠 DB	3錠		一包化	1日3回	毎食後
・アムロジピンOD錠 5mg	2錠	粉碎指示	一包化	1日1回	朝食後
・デュタステリド錠 0.5mg	1錠	粉碎指示	一包化	1日1回	朝食後
・バファリン配合錠 A81	1錠		一包化	1日1回	朝食後
・イミダブリル塩酸塩錠 5mg	1錠	粉碎指示	一包化	1日1回	朝食後
・グラクティブ®錠 50mg	1錠	粉碎指示	一包化	1日1回	朝食後
・ジソピラミドカプセル 50mg	4カプセル		一包化	1日2回	朝夕食後
・ファモチジンOD錠 20mg	2錠	粉碎指示	一包化	1日2回	朝夕食後

既病歴（高血圧、不整脈、糖尿病、前立腺肥大症、慢性便秘症）

現病歴（高血圧、不整脈、糖尿病、前立腺肥大症、慢性便秘症）

■何が起こったか？

- 粉碎調剤された薬剤を施設在宅先で保管していたところ、薬剤が変色していたため、処方変更を依頼した。

■どのような経緯で起こったか？

- 患者は以前より、A薬局にて粉碎・一包化された薬剤を簡易懸濁法にて経口服用していた。
- この度、患者は施設在宅を利用することとなり、B薬局にて同一内容の処方の粉碎調剤を実施した。なお、医師の指示のもとOD錠も粉碎を実施した。
- 調剤日から1週間後にB薬局薬剤師が施設在宅を訪問したところ、調剤済みの薬剤数日分が変色していることに気が付いた。(Fig. 1) その間、患者は薬剤を服用していたが、服用した薬剤が変色していたかどうかは不明である。
- 薬剤は薬剤管理セッターに乾燥剤を入れ保管していた。薬剤管理セッターに乾燥剤は入れてあったものの、パウチ袋等は使用していなかった。
- 服薬介助を実施している看護師および介護士が薬剤変色に気が付いていたかどうかは不明である。

■どうなったか？

- 訪問した薬剤師は、速やかに他の薬剤師に情報共有を行うとともに、医師に薬剤が変色している旨を伝えた。
- 薬剤が変色した理由として、酸化や吸湿性を疑い、ベンフォチアミン・ピリドキシン・シアノコバラミン配合剤について、シグマビタン[®]配合カプセルの脱カプセルから散剤であるビタメジン[®]配合散へ変更し別包とした。また、メキシレチン塩酸塩カプセルを錠剤へ変更し粉碎調剤を実施、ジソピラミドカプセルを別包とした。(Fig. 2)
- ポリファーマシーを解消する目的もあり、シナール[®]配合錠の処方削除の提案を行った。また、アルミビニール袋と保管用BOXを支給し、薬剤の保管方法についても対応を行った。(Fig. 3)
- 処方変更後、B薬局薬剤師が1週間おきに薬剤の変色や吸湿状態を確認したが、変化はみられなかった。



Fig. 1 変色した薬剤



Fig. 2 別包した薬剤



Fig. 3 薬剤保管の支援

■なぜ起こったか？なぜ回避できたか？

- 薬剤の変色理由として、粉碎調剤を実施した薬の中に酸化しやすい薬剤や吸湿性が高い薬剤があったことが原因だと考えられる。
- A薬局にて調剤歴のある処方内容であったこともあり、B薬局薬剤師が、粉碎、一包化可否の確認を怠ったことも原因として考えられる。なお、A薬局では患者から薬剤変色の報告を受けたことはないとのことであった。
- 施設在宅の患者であったため、B薬局薬剤師が定期的に訪問する機会があり、調剤後の薬剤の変色に気づくことができた。

■今後二度とおこさないためにどうするか？確認事項は？

- 他の薬局で調剤歴のある処方内容でも、粉碎、一包化可否などの確認を怠らないようにする。

- ・薬局内で定期的に検討会を実施し、薬剤の変更提案や粉碎、一包化可否について再検討を行う。加えて、プレアボイドに関する定期研修会も実施する。
- ・新規採用薬品に関しては、粉碎、一包化可否について確認を行い、全薬剤師で情報共有を行う。
- ・施設や病院との会議を定期的に実施するなど連携を強化することで、情報共有を円滑に行い、薬剤変更依頼や別包の提案を積極的に行うことも必要である。

■特記事項は？

粉碎・カプセル剤開封を行うことにより医薬品本来の製剤特性が失われることがあり、対象となる薬剤の種類によっては好ましくない影響が懸念される。

以下に、粉碎、カプセル剤開封に伴う問題点について示す。

1	製剤の物理化学的安定性に対する影響	<ul style="list-style-type: none"> 光に対する安定性 例：ニフェジピン、ユビデカレノン 温度、湿度に対する安定性 例：バルプロ酸ナトリウム、L-アスパラギン酸カリウム
2	薬物動態、薬効 副作用への影響	<ul style="list-style-type: none"> 腸溶性・徐放性の破壊 吸収、バイオアベイラビリティの変化 例：テオフィリン錠、プロトンポンプ阻害薬、ATP 製剤
3	感覚器への影響	<ul style="list-style-type: none"> 味、臭い 例：シンメトレル錠 刺激感、しびれ感、収斂性 例：メキシレチン製剤、アプリンジン製剤
4	調剤上の影響	<ul style="list-style-type: none"> 粉碎・分割分包によるロス 混和、混合による配合変化 例：重質酸化マグネシウムとレボドパ製剤
5	調剤者への影響	<ul style="list-style-type: none"> 接触、吸入などによる健康被害
6	調剤業務の煩雑化、調剤時間の増大	

<参考文献>

- 1) 錠剤・カプセル剤粉碎ハンドブック（第6版）：vii – xii

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、

薬事情報センターまでご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL：082-567-6055 メールアドレス：di@hiroyaku.or.jp〉

❖❖❖❖❖ 研修だより ❖❖❖❖❖

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
令和3年6月末日現在 2,898名 (内更新2,428名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
9月7日 (火) 19:30~21:00 福山大学社会連携推進センター 福山支部シリーズ研修会 テーマ：「歯科医師から見た薬剤師との連携」(全2回) 講 師：小林歯科 小林高久先生		(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費：一般1,000円
9月8日 (水) 19:30~21:00 広島県薬剤師会館・Web がん検診サポート薬剤師研修会 講演内容：広島県がん検診サポート薬剤師 出前講座 働く人の「がん検診」 講 師：マイライフ株式会社 平野清子氏		(公社) 広島県薬剤師会 082-262-8931	1	※がん検診サポート薬剤師以外からのお申し込みはキャンセルさせていただますので、ご了承ください。 ※応募状況によってはがん検診サポート薬剤師以外も対象とさせていただく可能性がございます。がん検診サポート薬剤師の方はお早めにお申し込みください。
9月19日 (日)・20 (月・祝) 第54回日本薬剤師会学術大会 福岡サンパレス・福岡国際会議場ほか (Web 開催) 19日 特別記念講演：オートファジー研究の展開から見えてきたこと 演 著：東京工業大学 科学技術創成研究院 細胞制御工学研究センター 特任教授・栄誉教授 大隅良典先生 20日 9:00~10:00 特別講演者薬局を地域のソーシャル・キャピタルに： 京都大学 SPH 薬局情報グループの活動から 講 師：京都大学大学院医学研究科 社会健康医学系専攻健康情報学分野 特定講師 岡田 浩先生		主催 日本薬剤師会 問い合わせ先 第54回日本薬剤師会 学術大会 運営準備室 TEL：092-715-0633	4 (19日) 2 (20日)	現地参加／事前登録 一般10,000円・当日13,000円 WEB参加／事前登録 一般7,000円・当日10,000円 ※事前登録は終了しました。
10月23日 (土)・24日 (日) 愛媛県県民文化会館 第60回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会 中国四国支部学術大会 23日 テーマ：薬学から臨床への躍動 —地域に根差した愛ある医療を— 24日 テーマ：薬学から臨床への躍動 —地域に根差した愛ある医療を—		主催 日本薬学会中国四国 支部／日本薬剤師 会・日本病院薬剤師 会中国四国ブロック 問い合わせ先 第60回日本薬学会・ 日本薬剤師会・日本 病院薬剤師会中国四 国支部学術大会事前 参加登録・宿泊予約 デスク(株) JTB岡山 支店		※一次 (LIVE配信視聴・オ ンデマンド配信視聴) 募集～ 9月10日 (金) ■参加登録ページ (下記 URL よりご登録をお願いいたしま す) https://www.kwcs.jp/chushi60/pre.htm 一般9,000円 ※二次 (オンデマンド配信視 聴のみ) 募集10月25日(月)～ 31日(日) 一般11,000円

薬剤師研修・認定電子システム（PECS） についてお知らせ

2021（令和3）年10月下旬稼働予定の薬剤師研修・認定電子システム（PECS）について、薬剤師の登録を開始しています。

薬剤師のPECSへの登録は、今後の研修受講、認定申請等に必須です。

なお、PECSの開発は順次行っており、今後の状況は日本薬剤師研修センターホームページの「認定手続き等の電子化（お知らせ）」欄に隨時掲載されます。

※日本薬剤師研修センター Web サイトより抜粋

薬剤師のPECS登録 —登録について— —登録の方法—

公益財団法人日本薬剤師研修センター
(2021(令和3)年3月版)

※PECSの概要については、本財団ホームページにてご確認ください。：薬剤師研修・認定電子システム（PECS）について（概要その1）（令和3年1月28日）

薬剤師のPECS登録について（1）

現時点では、薬剤師の登録のみです。

1. QRコードの取り出しなどの他の機能が使用できるようになるのは、後日になります（その際にはメールによりお知らせします）。
2. 個人の認定状況が取り込まれるのは、現在のところ、PECS登録から2～3か月後の予定です。

薬剤師のPECS登録について（2）

- ・本稼働後の研修会等の受講前に必須
→PECS登録しなければ、研修受講単位の交付を受けられない
- ・必要な個人情報を登録
- ・登録が完了すると、ユーザIDが交付される（個人で厳重に管理）

薬剤師のPECS登録について（3）

- ・日本薬剤師研修センターの研修受講単位が付与される研修の受講、認定薬剤師の認定申請等のために、薬剤師個々人がPECSに登録する必要があります。
- ・本稼働後は、QRコード読取装置での読み込みなどの方法で個人の研修履歴がシステム内に保存され、自分自身で確認することが可能となります。
- ・登録は、研修会の受講時ではなく、できるだけ2021（令和3）年7月末までにお願いします。

薬剤師のPECS登録について（4）

- ・登録はPECSの本稼働に先行して、2021（令和3）年3月15日14時から開始します。
- ・登録に際しては、登録番号と登録年月日が必要なため、薬剤師免許証を手元に用意してください。
- ・パソコンだけでなく、スマートフォンからも登録可能です。

※薬剤師免許登録番号は、PECSに保存される研修履歴や認定情報のキーコードとなりますので、正確な入力が必要です。

PECS登録の方法

1. 日本薬剤師研修センターのホームページを開きます。



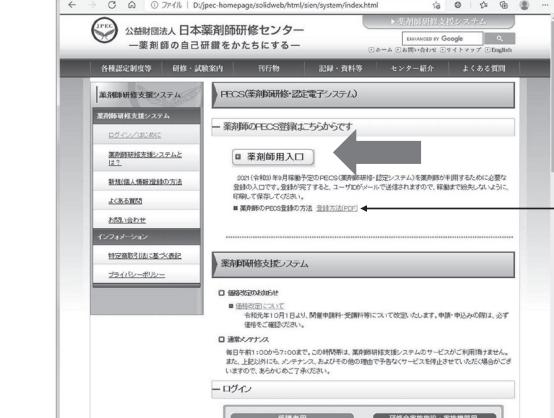
PECS登録の方法

2. 右上の「▷薬剤師研修支援システム」をクリックします。



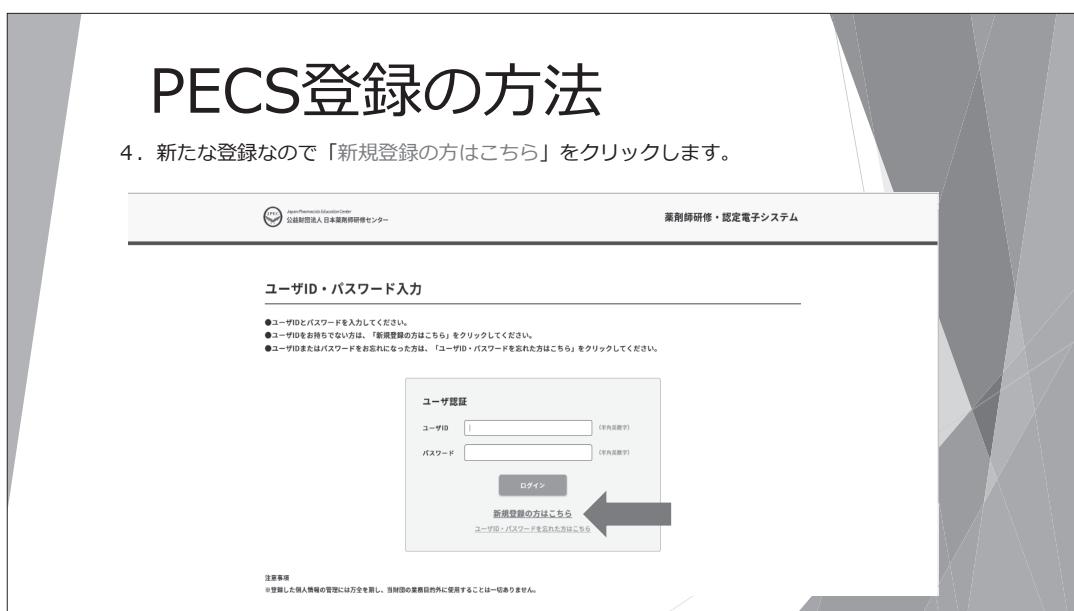
PECS登録の方法

3. 「薬剤師のPECS登録はこちからです」の「薬剤師用入口」をクリックします。



PECS登録の方法

4. 新たな登録なので「新規登録の方はこちら」をクリックします。



PECS登録の方法

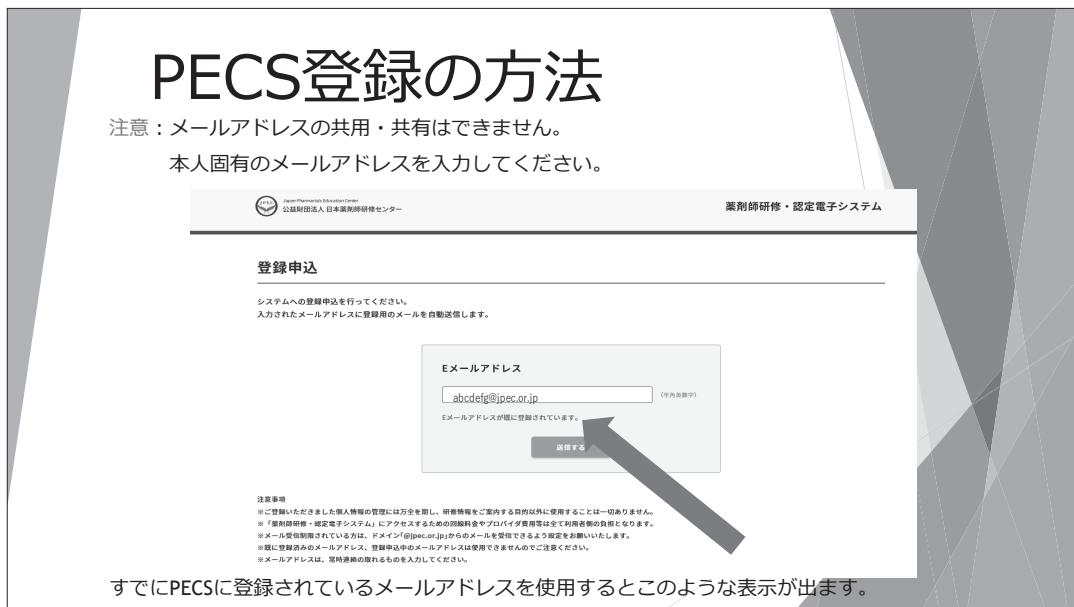
5. 登録のためのURLを受け取る自分のメールアドレスを入力し、送信するをクリックします。



PECS登録の方法

注意：メールアドレスの共用・共有はできません。

本人固有のメールアドレスを入力してください。



PECS登録の方法

6. 手続きのためのURLが、前画面で入力したメールアドレス宛に送信されます。

PECS登録の方法

6. 繙ぎのためのURLが、前画面で入力したメールアドレス宛に送信されます。

登録申込

入力いただいたメールアドレス宛に、登録用メールを送信しました。

メールに記載されたURLにアクセスし、引き続きユーザ登録の手続きを進めてください。

メールが届かない場合は24時間経過後、再度、「新規登録の方はこちら」より登録申込を行ってください。

サイトトップへ戻る

プライバシーポリシー | Webサイト利用規約 | 認定登録申請に基づく承認 | お問い合わせ

公認財団法人日本薬剤師研修センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目13-3会館ビル5F

©1997 Japan Pharmacists Education Center.

PECS登録の方法

7. 登録手続きのためのURLが、前画面で入力したメールアドレス宛に送信されますのでクリックしてください。登録手続きは、このメールが到着後24時間以内に行う必要があります。

PECS登録の方法

7. 登録手続きのためのURLが、前画面で入力したメールアドレス宛に送信されますので、クリックしてください。登録手続きは、このメールが到着後24時間以内に行う必要があります。

A screenshot of an email client displaying an incoming message. The message is from 'pecs-admin@jpec.or.jp' and is dated '2021/02'. The subject line reads '薬剤師研修・認定電子システム 登録申込確認'. The recipient's name is listed as '宛先 | abcdefg@jpec.or.jp'. The message body contains instructions to click the URL provided in the email to complete the registration process.

以下のURLをクリックし、情報を登録してください。

このURLの有効期間は、このメールの送信日時から24時間です。

これを過ぎた場合は、再度、「新規登録の方はこちら」より登録申込を行ってください。

URL : <https://pecs.jpec.or.jp/abcdef/ghijkl/mnopoq=12345abcde>

A large, solid black arrow pointing to the URL link provided in the previous text block.

PECS登録の方法

8. URLをクリックすると、まず、利用規約が表示されます。良く読んでください。

ご利用にあたって

公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下「本財団」という。）の薬剤師研修・認定電子システムのサービスを利用するには、以下の利用規約を遵守してください。利用しようとする個人又は法人その他の機関（以下これらをまとめて「利用者」といいます。）は、利用規約を熟読し、同意したうえで、登録申請等を行ってください。利用規約を違反しないようあらかじめ取組をされる場合は、利用をお断りすることになります。

PECS登録の方法

8. URLをクリックすると、まず、利用規約が表示されます。良く読んでください。

ご利用にあたって

公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下「本財団」という。）の薬剤師研修・認定電子システムのサービスを利用するには、以下の利用規約を遵守してください。利用しようとする個人又は法人その他の団体（以下これらをまとめて「利用者」という。）は、利用規約を熟読し、同意したうえで、登録申請等を行ってください。利用規約を遵守しないあるいは逸脱行為をする場合は、利用をお断りすることとなります。

利用規約

1. 本財団が、本ウェブサイトにおいて提供するサービスは、一部を除いて有料です。サービスの利用に必要な機器料や通信費用等は、利用者の負担となります。
2. 本財団は、利用者に供する又は販売する目的で本ウェブサイトに掲載しているすべての商品又はサービスについて、価格、仕様、使用又は販売時期、販売場所等を予告なく変更することができます。また、予告なしに本ウェブサイトに掲載している情報、ファイル名等を変更し、あるいは本ウェブサイトの運営を中断又は中止することがあります。
3. 利用者が本ウェブサイトを利用することによって、本財団が取得した利用者に囲むする個人情報は、本財団のホームページに掲載しているプライバシーポリシーに従って取扱いされます。
4. 本財団が利用者に対して発行するユーザID及びパスワードは、漏洩又は貸与により第三者に利用することはできません。また、それらの管理は、利害関係の責任において慎重に行い、利用者以外の第三者に知られないよう十分な注意を払って管理してください。利用者のユーザID又はパスワードを漏洩して、利用者以外の第三者によって行われた場合は、利害関係の行為と見做し、利用者の責任となります。万一事業者がユーザID又はパスワードが第三者に漏洩されれば、その他の方法で追跡したことが確認された場合、もしくは本財団へ通知してくください。本財団は、本財団の権利に有効を問はず、ユーザID又はパスワードの漏洩、不正使用等から生じた損害について補償しません。なお、本財団は、漏洩又は不正使用の対象となることを一切受け付けていません。

PECS登録の方法

9. 熟読後、同意する場合は「同意する」をクリックしてください。

同意しなければ、登録はできません。

利用規約（中略）

法等を確認し、それらに従ってください。それらに従わざに行った行為から生じた利用者の損害は、本財団は被負しません。また、各種の審査料として入金した金額は、当該審査に際してのみ効力を有するものとし、かつ、その審査の結果にかかわらず返還することはありません。

対象ブラウザ

1. 本ウェブサイトは、Microsoft Edge、Google Chrome又はSafariでの利用を前提として作成しています。また、各ブラウザは最新バージョンのものを使用してください。これらのブラウザやバージョンでは、動作に不整合を生じ、あるいはサービスを利用できない場合があります。それによる損害は、本財団は被負しません。

2. ブラウザのインストール、バージョンアップ又は設定の変更などにより生じた障害、損失又は損害に対して、本財団は責任を負いません。利用者の責任によって行ってください。

以上の本サイト規約に同意の上、登録されますか？

注意事項
※ご登録いただきました個人情報の管理には万全を期し、研修情報をご案内する目的以外で使用することは一切ありません。
※「薬剤師研修・認定電子システム」にアクセスするための登録料金やプロバイダ費用等は全て利用者側の負担となります。

PECS登録の方法

10. 個人情報登録画面が出ますので、□枠内に必要な事項を入力してください。

その際、橙色文字の注意書きにしたがってください。

Japan Pharmacy Education Center
公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム

個人情報登録

個人情報入力

以下の項目を入力し、次へのボタンをクリックしてください。
本画面よりご登録いただける方は、薬剤師名登録番号（薬剤師免許）をお持ちの方です。
※ご登録いただきました個人情報の利用目的は こちらをご覧ください。

氏名・連絡先	
メールアドレス	abcde@pec.or.jp
ユーザID	登録完了時にメールでお知らせします。
パスワード	<input type="password"/> (半角英数字 : 8~25文字)
確認用パスワード	<input type="password"/> (半角英数字 : 8~25文字)
氏名	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> セイ <input type="text"/> メイ <input type="text"/> (カタカナ)

PECS登録の方法

注意：ユーザIDは登録完了後にお知らせします（指定できません）。

Japan Pharmacy Education Center
公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム

個人情報登録

個人情報入力

以下の項目を入力し、次へのボタンをクリックしてください。
本画面よりご登録いただける方は、薬剤師名登録番号（薬剤師免許）をお持ちの方です。
※ご登録いただきました個人情報の利用目的は こちらをご覧ください。

氏名・連絡先	
メールアドレス	abcde@pec.or.jp
ユーザID	登録完了時にメールでお知らせします。
パスワード	<input type="password"/> (半角英数字 : 8~25文字)
確認用パスワード	<input type="password"/> (半角英数字 : 8~25文字)
氏名	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> セイ <input type="text"/> メイ <input type="text"/> (カタカナ)

PECS登録の方法

注意：入力項目は次のとおりです。

- パスワード
- 確認用パスワード
- 氏名（漢字とカタカナ）
- 自宅電話番号又は携帯電話番号
- 自宅住所（郵便番号、都道府県名、住所）
- 生年月日
- 薬剤師名簿登録番号
- 薬剤師名簿登録年月日

PECS登録の方法

11. 住所は、必ず自宅住所を記載してください。認定証などは、この住所ではなく、申請時に送付先として入力した住所に送られます。住所の数字は全角でも半角でも入力できます。

自宅電話番号（※1）	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
携帯電話番号（※1）	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
郵便番号	①必須 <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
都道府県	①必須 ▼選択してください ▾
自宅住所	①必須 <input type="text"/> ※認定薬剤師などの送り先はその都度指定できますので、この欄には必ず自宅住所を記載してください。
ビル・マンション名	<input type="text"/>

※1 自宅電話番号、または携帯電話番号のいずれかを必ず入力してください。

生年月日

PECS登録の方法

12. 生年月日、薬剤師名簿登録番号、薬剤師名簿登録年月日は、いったん登録すると修正できません。登録番号と登録年月日は、必ず薬剤師免許証で確認して入力してください。

生年月日	①必須 <input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>
------	--

その他

※薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日はいったん登録すると修正できませんので、薬剤師免許証で確認してから入力してください。
薬剤師名簿登録番号 ①必須 <input type="text"/> 号 (半角数字) 指定無し ▾
薬剤師名簿登録年月日 ①必須 <input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>

次へ

PECS登録の方法

注意：薬剤師名簿登録番号、薬剤師名簿登録年月日は、必ず薬剤師免許証で確認する。

生年月日	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>
生年月日	○必須
※生年月日はいったん登録すると修正できませんので、注意して入力してください。	

その他	※薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日はいったん登録すると修正できませんので、薬剤師免許証で確認してから入力してください。	
薬剤師名簿登録番号	<input type="text"/> 号（半角数字）	○必須
指定無し	※洋/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらも選択してください。	▼
薬剤師名簿登録年月日	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	○必須

次へ

PECS登録の方法

13. すべての項目を入力後、「次へ」をクリックします。

生年月日	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>
生年月日	○必須
※生年月日はいったん登録すると修正できませんので、注意して入力してください。	

その他	※薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日はいったん登録すると修正できませんので、薬剤師免許証で確認してから入力してください。	
薬剤師名簿登録番号	<input type="text"/> 号（半角数字）	○必須
指定無し	※洋/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらも選択してください。	▼
薬剤師名簿登録年月日	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	○必須

次へ



PECS登録の方法

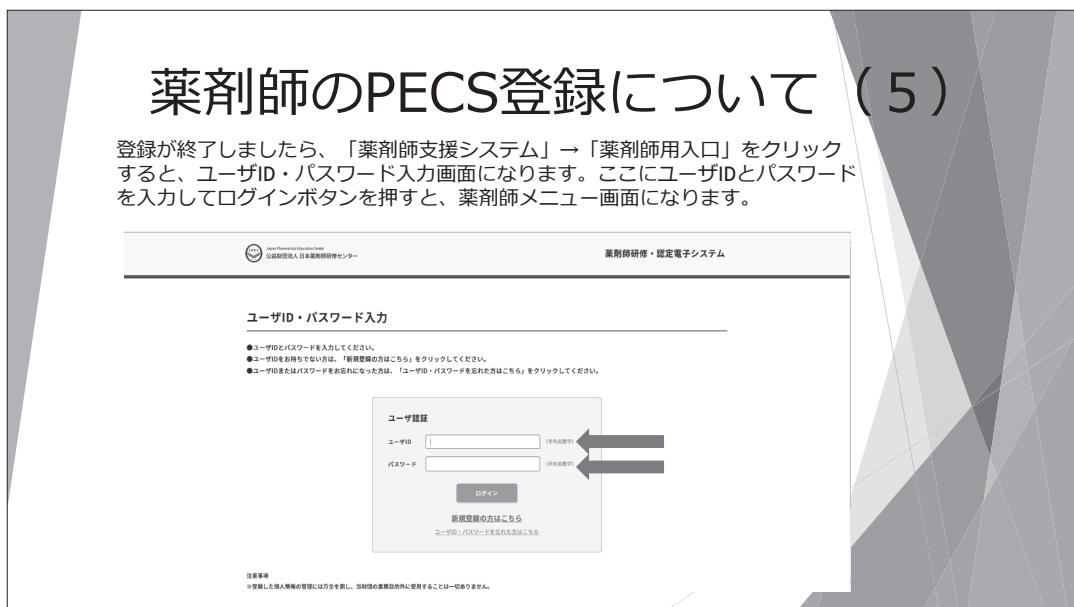
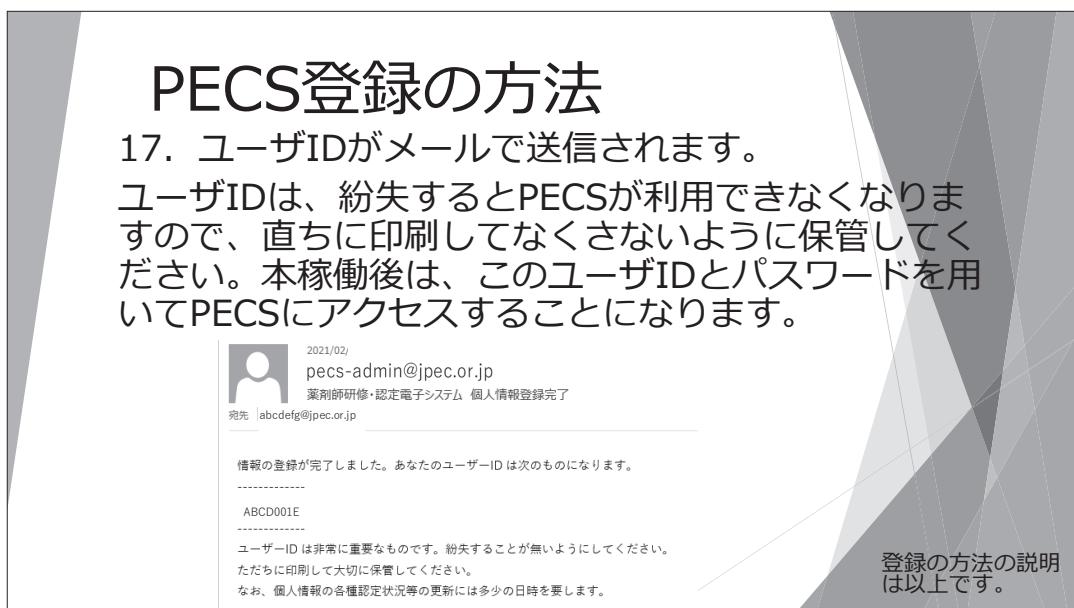
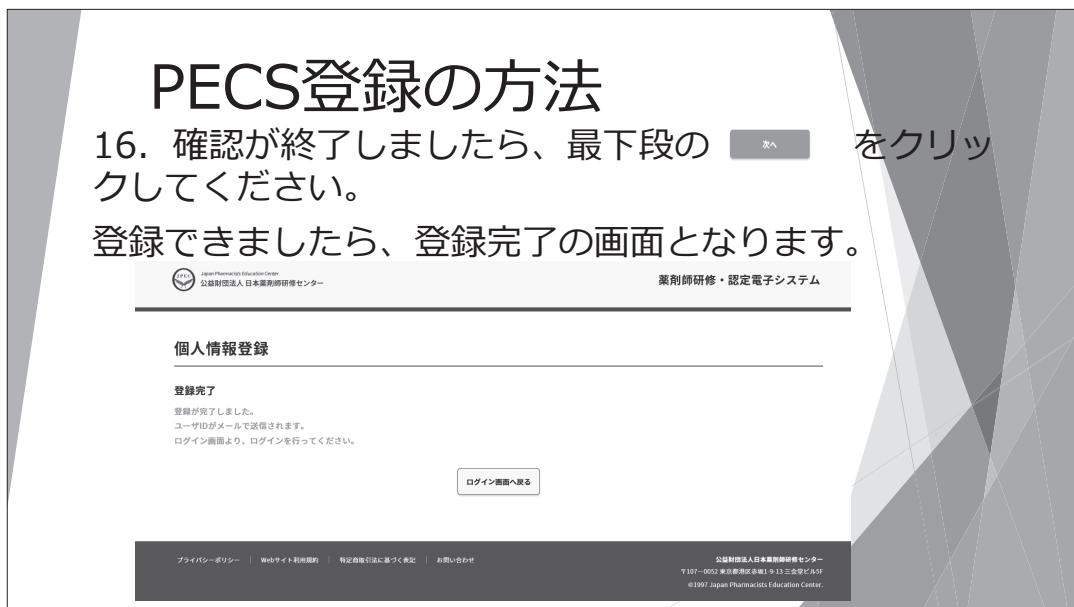
14. 確認画面が出ますので、入力事項に誤りがないかを確認してください。

15. 入力事項が不足しているなどの場合は、赤文字で表示されますので、それにしたがって、入力してください。

薬剤師名簿登録番号	<input type="text"/> 号（半角数字）	○必須
※薬剤師名簿登録番号は必須です。		
指定無し	※洋/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらも選択してください。	▼
薬剤師名簿登録年月日	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	○必須
※薬剤師名簿登録年月日（月）を選択してください。 ※薬剤師名簿登録年月日（日）を選択してください。 ※薬剤師名簿登録年月日（日）を選択してください。		

(左の例は、薬剤師名簿登録番号と登録年月日を入力しなかった場合)

次へ



薬剤師のPECS登録について（6）

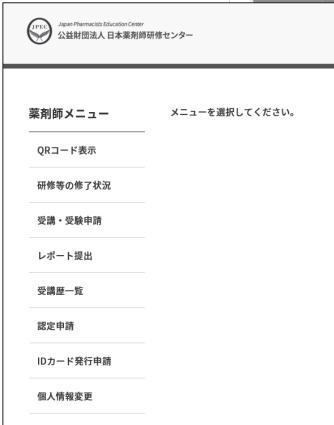
注意：

現時点では、薬剤師の登録のみです。

1. 「QRコード表示」などの他の機能が使用できるようになるのは、後日になります（その際にはメールによりお知らせします）。

2. 個人の認定状況が取り込まれるのは、現在のところ、PECS登録から2～3か月後の予定です。
 （薬剤師メニューの「個人情報変更」をクリックすると入力した情報を見られます。）

薬剤師メニュー



薬剤師のPECS登録について（7）

ご質問は pecs-info@jpec.or.jp へ
 メールでお願いします。

電話でのご質問はご遠慮ください（回答できません）。

ご注意ください!! 薬剤師のPECS登録の際の薬剤師名簿登録番号について

令和3年8月20日
 公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師のPECS登録において、生年月日、薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日は、いったん登録手続きを行った後は変更できないとご案内しております。特に、薬剤師免許登録番号は、PECSに保存される研修履歴や認定情報のキーとなるので、正確な入力が必要です。

本年3月より開始した薬剤師のPECS登録は、現在多数の方の登録をいただいておりますが、薬剤師名簿登録番号を誤って登録している方がかなり存在します。薬剤師名簿登録番号を誤って登録した場合、その薬剤師名簿登録番号を正規に有する薬剤師がPECS登録を行えないこととなり、その是正手続きを含めて甚大な影響があります。また、薬剤師名簿登録番号を誤って登録した薬剤師は、本稼働後、システムが認識せず研修受講単位が付与されない虞があります。

すでに誤って登録された方には順次是正措置を講じておりますが、今後薬剤師のPECS登録を行う方は、確認画面において十分な注意を払って確認したうえで、登録するようお願いします。

認定実務実習指導薬剤師養成講習会（更新） 開催案内

広島県薬剤師会では、薬学生実務実習受け入れのための認定実務実習指導薬剤師養成ビデオ講習会（更新）を次のとおり開催いたします。参加ご希望の方は、日本薬剤師研修センターのWEBサイトで更新申請について必ずご確認の上、お申し込みください。http://www.jpec.or.jp/download/ninteijitsumu_yoryo.pdf

定員になり次第終了いたします。

なお、本講習会は、更新期限が広島会場は令和3年9月30日から令和4年9月14日まで、福山会場は令和4年9月30日までの方（更新講習を受講できるのは、認定開始から5年以上経過した方）です。

【更新条件・受講資格抜粋】

①認定期間中に、実務実習生の指導実績（勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）が1例以上あること。

※2回目の更新の方で、受け入れ実績が過去に1例もない方は更新できません。

②勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。

ア 現に薬剤師実務に従事していること。

イ 認定期間中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

日 時：令和3年9月23日（木・祝）

講座④ 10:00～11:10 または

講座④ 13:00～14:10

場 所：広島県薬剤師会館



参加申し込みは

<https://210923jitu.peatix.com>

パスワード nintei

日 時：令和3年10月3日（日）

講座④ 10:00～11:10 または

講座④ 13:30～14:40

場 所：まなびの館ローズコム



参加申し込みは

<https://211003jitu.peatix.com>

パスワード nintei2

QRコードかURLでお申し込みください

参加費：広島県薬剤師会会員・広島県病院薬剤師会員は無料 ※但し、非会員の方（会費1000円）が必要。

※GoogleChromeかMicrosoft Edgeをご利用ください。Internet Explorerでは、必要事項が入力できません。

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては中止させていただく場合もあります。

※会場ではマスク着用が必須です。検温の上、入場していただきます。体温が37.5度以上の方は入場できません。

※遅刻した場合は入室できません。

旧講座アイウオの受講証は使用できませんので、再受講が必要です。

問い合わせ先：広島県薬剤師会事務局 木下 電話（082）262-8931

広島国際大学 薬学部第20回 卒後教育研修会

Beat Covid-19 —今こそ医療者の力を—

日時：2021年11月27日（土）16:00～19:10

場所：広島国際大学呉キャンパス1号館7階メディアホール

講演1 16:00-16:45

「私たちの体を守る白血球」

広島国際大学薬学部生理化学教室 教授 山口 雅史 先生

講演2 16:45-17:30

「呉市保健所における新型コロナウイルス対応について —薬剤師・保健師の携わり方とは？—」

呉市保健所生活衛生課生活衛生グループ 副主任 後藤 彰仁 先生

特別講演 17:40-19:10

「新型ウイルスのもたらす今後の医療」

広島大学病院感染症科 教授 大毛 宏喜 先生

受講資格：薬剤師（出身校不問）、医療従事者（職種不問）、学生、教職員

参加費：無料

参加申込方法：当日申込（予約不要）受付開始15:30より

留意事項：

- ①当時は会場入り口で検温と手指消毒を行って頂きます。また、マスクの着用をお願いします。
- ②新型コロナウイルス感染の拡大の状況によりWeb開催へ変更することがあります。

本研修会では以下の単位の申請を予定しております（①、②はいずれか）。

- ①日本薬剤師研修センター 集合研修 1単位（申請中）
- ②日本病院薬剤師会 病院薬学認定薬剤師制度 1単位（IV-2）（申請中）

・広島県薬剤師会員、広島県病院薬剤師会員の方は「研修受講シール」受領に際して「研修会用会員カード」あるいは薬剤師免許番号（後者の会員）が必要となります。当日、番号が分からぬ場合には、「研修受講シール」をお渡しできないことがありますのでご注意下さい。（薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の稼働が遅れていますので、現行のシステム「研修受講シール」での単位付与となります）

主催：広島国際大学薬学部

共催：（公社）広島県薬剤師会、（一社）広島県病院薬剤師会、

広島県薬剤師研修協議会、広島国際大学薬学部同窓会

後援（予定）：（公社）日本薬学会

ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座 のご案内

広島県では、肝炎ウイルス感染者の方やその家族などからの相談対応や、啓発活動等を行う「ひろしま肝疾患コーディネーター」を養成しており、薬剤師を含む様々な職種の方が活躍しています。

昨年度はコロナ影響により中止しましたが、今年度は養成講座を実施しますので、積極的にご参加ください。

1 と き 1日目：令和3年10月16日（土）

2日目：令和3年10月24日（日）（両日とも9時30分開場）

※天候等の理由により、やむを得ず日程変更する場合、前日の14時までに県ホームページに掲載します。

2 参加方法 Web 参加のみ

3 対象者 肝疾患の相談対応などに携わる方

4 定員 130名程度（現地参加者定員：40名程度）

先着順にて受付し、定員になり次第、締め切ります。

5 参加費 無料（参加は郵送・FAX・Eメール・電子申請による事前申込みが必要です。）

6 申込期間 令和3年8月16日（月）～9月30日（木）

7 主催 広島県（共催：〔公社〕広島県薬剤師会、〔一社〕広島県病院薬剤師会）

8 リンク 広島県ホームページ

「令和3年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座」



プログラム（1日目）10月16日（土）

時 間	内 容
10:00~10:10	オリエンテーション
10:10~11:10 (60分)	ウイルス性肝炎に関する疫学 広島大学大学院 医系科学研究科 教授 田中 純子 先生
11:10~11:20	休憩
11:20~12:20 (60分)	B型肝炎 広島大学病院 消化器・代謝内科 助教 内川 慎介 先生
12:20~13:20	昼休憩
13:20~14:20 (60分)	C型肝炎 広島大学病院 消化器・代謝内科 講師 三木 大樹 先生
14:20~14:30	休憩
14:30~15:30 (60分)	ウイルス性肝炎以外の肝疾患 広島大学病院 消化器・代謝内科 診療講師 村上 英介 先生

プログラム（2日目）10月24日（日）

時 間	内 容
10:00~10:05	オリエンテーション
10:05~11:05 (60分)	肝硬変 広島大学病院 消化器・代謝内科 診療准教授 中原 隆志 先生
11:05~11:10	休憩
11:10~12:10 (60分)	肝がん 広島大学病院 消化器・代謝内科 診療講師 河岡 友和 先生
12:10~13:10	昼休憩
13:10~13:50 (40分)	肝疾患患者に対する相談対応 広島大学病院 肝疾患相談室 総括肝疾患コーディネーター 木下 一枝 先生
13:50~14:00	休憩
14:00~14:55 (55分)	広島県における肝疾患対策 広島県健康福祉局薬務課 肝炎対策グループ
14:55~15:05	休憩
15:05~15:30	確認試験

【単位認定】以下を申請予定（シール交付を希望される薬剤師のみ）

- ・日病薬病院薬学認定薬剤師制度* I-2（医療制度）1単位 V-2（疾病・薬物療法）4単位
- ・日病薬・広島県病薬生涯研修認定制度* 合計 4 単位
※部分受講は対象としません。2日間の受講を確認後、シールを交付します。
- ・日本薬剤師研修センター 集合研修 合計 4 単位（1日 2 単位）

Web受講される方へ

肝疾患コーディネーターの認定証の交付、及びシール交付（シール交付を希望される薬剤師のみ）は、視聴ログに加え、講義中に表示されるキーワードの回答が必要になります。

各日程の講義終了時に、参加回答フォームのURL及びQRコードで提示しますので、当日中に御回答ください。遅刻や早退の場合、認定証及びシール交付は認められませんので、御注意ください。

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

ひーちゃんのうしたさんぽ (3) パティスリー ラネージュ (patisserie LA NEIGE)

ひーちゃん

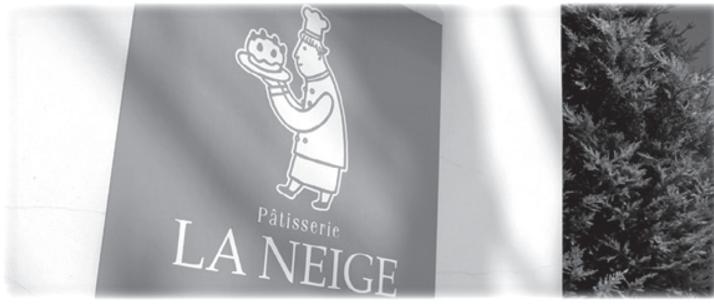
パティスリー ラネージュ (LA NEIGE) はシフォンケーキを中心としたスイーツ店です。

店名の「ラネージュ」は、フランス語で「雪」を意味します。オーナーシェフの水戸ゆき子さんが、「生地もクリームも、雪のように口の中でさっと溶けるようなケーキが作りたい」という想いのもとに、2008年4月4日に「ラネージュ」は生まれました。ラネージュのすべてのケーキは国産小麦と遺伝子組換えのない、植物性の餌を与えられ育った、鶏の卵で作られているそうです。

2008年、「近くにケーキ屋さんができるらしいよ！」という噂を耳にして、薬局のスタッフと楽しみにしていたのを思い出しました。ラネージュがオープンして13年。その間、スタッフのお誕生日にはケーキ、バレンタインデーのチョコレート、友達へのプレゼントなどいろいろな場面でお店に通いましたが、一度も飽きることなく、食べるたびに感動しています。水戸シェフはラネージュのHPに『本物にしかない、なにかが、心に響くケーキになると信じているのです。』と書かれています。私たちの味わう感動は『そのなにか』なのかもしれませんね。

2018年11月には同じく牛田にブーランジェリー ラネージュ (Boulangerie LA NEIGE) というパンとベーグルのお店もオープンしました。

牛田に来られた時は、ぜひみなさんも美味しいケーキとお気に入りのパンを見つけてみてくださいね♪



ようこそ、シフォンケーキのお店、ラネージュへ



◆住所

patisserie LA NEIGE

〒732-0066

広島県広島市東区牛田本町4丁目2-21

TEL / FAX : 082-221-3940

(電話受付時間10:00~18:00)

営業時間：10:00~18:00

Boulangerie LA NEIGE

ベーグルと自家製天然酵母のパンのお店

〒732-0066

広島市東区牛田本町6丁目2-27 工兵橋バス停横

ラネージュビル (旧オフィスアイビル)

TEL : 082-225-7786

定休日：不定休 P: 2台有

営業時間：10:00~売り切れまで

シリーズ 薬局紹介⑧〇

府中元町薬局

府中市元町9-1



みなさんはじめまして。

府中市元町にあります府中元町薬局と申します。

昨年9月より新体制のもと、新たなスタートとなりました。

薬剤師3名・事務1名の体制で業務を行なっています。

営業時間は月～金曜日が9:00～17:30、土曜日が9:00～12:30となっております。



私たちのテーマは「人とまち、いきいき」

活気のある町をつくるためには一人ひとりが健康である必要があると考えています。そのため、薬の正しい飲み方や管理方法といったことから、薬だけに頼らない生活習慣改善などの情報発信、また、健康や介護などのご相談対応、在宅訪問なども積極的に行ってています。

府中市は広島県東部に位置しており、府中家具や、繊維・鉄工業の町として栄えてきました。

府中市も高齢化が進んでおり、当薬局の利用者様も80%以上が60歳以上の方といった状況です。

私たちの想いとして、高齢者の方も安心して暮らせる町づくりのお手伝いを念頭においた活動を積極的に行なっていき、地域の人々に愛される薬局でありたいと願っています。

特に高齢者医療と介護に関して積極的に関わる薬局を目指して行こうとの思いから、地域ケア会議へ

の参加、地域サロンでのお薬の勉強会、地域の介護事業所様との勉強会の開催などを行い、お薬での困りごとやご相談に対応させていただいている。今後も、医療と介護の橋渡し役として高齢者福祉に積極的に関わっていきたいと考えています。

また、コロナウィルスの蔓延によりソーシャルディスタンスが求められるようになった昨今、離れていてもつながる薬局を目指してIT化の推進にも力を入れています。LINEによる処方せん受付やキャッシュレス決済対応、Zoomを活用したオンライン通信の導入など積極的に取り入れています。特に、オンラインを活用して複数事業所様が参加してのお薬勉強会は好評です。

最後に予防医療への取組を紹介させていただきます。

当薬局では体組成や血管年齢、肌年齢などの測定コーナーを開いており、いつもとは違った視点から自分の体の状態をチェックできるようにしています。結果に応じた日常生活での食生活や運動などのアドバイスを行ったり、測定結果と生活習慣の問診を組み合わせたAI分析を行なったりしています。



今後は地域企業と連携した、健康経営取組の支援を行なっていく計画も予定しています。

「人とまち、いきいき」を実現するため、地域の健康づくりの一役を担えるように日々邁進していく所存です。どうぞよろしくお願ひいたします。

書籍等の紹介

「在宅医療 Q&A 令和3年版」

監修：日本薬剤師会
編著：じほう
発行：株式会社 じほう
型：A5判、約270頁
価格：定価 2,750円
会員価格 2,400円
送料：1部 550円

「保険薬事典プラス 令和3年8月版」

編著：薬業研究会／制作
発行：株式会社 じほう
型：A5判、1,100頁
価格：定価 5,060円
会員価格 4,550円
送料：1部 550円

「ジェネリック医薬品リスト 令和3年8月版」

編著：医薬情報研究所
発行：株式会社 じほう
型：A5判、640頁
価格：定価 3,740円
会員価格 3,300円
送料：1部 550円

「医療者のための質的研究はじめの一歩!!」

編集：片岡竜太、渡邊洋子
発行：株式会社 薬事日報社
型：A5判、106頁
価格：定価 2,200円
会員価格 1,980円
送料：1部 550円



※価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願ひ」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされると不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局 TEL (082) 262-8931 FAX (082) 567-6066
担当：吉田 E-mail : yoshida@hiroyaku.or.jp

薬剤師国家試験 正答・解説



17頁 問24

解 説

水中の塩素は分子状塩素 Cl_2 、次亜塩素酸 HClO 、次亜塩素酸イオン ClO^- の三種類の形態をとる。 HClO 、 ClO^- は遊離残留塩素と呼ぶ。遊離残留塩素のうち、 HClO は ClO^- に比べるとはるかに殺菌力が強い。クロラミンは窒素上に塩素原子を持つ窒素化合物であり、結合残留塩素と呼び、遊離残留塩素よりも殺菌力が弱い。残留塩素とは水中に溶存する遊離残留塩素および結合残留塩素（クロラミン）を指し、水道法施行規則では、給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1 mg/L （結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L ）以上保持するように塩素消毒をすることが定められている。

Ans. 1

21頁 問42

解 説

肝初回通過効果を回避するのに適した剤形には、静注・筋注・皮下注などの注射剤、全身作用を目的とした点鼻剤、舌下錠、TTS 製剤、吸入剤、坐剤などがある。

Ans. 5

23頁 問79

解 説

調剤報酬とは、保険薬局で保険調剤を行った場合に要した費用等のことである。

健康保険法等に基づき「調剤報酬点数表」をもとに、必要項目をすべて加算して算出する。

調剤報酬 = 調剤技術料（調剤基本料 + 調剤料）+ 薬剤料 + 薬学管理料 + 特定保険医療材料料

Ans. 3

26頁 問138

解 説

- 1 × オゾン層の保護を目的として、ウィーン条約、モントリオール議定書がある。ロンドン条約は、海洋の汚染を防止することを目的として、陸上発生廃棄物の海洋投棄や、洋上での焼却処分などを規制するための国際条約である。
- 2 ○ 国連気候変動枠組条約に基づき 2016 年に発効したパリ協定は、京都議定書に代わる、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である。開発途上国も含めた世界共通の長期目標として、産業革命以前に比べた温度上昇を 2°C と目標設定し、 1.5°C に抑える努力を追求することを掲げている。
- 3 ○ 水俣条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的として、2017 年に発効した。
- 4 × 1 の解説参照。京都議定書は地球温暖化対策を目的とする。
- 5 × 酸性雨の対策として長距離越境大気汚染条約などがある。ストックホルム条約は、残留性有機汚染物質から人の健康と環境を保護することを目的とする。

Ans. 2, 3

28頁 問140

解 説

在室可能な人数を x 人とする。1人あたり $30 \text{ [m}^3/\text{h]}$ の換気量を確保する場合、必要換気量は $30x \text{ [m}^3/\text{h]}$ となる。床面積 36 m^2 、高さ 2.2 m の部屋の容積は $79.2 \text{ [m}^3]$ なので、必要換気回数 2 回/h の場合、必要換気量は $79.2 \times 2 = 158.4 \text{ [m}^3/\text{h]}$ となる。

したがって、 $30x = 158.4$ 。これを解くと、 $x \approx 5.2 \text{ [人]}$

最大 5.2 人を収容可能なので、これよりも少ない整数として 5 人となる。

Ans. 4

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

**手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。**

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当りの月払保険料

保険期間:2020年8月1日午後4時から2021年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(令和元年8月1日)の満年齢をいいます。

おすすめ!

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。**

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間^{*1}を超えた場合に補償します。^{*2}

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」
サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。



東京オリンピックが終わり、コロナ感染拡大が猛威を振るっています。
収束することを祈るばかりです。

<坊>

この夏も大変な日々が続きましたね。1日も早く平穏な日々が戻りますように。

<みづき>

めだかを育て始めました。
コロナ禍と曇り空の続く日々ですが、
めだかを見ながら小さなしあわせを感じています。

<もい鳥>

転職で やっと解った 塞翁が馬
<正岡子規彦>

まってます 決定的な 治療薬！！

<ときたま>

編集委員

谷川 正之	中川 潤子	有村 典謙	豊見 敦
荒川 隆之	宮本 一彦	安保 圭介	下田代幹太
森広 亜紀	松井 聰政	永野 利香	



《事務局長が交代されました》

7月から事務局長を務めている衣笠正純です。微力ですが、広島県薬剤師会発展のために頑張ります。前任者同様、よろしくお願ひします。

以下、簡単に自己紹介します。昭和30年東京生まれ。10歳の時、広島市に転居。昭和53年4月広島県入庁。主に福祉畠を歩き、西部こども家庭センターを最後に退職。平成27年6月から6年間、県社会福祉協議会で地域福祉に携わり、現在に至ります。

好きなものは、映画、音楽、ワイン（時々飲みすぎて嫌いになる）。また、嘗て、ゴルフに熱中しましたが、首を痛め中断中。人生100年時代、生涯現役目指して、一期一会を大切に、楽しく過ごしたいと思っています。
なお、鉄人衣笠選手とのゆかりはありませんが、昔自分も相当の野球少年でした。

表紙写真

ガマ〈蒲〉(ガマ科)

日本に自生するガマの種類にはガマ・ヒメガマ・コガマがあり画像はヒメガマです。ガマの花粉を蒲黄として薬用にしてきました。古事記に兎の傷を蒲黄で治したところ止血作用を利用したものでしょう。蒲団はガマの綿毛や葉を利用して寝具としたことから名づけられました。



写真解説：吉本 悟先生（安芸薬剤師会） 撮影場所：東広島市

保険薬局ニュース

令和 3 年 9 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.29 No. 5 (No.161)

令和 3 年 6 月 28 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

アセトアミノフェンを含有する解熱鎮痛薬に係る対応について (処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売する場合のルール)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチン接種後の発熱・痛みへの対応について、市販の解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェンだけでなく非ステロイド性抗炎症薬（イブプロフェンやロキソプロフェン）なども利用できることが示されています。

しかし、市販の解熱鎮痛剤が需給逼迫のため販売困難な状況となった場合には、処方箋医薬品以外の医療用医薬品により対応することも、選択肢の一つとして考えられるところです。

処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売につきましては、すでに「薬局医薬品の取扱いについて」（平成26年3月18日付け薬食発0318第4号 厚生労働省医薬食品局長通知）において具体的な対応が示されておりますので、抜粋してお知らせいたします。

各薬局におかれましては、適切な対応が行われるようご高配の程お願い申し上げます。

なお、販売価格については、医薬品の用量等を考慮しながら、薬局において個別に判断していただくものであることを申し添えます。

薬局医薬品の取扱いについて〈抜粋〉

(平成26年3月18日付け薬食発0318第4号 厚生労働省医薬食品局長通知)

第1 処方箋に基づく販売

2. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品について

薬局医薬品のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品（薬局製造販売医薬品以外の薬局医薬品をいう。以下同じ。）についても、処方箋医薬品と同様に、医療用医薬品として医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものである。

このため、処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても、效能・効果、用法・用量、使用上の注意等が医師、薬剤師などの専門家が判断・理解できる記載となっているなど医療において用いられることを前提としており、1. (2)*に掲げる場合を除き、薬局においては、処方箋に基づく薬剤の交付が原則である。

なお、1. (2)に掲げる場合以外の場合であって、一般用医薬品の一般用医薬品の販売による対応を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合などにおいては、必要な受診勧奨を行った上で、第3の事項を遵守するほか、販売された処方箋医薬品以外の医療用医薬品と医療機関において処方された薬剤等との相互作用・重複投薬を防止するため、患者の薬歴管理を実施するよう努めなければならない。

第2 使用者本人への販売

1. 原則

薬局医薬品については、薬剤師等が業務の用に供する目的で当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売する場合を除き、新法第36条の3第2項の規定に基づき、薬局医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。

第3 留意事項

1. 販売数量の限定

医療用医薬品を処方箋の交付を受けている者以外の者に販売する場合には、その適正な使用のため、改正省令による改正後の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「新施行規則」という。）第158条の7の規定により、当該医療用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医療用医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者からの当該医療用医薬品の購入又は譲受けの状況を確認した上で、販売を行わざるを得ない必要最小限の数量に限って販売しなければならない。

2. 販売記録の作成

薬局医薬品を販売した場合は、新施行規則第14条第2項の規定により、品名、数量、販売の日時等を書面に記載し、2年間保存しなければならない。

また、同条第5項の規定により、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

3. 調剤室での保管・分割

医療用医薬品については、薬局においては、原則として、医師等の処方箋に基づく調剤に用いられるものであり、通常、処方箋に基づく調剤に用いられるものとして、調剤室又は備蓄倉庫において保管しなければならない。

また、処方箋の交付を受けている者以外の者への販売に当たっては、薬剤師自らにより、調剤室において必要最小限の数量を分割した上で、販売しなければならない。

4. その他

(1) 広告の禁止

患者のみの判断に基づく選択がないよう、引き続き、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を含めた全ての医療用医薬品について、一般人を対象とする広告は行ってはならない。

(2) 服薬指導の実施

処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても、消費者が与えられた情報に基づき最終的にその使用を判断する一般用医薬品とは異なり、処方箋医薬品と同様に医療において用いられることを前提としたものであるので、販売に当たっては、これを十分に考慮した服薬指導を行わなければならない。

(3) 添付文書の添付等

医療用医薬品を処方箋に基づかず3により分割して販売を行う場合は、分割販売に当たることから、販売に当たっては、外箱の写しなど新法第50条に規定する事項を記載した文書及び同法第52条に規定する添付文書又はその写しの添付を行うなどしなければならない。

1. (2)*を含む厚生労働省医薬食品局長通知全文については、

ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/index.html> で、「薬局医薬品の取扱いについて」で検索するとご覧いただけます。

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の 認定申請について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬機法改正により、地域に暮らす住民・患者が自身に適した薬局を選択することができるよう、薬局が一定の機能を持つことを都道府県が認定する制度として、「地域連携薬局」、「専門医療機関連携薬局」が令和3年8月1日より開始されます。

地域連携薬局とは

入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に一元的・継続的に対応できる薬局

専門医療機関連携薬局とは

がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局

○申請に必要な書類及び添付書類についてはこちらでご確認ください。

↓

地域連携薬局

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/yakujitetudoku/chiikirenkei.html>

(広島県ホームページトップ 左側にある「検索」に地域連携薬局と入力)

専門医療機関連携薬局

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/yakujitetudoku/senmoniryokikanrenkeiyakkyoku.html>

(広島県ホームページトップ 左側にある「検索」に専門医療機関連携薬局と入力)

県薬務課又は県の保健所（支所）で受付を行いますので、申請窓口をご確認の上、ご提出ください。

地域連携薬局



外来受診時だけではなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局

質の高い薬学的管理

- ・他の医療提供施設、介護関係施設等との連携体制構築
- ・外来・入院・退院・在宅と移行する患者の情報を共有



地域における医薬品・医薬品情報・研修の提供

構造設備

イス
プライバシーへの配慮
バリアフリー

安定供給

時間外相談対応
休日夜間連携体制
在庫情報共有と提供
麻薬調剤、無菌製剤処理
医療安全対策
地域に根付いた薬剤師
地域包括ケアシステムにおける連携
地域のDI室

情報共有

会議への積極的参加
他医療機関との情報共有体制

- ・ハイリスク薬服薬中
- ・入院時、退院時
- ・在宅医療時

様式
 上記業務の周知
他薬局との連携

在宅医療

訪問指導実績
医療機器及び衛生材料の提供体制

1

専門医療機関連携薬局



がん等の専門的な薬学管理が必要な利用者に対して、他の医療提供施設との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局

高度な薬学管理、特殊な調剤への対応

他の薬局が専門的な薬学管理が対応可能となるよう支える役割

- ・医薬品の提供
- ・医薬品に係る専門性の高い情報発信
- ・高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施



構造設備

個室等プライバシーへの配慮
バリアフリー

専門的知見

時間外相談対応
休日夜間調剤応需体制
在庫情報共有と提供
麻薬調剤応需体制
医療安全対策
継続して勤務する薬剤師
専門的な内容の研修受講
地域の薬局への研修
地域のDI室
学会認定薬剤師

情報共有

医療機関との会議への参加
医療機関等との情報共有体制

- ・がん治療患者の服薬の状況、副作用の状況
- ・在宅を担当する薬局、かかりつけへの情報提供

 上記業務の周知

2

お盆中の調剤について

要件を満たす薬局*が、8月13日・14日・16日、中国四国厚生局に薬局の休業日（終日）として届け出ている場合、その届け出た期間中に、地域薬剤師会の輪番制で当番薬局として開局した際は、時間外加算を算定することができます。（2020年版保険薬局業務指針P99参照）

この場合、店内に輪番制で開局している旨を掲示し、時間外扱いであることを告知してください。明細書の発行が義務づけられており、患者に説明できない加算を算定することはできません。

地域薬剤師会の輪番制に参加するには、保険薬局部会会員で、応需薬局登録（県薬ホームページで一覧できます）が必要ですので、所属の地域薬剤師会にご確認ください。

*要件を満たす薬局
保険薬局部会会員・応需薬局登録済であり、支部当番薬局として、開局している



保健所と連携した新型コロナウイルス感染症の 自宅療養者に対するオンライン診療の実施について

広島県では、新型コロナウイルス感染症感染者の自宅療養患者がかかりつけ医を持たない場合に、保健所を介してオンライン診療を実施するため、オンライン診療マニュアル【初版】を作成されました。今までと同様、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症感染者の処方箋へ対応していただくとともに、今後は新規患者で「基礎疾患を把握できていない場合」での処方箋発行も増加する可能性がありますので、その対応についてもよろしくお願ひいたします。

薬の配達については、適切な感染防止策を講じながら薬局の従事者が届けるなど、自宅療養者の必要性に応じて速やかな対応に配慮する必要がありますので、御理解・御協力をお願い申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対するオンライン診療マニュアル【初版】」 (医療機関向け) より抜粋

1 目的

新型コロナウイルス感染症により自宅療養を行う方に必要な医療を提供するため、医療機関と行政が連携しながら、より安心、安全な自宅療養体制を確保するためオンライン診療（電話を含む）受診の仕組みを整備する。

2 自宅療養者とは

新型コロナウイルス感染症の軽症患者または無症状病原体保有者で、育児、介護等家庭の事情により、宿泊療養施設への入所や病院への入院が困難な者。（療養解除までの間）

※本県では、入院または宿泊療養を原則としている。

※発症日（無症状病原体保有者では検体採取日）から10日間経過し、かつ、症状軽快後（解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合）72時間経過した場合、療養解除となる。

— (中略) —

5 診療の流れ → ※次ページに掲載

○かかりつけ医がいる場合

療養者が各自でかかりつけ医に相談し、受診等の対応をする。

○かかりつけ医がない場合

(1) 診療までの手順（保健所が調整）

①医師の診療の必要性

- ・健康観察時に医師の診療が必要と判断
- ・自宅療養者から医師の診療について相談

②医療機関と診療調整

- ・医療機関に電話で連絡して診療を必要とする状況を説明し、診療の可否を確認
- ・診療方法（電話診療、オンライン診療）や時間を調整

③療養者に診療方法、時間を伝える

- ④問診票及び結果連絡票をFAXまたはメールで医療機関に送付する（個人情報を伏せる）

— (中略) —

(3) 処方について (⑥, ⑧)

- ・処方が必要な場合は、処方箋を作成する。

【処方上の注意】

- ・初診からの電話等の診療では、麻薬及び向精神薬は処方できない。
- ・初診からの電話等の診療で、患者の基礎疾患情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とし、診療報酬の薬剤管理指導料「1」の対象の薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方をしてはならない。
- ・患者へ、当該患者が新型コロナウイルス感染症等であることを薬局や配送業者が知ることの同意を得る。

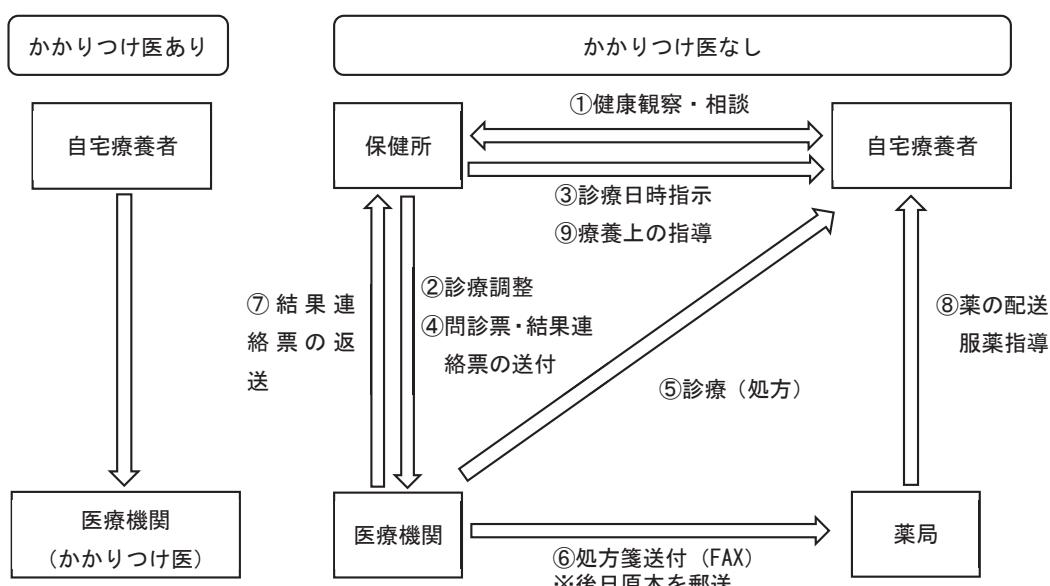
【処方箋記載上の注意】

- ・(5)の①～④に該当する場合（薬剤師会注：コロナウイルス感染症に係る自宅療養の医療費に該当する場合）は、処方箋左上の公費負担番号、公費負担医療の受給者番号に(5)のとおり記載し、備考欄には、「CoV 自宅」、処方医に連絡がつく電話番号及び患者に連絡がつく電話番号を記載する。
- ・(5)の①～④以外の場合（持病薬等）は、備考欄には、「CoV 自宅」、処方医に連絡がつく電話番号及び患者に連絡がつく電話番号を記載する。
- ・患者にかかりつけ薬局の有無、希望の薬局の有無を聞き、かかりつけ薬局、希望の薬局へ処方箋をFAX等する。なお、処方箋情報の確実な送付のため、当該薬局へ送付したことを電話連絡する。

※患者から具体的な希望薬局がない場合は、救急医療ネットひろしまを紹介し、配達しやすい住居の近くの薬局などをアドバイスする。

- ・処方箋原本は、当該薬局へ後日郵送する。
- ・処方箋を受け付けた薬局は、速やかに調剤・配達するとともに、電話・オンラインによる服薬指導をする。

※ 5 診療の流れ



国会レポート 骨太の方針2021



情報監視審査会会長
参議院議員・薬剤師
藤井 基之

「経済財政運営と改革の基本方針2021（いわゆる「骨太の方針2021」）は、「日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」を副題として、6月18日に閣議決定されました。

今回の方針では、昨年戦後最悪の落ち込みとなった世界経済は、単なる景気回復に留まらず経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化がダイナミックに発生し、国内においては、柔軟な働き方や東京一極集中の変化の兆し等、これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンスが到来しているとし、こうした内外の変化を捉えて構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を構築するとしています。

医療提供については、今般の新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえ、平時と緊急時で医療提供体制を迅速かつ柔軟に切り換える仕組みを構築すること等が記されています。

また、医薬品については、革新的な医薬品におけるイノベーションの評価の観点及び長期収載医薬品等の評価適正化の観点から薬価基準の見直しを透明性・予見性の確保にも留意しつつ図るとともに、OTC類似薬等の既収載の医薬品の保険給付範囲について引き続き見直しを図ること。後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を図るとともに、新目標（23年度末までに数量シェアを全都道府県で80%以上）について検証すること。かかりつけ薬剤師・薬局の普及を進め、多剤・重複投薬への取組を強化するとともに、医師及び薬剤師の連携により、一定期間内の処方箋を反復利用できる方策を検討すること等が示されています。

社会保障関係費に関しては、実質的な増加を高齢化に伴う増加分に相当する伸びに収める方針を継続するとしており、年末の予算編成に向けて、必要な財源の確保に努めていかなければと思います。

藤井基之ホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

国会レポート

改正薬機法の施行

情報監視審査会会長
参議院議員・薬剤師
藤井 基之

新型コロナウイルス感染症はデルタ型変異株の感染拡大の影響もあって、新規感染者が急増しています。政府は、埼玉、千葉、神奈川及び大阪の4府県を緊急事態宣言に切替え、既に発令されている東京、沖縄も含め、8月31日までとすることを決定しました。また、北海道等13道府県にまん延防止等重点措置を適用しました。不要不急の外出自粛等の感染拡大防止に努めるとともに、ワクチン接種を拡充していくことが求められています。皆様方の引き続きのご協力をよろしくお願ひいたします。

さて、2019年12月の改正薬機法に基づき、8月1日に特定の機能を有する薬局を認定する制度等が施行されました。

特定の機能を満たし都道府県知事から認定を受けた薬局は、機能に応じて「地域連携薬局」又は「専門医療機関連携薬局」と標榜すること可能となり、患者さんが自分に適した薬局を選択する大切な手がかりを提供することとなります。薬局のかかりつけ機能や高度薬学管理機能を求めた「患者のための薬局ビジョン」をより具現化し、薬剤師・薬局への更なる信頼性向上につながるものと期待を寄せてています。

薬局における法令遵守体制については、薬事に関する業務に責任を有する役員を選任し、法令遵守上の問題点の把握や解決のための措置等を含めた体制整備を行うこと。薬局の管理に必要な能力と経験を有する管理者を選任し、管理者が薬局開設者に対して書面で意見申述することが義務となりました。

この他、適正使用のための最新情報を提供するため、添付文書の製品への梱包を廃止し、電子的な方法による提供が基本となります。但し、一般用医薬品については、使用時に直ちに情報内容を確認できるよう、添付文書が同梱されることとなります。

藤井基之ホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

本田あきこ オレンジ日記



積み重ね

自民党厚生労働部会副部会長
参議院議員・薬剤師
本田 順子

通常国会が閉じてからも閉会中審査、災害対応、年末の来年度政府予算案の編成に向けた各省の概算要求に関する勉強会、各級地方選挙対応等の日々が続いています。

また、新型コロナウイルス感染症の決め手となるワクチン接種もある程度軌道に乗りつつありますが、薬剤師会や病院薬剤師会の皆様には、それぞれの地域や場所で、接種事業が的確かつ効率的に行われるようご対応頂いておりまことに感謝申し上げます。

さて、今回は毎月1回送付させていただいている“オレンジ日記”を振り返ってみることにしました。最初の発行は、私が組織内統一候補として決定していただいた2017年3月から8か月後の11月送付分であり、そこからカウントしてみたら、今回は53回目でした。会報を手にして下さる皆様と会報を通してつながっていることに感激すると同時に、こうして原稿を掲載していただいていることに感謝でいっぱいの気持ちになりました。毎月一番伝えたい想いをタイトルに込めて書いていますので、タイトルを見ると、その月の活動を振り返ることができます。

第1回目は「都道府県訪問の旅」でした。都道府県訪問が九州から始まったこと、活動状況がPOWERに随時掲載されていること、私の役割は薬剤師の結束がこれまで以上に深まるよう汗を流すこと、イメージカラーをオレンジ色に決めていただいたことなどを綴っており、読み返すと感慨深い気持ちとなります。

私がこうして積み重ねをさせて頂いたように、次の組織候補となられた神谷まさゆき副会長が今後援会活動を積み上げられています。

私もまだまだ及ばないところがたくさんありますので、先輩の藤井基之先生に習いながらの毎日です。



本田あきこ



フェイスブック
本田あきこの部屋
メルマガ登録

ツイッター
@89314honda

本田あきこ オレンジ日記

令和3年版 厚生労働白書

自民党厚生労働部会副部会長
参議院議員・薬剤師
本田 順子

本年7月、「新型コロナウイルス感染症と社会保障」を副題とした厚生労働白書が公表されました。

白書とは、中央省庁が所管する行政活動の現状やこれから展望等を国民に知らせるための報告書のことと言います。

現在のみならず未来にわたって人や暮らしを守るという役割を持つ厚生労働省における今年の白書は、やはり新型コロナウイルス感染症が国民生活に与えた影響とそれへの対応が中心となっています。特に大きな影響を受けた人々の活動への対応の項目では「収入が急減した人」、「孤立の深刻化」、「女性」、「子ども」そして「医療・福祉現場」への対応について説明されています。また、白書では「今回の経験を踏まえ、新たな感染症の発生、拡大に備えて、受け入れ候補となる医療機関や場所・人材等の確保の考え方、医療機関間の連携の役割分担などを検討しておくことにより、危機に強い医療提供体制の構築が求められている」と述べています。

また、田村厚生労働大臣は、白書の冒頭で「『困った時』を支えることが社会保障の役割です。(中略)社会的危機は、いずれまたやってきます。その時、より迅速に、そして、より効果的に対応できる社会保障を構築することは、私たちに課された重要な使命です」と強い気持ちを訴えています。

女性、子どもなど幅広い年齢層に影響を及ぼしているのが現在のコロナ禍ですが、特に心の問題に対するケアが大切になってくることを今年の白書をみて強く感じました。我が国のおかげで社会保障を支える一員である私たち薬剤師も、いずれまたやってくる社会的危機に対し、いかに貢献できるかについて備えておくことが大切と感じています。

参考資料

厚生労働白書

～新型コロナウイルス感染症と社会保障～ [概要版]

<https://www.mhlw.go.jp/content/000810603.pdf>



まさ ゆき 政幸だより

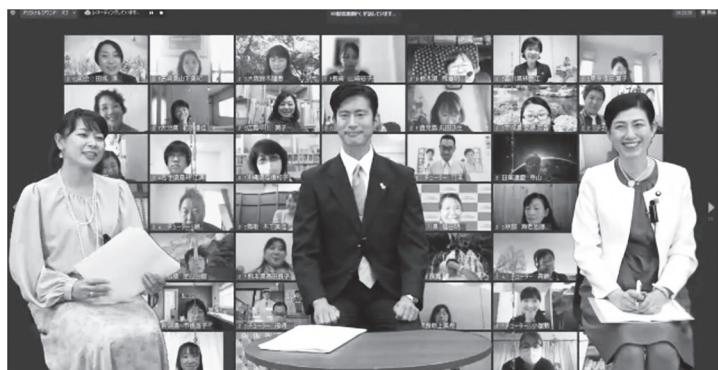


JPLフォーラム2021が開催されました

日本薬剤師連盟 副会長
神谷 まさゆき

6月は、宮城県、岩手県、青森県、愛知県の支部を訪問させていただきましたが、その合間の6月20日（日）に、都道府県で地域のリーダーとして活動されている女性薬剤師に参加いただき、JPL (Japan Pharmacist Ladies) フォーラム2021「はじめまして、神谷まさゆきです！」がWEB開催されました。

山本会長の開会挨拶、近藤日本女性薬剤師連盟会長より激励のご挨拶、藤井基之参議院議員の激励のご挨拶と国会報告に続いて、私からは、薬局に生まれ育ち薬局経営の現場での経験から政治を志したこと、現場の顔が浮かぶ政治を目指したいことなどをお話しさせていただきました。次にプロの司会者をモレーテーに迎えて、参加者の画像を背景にして本田顕子参議院議員との対談が行われました。コロナ禍で制限された中での訪問活動、SNSの活用、今後の活動などについて、本田先生の経験を伺いながら話し合い、参加者との質疑応答も行うなど、



和やかな雰囲気の中で充実した対談になりました。

その後6グループに分かれて、「神谷まさゆき支援の輪を広げるには！」をテーマにフリートークの後、発表が行われました。発表では、イメージキャラクターの作成、愛称をつける、ショートムービーの作成・活用、薬局スタッフへの周知方法の工夫など、女性ならではのアイデアも含め様々な提案をいただき、私のことを身近に感じてもらうことの大切さを改めて意識する機会になりました。

対談、フリートークや発表もスムーズに進められ、WEB開催でしたが参加者と一体感をもつことができたフォーラムになりました。休日にもかかわらずご参加いただき、ありがとうございました。

- Facebookページ『薬剤師「神谷まさゆき」の活動日誌』を開設しました。
右のコードから閲覧してください ➡

- 神谷まさゆきのホームページを開設しました。
右のコードから閲覧してください ➡

- 神谷まさゆきメールマガジンを開始しました。
右のコードから登録をお願いいたします ➡

- 神谷まさゆきの公式LINEアカウントを開設しました。
右のコードから登録をお願いいたします ➡

まさ ゆき 政幸だより

第一次公認をいただきました

日本薬剤師連盟 副会長
神谷 まさゆき

7月23日に開会した東京オリンピックは、8月8日に閉会しました。17日間の熱戦を通じて、参加したアスリートが積み重ねてきた努力と時間を一瞬のために賭ける姿に、多くの感動と勇気をもらいました。その一方で、新型コロナウイルス感染症は首都圏を中心に拡大が続き、6都府県に緊急事態宣言が発出されるとともに13道府県にまん延防止等重点措置が適用されており（8月8日現在）、高い警戒感を持って対策を徹底していくことが求められています。

さて、7月14日に第26回参議院議員通常選挙（令和4年夏実施予定）における比例代表選出議員選挙の第一次公認候補者が自由民主党選挙対策本部より発表され、私は全国比例代表候補者として指名をいただきました。昨年3月に藤井基之参議院議員の後継者として組織内統一候補に選任いただいて以来、全国各地を訪問しておりますが、今回の公認決定は私の活動に対してご理解いただき、ご支援いただいている皆様のおかげと、感謝の気持ちでいっぱいです。無事公認がいただけたことに安堵するとともに、これから先に待ち受ける重責に身が引き締まる思いです。

2月に始まった全国支部訪問は、7月までに20都道府県を回りました。直接訪問を基本とし、むずかしい場合にはリモート訪問を行い、時には直接とリモートを組み合わせたハイブリッド訪問を行うこともありました。コロナ禍という行動が制限される中で、訪問先の薬剤師連盟の皆様には、実施方法の検討や計画の策定から訪問終了まで、お手数をおかけするとともにお心遣いをいただきておりますことに、心より感謝申し上げます。

決戦の時まで残すところあと一年となりました。皆様の思いをしっかりと受け止めて、ご期待に応えるよう力を尽くしていく決意です。皆様のご理解と更なるご支援をよろしくお願ひ申し上げます

1. Facebook ページ『薬剤師「神谷まさゆき」の活動日誌』を開設しました。
右のコードから閲覧してください ➡

2. 神谷まさゆきのホームページを開設しました。
右のコードから閲覧してください ➡

3. 神谷まさゆきメールマガジンを開始しました。
右のコードから登録をお願いいたします ➡

4. 神谷まさゆきの公式LINEアカウントを開設しました。
右のコードから登録をお願いいたします ➡



交通安全ニュース

令和3年
No. 8

チャイルドシートを正しく使い 子どもを守りましょう。

子どもの抱っこ乗車は危険です。



時速40Kmで
衝突した場合



「体重10kgの子どもでは
約300kgの前へ
飛び出る力が働きます。」

交通事故のエネルギーを腕で支えることはできません。
その結果、子どもが前に飛ばされてしまい、フロントガラスに頭を打ち付けたり、車外へ放出されてしまう可能性が高くなり、大変危険です。
子どもを抱っこで車に乗車させることはやめましょう。

6歳未満の幼児を乗車させる場合、
チャイルドシートの使用が義務づけられています。

年に数回しか使う機会がない場合、「まあいいか」と考えてしまいがちですが、大切な人を守るためにも、チャイルドシートを使用するようにしましょう。



発行：広島県警察本部交通部交通企画課

広島県薬剤師会ホームページからの「吸入チェックシート」ダウンロード方法について

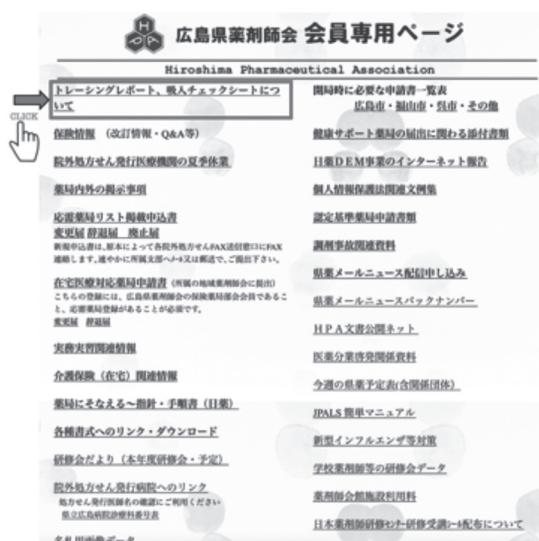
1

広島県薬剤師会トップページより、
左側の「会員向け情報」をクリックします。



2

会員専用ページ左上
「トレーシングレポート、吸入チェックシートについて」をクリックします。



3

ページの一番下
「吸入チェックシート Excel」を
クリックして下さい。



吸入チェックシート導入のご案内

(一社) 広島県病院薬剤師会 地域医療連携支援検討委員会

吸入療法では吸入手技が治療効果に大きく影響するため、正確な吸入方法を習得し、継続することは非常に重要です。しかしデバイスの種類の多さが正しい吸入手技習得の障害となり、患者も指導に当たる医療者も戸惑うことが少なくありません。そこでこのたび、指導内容やチェックポイントを標準化する目的で、広島県内で統一して利用できる「吸入チェックシート」を導入することとなりました。

活用方法 1

患者への吸入指導時に活用

「吸入チェックシート」は Excel で作成しています。チェック項目はデバイスの種類によって異なるため、指導するデバイスを選択してご利用ください。

活用方法 2

保険薬局での患者指導内容や評価内容を主治医へフィードバック

吸入指導後、広島県版トレーシングレポートに「吸入チェックシート」を添付して FAX 送信すると、保険薬局からの一方的な報告ではなく、病院での対応が保険薬局へ返信されるため、双方のやりとりが可能となり、より緊密な情報共有が図れます。

吸入チェックシート	
評価日： 年 月 日	
指導回数： 初回 ・ 継続 (回目)	
患者ID：	
患者氏名：	
薬局名：	
担当薬剤師：	
«デバイス»	レスピマット
«薬剤名»	
«用法用量»	1日 回 1回 吸入
«吸入器の使い方説明»	吸入説明書提供 口頭指導 動画使用 薬剤師によるデモ機を用いた指導 患者さんによる吸入実施 その他 ()
«吸入補助ツール使用»	
«確認事項»	① 新しい吸入器を使用するときの準備操作 ② キャップを開いた状態で上向きにし、透明ケースを「カチ」と音がするまで右に180度回転させる ③ キャップを完全に開ける
«評価»	息止め 後片付け
«薬剤理解評価»	薬剤名が言える 薬効が言える 用法がわかる 用量がわかる
«アドヒアランス»	継続治療の重要性について理解できている。
コメント	

デバイスを
シートから選択

「吸入チェックシート」の内容については『吸入を広める会（事務局：広島大学病院薬剤部）』でメンテナンスを行い、当委員会において、広島県薬剤師会と連携を図りながら、活用を推進していきます。

「吸入チェックシート」は広島県病院薬剤師会・広島県薬剤師会、いずれのホームページからもダウンロード可能です。吸入薬は使い慣れてくると、吸入手技が難になったり自己流になっていく傾向がみられるため、初回の吸入指導のみならず、的確な吸入指導を継続することが重要です。「吸入チェックシート」を活用し、患者の吸入手技の向上とアドヒアランスの維持に取り組んでいきましょう。

図 1. 吸入チェックシート (Excel)



← 薬薬連携通信 第6号 →



(一社) 広島県病院薬剤師会 地域医療連携支援検討委員会

広島県薬剤師会と広島県病院薬剤師会で作成した統一様式トレーシングレポート《広島県版》をご存知ですか？ 広島県版の最大の特徴は、トレーシングレポートの受け取り者が、処方箋発行元の病院薬剤師となっている点です。病院薬剤師が介入することによって、患者の薬物治療に有用な情報を、確実に処方医へ伝えることができます。 「双方向の情報共有」で、患者に継続的により良い薬物療法を提供していきましょう。

ここでは実際にトレーシングレポートを通じてやりとりがあった事例（抜粋）を紹介します。

服薬状況提供書（トレーシングレポート）《広島県版》			
報告内容	<input type="checkbox"/> 継続の必要性が乏しい薬剤についての情報提供（ポリファーマシー等） <input type="checkbox"/> 服薬状況 <input type="checkbox"/> 他院処方（重複、相互作用） <input type="checkbox"/> 経口抗がん剤 <input type="checkbox"/> 手技：自己注射 <input type="checkbox"/> オピオイド <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 副作用（重篤でないもの） <input checked="" type="checkbox"/> 手技：吸入薬		
	情報提供・提案事項 レルベア 100 エリプタ 30 吸入について X 日 吸う力があまりないと家族の情報で、練習吸入器（音が鳴れば正しく吸入できている）で吸入してもらうと、かなり頑張って吸ってなんとか音が鳴る状態。本人・家族と相談の結果、練習吸入器を持ち帰り、自宅で練習しながらレルベアを使ってみることになりました。 X+1 日 吸入状況を電話で確認すると、「練習しているけれど音がなかなか鳴らない。しっかり吸えていないのかもしれない。診察時、本人は先生に大丈夫と言っていたけど、途中で嫌がって止めるようなら病院に連絡して、ツロブテロールテープに戻していくか聞いてみます。喘息症状は昨日よりは楽になっている様子です。」との家族の情報あり。うまく吸えていないようなら吸い残しがないように2～3回繰り返し吸い込むように説明しました。		
《病院記入欄》 ■ 報告内容を確認し、主治医へ報告しました。 返信日： ○○ 年 ○ 月 ○ 日 病院名： ○○ 病院 記入者： ○○ ○○			

【 転 帰 】 次回受診時、フルティフォーム 125 エアゾールへ変更。

吸入指導と家族の吸入サポートで、吸入可能な状態となった。

【委員会より】 練習吸入器等を利用して評価を行うことの重要性がよくわかる事例です。吸入薬は正しい手技で吸入しないと十分な効果が得られないため、薬剤師による指導が重要です。薬薬連携で患者の吸入手技の向上とアドヒアランスの維持に貢献していきましょう。
※ 今後、「広島県版 吸入チェックシート」を導入予定です。

※広島県版 参加病院は現在 29 施設
(2021年5月25日現在)

トレーシングレポート参加病院 p d f

検索



発 行：〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2番1号
電話 (082) 262-8931(代) FAX (082) 567-6066
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。